

2016年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

我が国における海洋政策の調査研究

報告書

2017年3月

公益財団法人 笹川平和財団
海洋政策研究所

はじめに

2015年4月に発足した公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所は、その前身である「海洋政策研究財団」時代より、「人類と海洋の共生」を目指し、海洋や沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止などに関する調査研究を実施してきました。その成果は、国連海洋法条約およびアジェンダ 21、The Future We Want、2030 アジェンダ等に基づく新たな海洋秩序の枠組みの中において、国際社会による持続可能な発展の実現に資する提言として取りまとめております。そして、この調査研究の一環として、当研究所ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、海洋や沿岸域の総合的管理に向けた海洋政策や法制、推進方策および推進体制に関する検討、政策提言を行うことを目的とした「我が国における海洋政策に関する調査研究」を実施しています。

2007年の海洋基本法制定を受け、内閣に設置された総合海洋政策本部によるリーダーシップの下、2013年に改正された海洋基本計画において、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「排他的経済水域等の開発等を推進するため、(中略) 海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める」及び「各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組みを推進する」が具体的に明記されました。

このような動きを受け、当研究所では、2011年度から沿岸域総合管理の制度に関する調査研究、2013年度からは排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制のあり方についての追加検討に取り組みました。そして、2015年度からは、新たな海洋政策の指針となるべき政策提言の取りまとめを目指し、調査研究を開始致しました。

2016年度には、排他的経済水域及の管理に関する法制や利用の促進、沿岸域の環境管理の在り方等について政府与党、総合海洋政策本部参与会議等による検討が進められました。こうした動きに注目しながら、当研究所では有識者とともに排他的経済水域等の管理と利活用および沿岸域総合管理をより推進するための具体的な検討を行い、2017年度以降に予定されている海洋基本計画の改訂に貢献するための論点整理や課題析出を試みました。

本報告書は、本年度実施した調査研究の成果を掲載したものです。本調査研究の成果が、排他的経済水域及び大陸棚ならびに沿岸域の総合的な管理の取組を促進し、我が国における総合的海洋政策の立案に資するものとなれば望外の喜びと存じます。

最後になりましたが、本調査研究の実施に際し、熱心なご審議を頂きました「総合的海洋政策研究委員会」の各委員と、本調査研究にご支援、ご助力を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2017年3月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長 寺島 紘士

我が国における海洋政策の調査研究
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

研究体制

寺島 紘士	公益財団法人笹川平和財団常務理事兼海洋政策研究所長
吉田 哲朗	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所副所長
古川 恵太	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部長
倉持 一	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部主任研究員
角田 智彦	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部主任研究員
上里 理奈	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員
小森 雄太	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員
塩入 同	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員
高原 聡子	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員
樋口 恵佳	公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員

※主任研究員・研究員については 50 音順

目次

はじめに

我が国における海洋政策の調査研究 研究体制

第1章 研究概要	1
1 背景と目的	1
2 研究体制	2
3 研究内容	3
第2章 本年度の調査研究内容	5
1 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理	5
2 沿岸域総合管理	7
3 第2期海洋基本計画の評価	10
第3章 まとめ	51
関係資料	53

第1章 研究概要

1 背景と目的

本調査研究は、海洋基本法に定められている海洋の総合的管理を推進するための基本的施策の具体化について検討を行うことを目的としている。第1期の2007年度から2010年度及び2013年度には、排他的経済水域および大陸棚の総合的な管理のための法制のあり方について検討し、提言「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制のあり方について」や「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言」のとりまとめを行った。これに続き、2011年度からは、第2期として海洋環境の悪化、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっている陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理する沿岸域総合管理の推進方策についての検討を行い、「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言―市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて―」のとりまとめを行った。

我が国の沿岸域においては、人間の生活や産業活動が活発に行われているが、一体的かつ適切な管理が行われていないために、海洋環境の悪化、水産業の衰退、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっている。こうした状況に対応する沿岸域総合管理は、諸外国で広く導入され、1992年のリオ地球サミットの行動計画であるアジェンダ21においても言及されている国際標準的な手法である。我が国においても、2007年に成立した海洋基本法において、12の基本的施策の1つとして位置づけられ、2013年4月26日に閣議決定された新たな海洋基本計画において、「各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する」こと、「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する」こと（第2部9沿岸域の総合的管理（1）沿岸域の総合的管理の推進）が明記された。これを踏まえ、地域が主体となった多様な地域の実態を踏まえた取組みの促進に努めるとともに、それを参考にして国レベルでの「沿岸域総合管理の制度」を整備・促進することが重要である。

一方、排他的経済水域等の開発等の推進についても、海洋基本法において基本的施策として位置づけられるとともに、前述の海洋基本計画においても、「我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する」こと及び「広大な排他的経済水域等の有効な利用や、海洋産業の振興と創出を図るため、海域の特性に応じて、水産資源の持続的利用の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進、海洋再生可能エネルギーの利用促進等に取り組む」ことが規定されたこと（第2部3排他的経済水域等の開発等の推進）を踏まえ、より具体的に推進する枠組みを整備することが求められている。

そして、これらの取り組みの根拠である海洋基本計画が2013年4月の改訂から4年を経過し、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する

評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」との海洋基本法（第16条第5項）の規定に基づき、2018年4月に予定されている改訂に向け、現在の海洋基本計画の取り組み状況を明示的に把握し、新たな海洋基本計画策定に向けた基礎的な資料を作成することが喫緊の課題となっている。

以上の背景を踏まえ、本調査研究においては、2016年度が4ヶ年計画の2ヶ年目であることから、これまでの研究知見を総括するとともに、海洋基本計画に規定されている「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中でも取り組みが不十分であるものを促進することを目指し、排他的経済水域および沿岸域の管理や利活用に注目した調査研究を実施する。そして、我が国の海洋政策に貢献し、新たな海洋ガバナンスの確立に寄与しうる研究知見を提示するとともに、2018年度中の実施が予定されている海洋基本計画の第2次改訂に貢献しうる政策提言の取りまとめを目指す。

2 研究体制

本調査研究においては、2015年度に引き続き、総合的海洋政策研究委員会（以下「委員会」という。）において、海洋・沿岸域に関わる科学的知見、技術、経済社会等の実態を踏まえ、総合的な見地から検討を行った。また、委員会が所掌する個別の調査研究に関する専門的見地からの助言および指導を受けるため、2015年度に委員を委嘱した秋道智彌総合地球環境学研究所名誉教授（当研究所特別研究員）および松田治広島大学名誉教授（当研究所客員研究員）を招聘し、重層的な検討を行う体制を整備した。

2016年度「総合的海洋政策研究委員会」委員名簿

井田 徹治	共同通信社 編集委員
岡本 信行	石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術部 海洋資源技術課長
加藤 茂	日本水路協会 常務理事
來生 新*	放送大学 副学長
木下 健	長崎総合科学大学学長
坂元 茂樹	同志社大学法学部 教授
佐藤 慎司	東京大学大学院工学系研究科 教授
佐藤 徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
白山 義久	海洋研究開発機構 理事
寺島 紘士	笹川平和財団 海洋政策研究所長
中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
西本 健太郎	東北大学大学院法学研究科 准教授
三浦 大介	神奈川大学 法学部長
宮原 正典	水産研究・教育機構 理事長
山尾 政博	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授

山形 俊男	海洋研究開発機構アプリケーションラボ 所長
八木 信行	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
脇田 和美	東海大学海洋学部 准教授

※委員長

(敬称略・50音順)

3 研究内容

(1) 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理

海洋基本法においては、「国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性に鑑み、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。（第19条）」と規定されているものの、その取り組みは不十分であり、実効性のある取り組みを速やかに推進することが求められている。

このような状況を鑑み、本調査研究においては、当研究所が前身である海洋政策研究財団時代より発表してきた排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進に関する政策提言を踏まえ、急変する内外の政治・社会情勢に対応し、時代に即した排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進を目指し、想定されるいわゆる EEZ 法制の主要論点に関する検討を行い、成果を取りまとめ、政府与党、総合海洋政策本部等に情報提供した。

(2) 沿岸域総合管理

海洋基本法においては、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることに鑑み、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。（第25条1項）」と規定され、国の責務が明記されている。当研究所においては、これまでに国の取り組みを推進すべく、さまざまな政策提言を取りまとめ、関係省庁などへの働きかけを行ってきた。

このような状況を鑑み、本調査研究においては、当研究所の前身である海洋政策研究財団時代に発表した政策提言「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言 市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて（2015年3月発表）」を踏まえ、沿岸域総合管理を推進する制度の確立を目指し、沿岸域総合管理を推進するための論点に注目した検討を行い、成果を取りまとめ、政府与党、総合海洋政策本部等に情報提供した。

(3) 第2期海洋基本計画の評価

海洋基本法は、「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。（第16条1項）」ことを規定するとともに、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。（第16条5項）」と規定し、海洋基本計画の定期的な内容刷新を定めている。この規定に基づき、2013年4月には初めての改訂が行われている。また、現在詳細な改訂スケジュールは発表されていないものの、最初の改訂の時期を踏まえると、2018年春には、2回目の改訂が行われることが想定される。このような状況を鑑み、当研究所がこれまでに取り組んできた調査研究の成果を新たな海洋基本計画に織り込むため、その改訂に向けた第2期海洋基本計画の評価を実施する必要がある。

そのため、本調査研究においては、当研究所が主催している研究委員会の委員等を対象としたアンケート調査を実施し、その調査結果の取りまとめを実施した。今後、広く公開し、情報提供する準備を進める。

(4) 研究経過

本調査研究においては、新たな海洋基本計画で重点的に推進すべき取組として「海域の総合的管理と計画策定」を取り上げているものの、まだ十分な成果が挙がっていない上記(1)および(2)について、2016年度が本調査研究の第3期2年目であることを踏まえ、下記スケジュールで委員会を開催し、主な論点の整理および進捗状況の確認を実施するとともに、政策提言の取りまとめに向けた検討を実施した。また、(3)についても、当研究所が主催している研究委員会の委員等を対象とした調査を実施し、調査結果を取りまとめた。

2016年度総合的海洋政策研究委員会の開催実績

2016年	7月8日	第1回委員会	2016年度の検討の方向性について
2017年	3月2日	第2回委員会	2016年度の研究成果のとりまとめ

第2章 本年度の調査研究内容

1 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理

(1) 背景と目的

①調査研究の目的：海洋基本法においては、「国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。（第19条）」と規定されているものの、その取り組みは不十分であり、実効性のある取り組みを速やかに推進することが求められている。

このような状況を鑑み、2008年度から当研究所が取り組んでいる「海洋の総合管理に関する調査研究」事業の成果を踏まえ、「排他的経済水域等の開発等の推進（第2部3）」に向けた排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進に関する調査研究の実施や政策提言の取りまとめなどの活動を推進する。

②実施する取り組み：政府・与党の動向を踏まえつつ、排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進に関連する諸分野に精通した有識者で構成する「排他的経済水域等の開発等の推進に関する調査研究ワーキンググループ（以下「EEZ利活用WG」とする）」を設置し、集中的な論点整理や課題検討・解決に取り組み、政府・与党において検討されているいわゆる EEZ 法制に対する働きかけを実施する。

(2) 研究体制

本調査研究では、上記の目的を達成するために、総合的海洋政策研究委員会の下に EEZ 利活用 WG を設置し、排他的経済水域等の管理について、専門的な見地から検討を行った。

2016年度総合的海洋政策研究委員会

排他的経済水域等の開発等の推進に関する調査研究ワーキンググループ名簿

※來生 新	放送大学 副学長
北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
坂元 茂樹	同志社大学法学部 教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
寺島 紘士	笹川平和財団 海洋政策研究所長
西本 健太郎	東北大学大学院法学研究科 准教授
三浦 大介	神奈川大学 法学部長
森下 丈二	東京海洋大学海洋科学部 教授

※座長

(敬称略・50音順)

(3) 研究内容

本調査研究においては、当研究所が前身である海洋政策研究財団時代より発表してきた排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進に関する政策提言（「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制のあり方についての提言（2011年6月発表）」および「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言（2013年10月発表）」）を踏まえ、急変する内外の政治・社会情勢に対応し、時代に即した排他的経済水域および大陸棚の管理と利用促進を目指し、想定されるいわゆる EEZ 法制の①目的／基本理念や②国の役割、③基本方針、④海域（等）計画、⑤開発行為等、⑥海洋環境保全、⑦科学的調査、⑧法執行体制、⑨その他といった論点に関する検討を行った。

また、EEZ 利活用 WG においては、これらの論点に加え、これまでに当研究所が提唱してきた排他的経済水域等に対する総合的アプローチに対し、現在、政府・与党が制定を目指しているいわゆる EEZ 法制が個別のアプローチを採用しつつあることにより生じうる課題（既存の国内法が海域への適用を想定していないこと、利用促進と環境保全との関係性、海洋空間管理のあり方および科学的調査をはじめとする諸概念の定義など）に関する検討が行われた。

(4) 研究経過

本調査研究においては、2016年9月20日に第1回会合を開催し、EEZ 利活用 WG における活動の方向性や今後検討すべき論点に関する検討を実施した。また、第1回会合に先立ち、2016年4月19日に座長との打ち合わせを行うとともに、第1回会合終了後の2016年10月19日にも座長との打ち合わせを実施している。

政府与党では、排他的経済水域及び大陸棚に係る我が国の権益の確保に関する法律の要綱案が検討されるとともに、総合海洋政策本部の参与会議において「海域の利用の促進等の在り方 PT」が設置され、検討が進められた。2006年2月には、「海域の利用の促進等の在り方 PT」の報告書が参与会議に提出され、我が国海域における5つの論点（外国漁船への対応、海洋資源開発、科学的調査、海洋環境の保護と保全、海洋の安全保障）について議論が行われ、我々の取りまとめた政策提言の内容が反映されていることが確認できた。

2 沿岸域総合管理

(1) 背景と目的

①**調査研究の目的**：海洋基本法においては、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。(第 25 条 1 項)」と規定され、国の責務が明記されている。当研究所においては、これまでに国の取り組みを推進すべく、さまざまな政策提言を取りまとめ、関係省庁などへの働きかけを行ってきた。

このような状況を鑑み、「沿岸域の総合的管理（「第 2 期海洋基本計画」第 2 部 9）」については、これまでの取り組みを踏まえ、継続的な実施を想定した制度に注目した調査研究を実施する。そのため、沿岸域総合管理の高度化や実装化に関する集中的な検討を実施してきた「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究」事業の成果をより発展させることを目指し、市区町村域への海域編入やいわゆる地方創生戦略への貢献、沿岸域総合管理を促進する財政支援のあり方、海洋・沿岸域に関する人材育成の方向性、沿岸域総合管理計画の法定計画化を含む地方公共団体（都道府県および市区町村）における位置づけの再検討などといった制度に関する調査研究を実施する。併せて、当研究所が実施している他の調査研究事業（海洋教育パイオニアスクールプログラムなど）とも連携し、沿岸域総合管理を継続的に実施するために必要な取り組みを提示することを目指す。

また、これまでの沿岸域総合管理をより発展させた広域型・島嶼型沿岸域総合管理に関する課題と展望についての調査研究も実施し、重層的かつ多様な沿岸域総合管理のあり方を提示する。

②**実施する取り組み**：沿岸域総合管理に精通した有識者、沿岸域総合管理を現在実施している市区町村の担当者から構成する「沿岸域総合管理の制度的枠組みに関する調査研究ワーキンググループ（以下「ICM 制度 WG」とする）（仮称）」を設置し、我が国周辺海域の市区町村域への編入や行政による支援制度のワンストップ化、海洋・沿岸域の発展に資する人材を育成するための制度などを実装化するための必要な検討を実施するとともに、沿岸域総合管理の有効性を周知するために必要な取り組みを実施する。

(2) 研究体制

本調査研究では、上記の目的を達成するために、総合的海洋政策研究委員会の下に ICM 制度 WG を設置し、沿岸域総合管理の推進について、専門的な見地から検討を行った。

2016 年度総合的海洋政策研究委員会

沿岸域総合管理の制度的枠組みに関する調査研究ワーキンググループ名簿

※來生 新	放送大学 副学長
北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
佐藤 慎司	東京大学大学院工学系研究科 教授
寺島 紘士	笹川平和財団 海洋政策研究所長
松田 治	広島大学 名誉教授
三浦 大介	神奈川大学 法学部長
八木 信行	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授

※座長

(敬称略・50 音順)

(3) 研究内容

本調査研究においては、当研究所の前身である海洋政策研究財団時代に発表した政策提言「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言 市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて (2015 年 3 月発表)」を踏まえ、沿岸域総合管理を推進する制度の確立を目指し、①海陸を一体とした状況把握や②地域の関係者による合意形成、③関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定、④順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施 (a. 個別事業による実施計画との関係、b. 体制構築、c. 事業実施) および⑤沿岸域総合管理計画の評価と見直しといった論点に注目した検討を行った。

また、ICM 制度 WG においては、上記の論点に加え、これまでに当研究所が取り組んできた沿岸域総合管理モデル (基本型 (仮称)) を基礎として、複数の市区町村による沿岸域総合管理 (広域型) や島嶼地域における沿岸域総合管理 (島嶼型) に関する調査研究に取り組み、①沿岸域総合管理を実施するために有効であると考えられる方策 (①-1.我が国周辺海域の市区町村域への編入や行政による支援制度のワンストップ化 (既存の制度を組み合わせた総体としての沿岸域総合管理制度の構築も含む)、①-2.DMO をはじめとする観光地域づくりの分野横断型組織 (NPO なども含む) の導入、①-3.環境保全を促進する制度 (瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画の制定など) の策定) を実施するための検討 (フローチャートの作成なども含む) を実施するとともに、②沿岸域総合管理を法令等に基づいた体制で実施するために必要な制度 (法制化も含む) の検討も行い、沿岸域総合管理の効率的かつ効果的に実施するために必要な取り組みを実施する。また、必要に応じて、大都市圏における沿岸域総合管理に関する調査研究も実施し、広域型あるいは島嶼型の沿岸域総合管理の発展に資する知見を析出する必要性が指摘された。

そして、これまでの成果をより発展させ、実効性のある取り組みに昇華させるため、当研究所が取りまとめた沿岸域総合管理に関する知見を政策提言として取りまとめ、2018 年度に改訂が予定されている第 3 期海洋基本計画における重要施策として反

映すること及び海洋管理制度を創設することを目標とすることが提案され、2017年度以降もワーキンググループを設置し、集中的に検討することが確認された。

(4) 研究経過

本調査研究においては、2016年12月13日に第1回会合を開催し、ICM制度WGにおける活動の方向性や今後検討すべき論点に関する検討を実施した。また、第2回会合を2017年1月25日に開催し、2017年度以降にどのような活動を実施するののかに関する検討を実施した。

総合海洋政策本部参与会議に設置された「総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT」に、当研究所の寺島紘士所長が有識者として参加した。「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」や地域における沿岸域の総合的管理の事例を紹介し、「総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT」の報告書（平成29年2月16日発表）において、当該提言の内容が反映された。

2015年度総合的的海洋政策研究委員会 ICM制度WGの開催実績

2016年	12月13日	第1回会合	本ワーキンググループの方向性について
2017年	1月25日	第2回会合	論点整理と2017年度以降の活動の方向性について

3 第2期海洋基本計画の評価

(1) 背景と目的

海洋基本法は、「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。（第16条1項）」ことを規定するとともに、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。（第16条5項）」と規定し、海洋基本計画の定期的な内容刷新を定めている。この規定に基づき、2011年12月から検討作業が始まり、2013年4月には初めての改訂が行われている。

現在詳細な改訂スケジュールは発表されていないものの、最初の改訂の時期を踏まえると、2018年春には、2回目の改訂が行われることが想定される。このような状況を鑑み、当研究所がこれまでに取り組んできた調査研究の成果を新たな海洋基本計画に織り込むため、その改訂に向けた第2期海洋基本計画の評価を実施する必要がある。

(2) 研究体制

本調査研究においては、総合的海洋政策研究委員会の助言と指導の下、笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部を事務局として、第2期海洋基本計画の評価に係るアンケート調査を実施した。

(3) 研究内容

①**時期・対象**：評価作業は以下の要領で実施した。なお、送付した調査票等については、本資料別紙（第2期海洋基本計画評価シート）を参照されたい。

実施時期：2017年1月13日（金）発送、同年1月31日（火）締切

調査対象：当研究所主催研究委員会（ワーキンググループを含む）委員（65名）

②**評価方法**：予備調査票、回答票、自由記入票および参考資料（平成28年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策）を配布し、以下の基準に従い、順次回答する方式を採用した（回答者の専門分野または関心分野についても併せて回答を求め、それ以外の設問に対しては、回答を求めないものとした）。なお、採点基準については、下記を参照されたい。

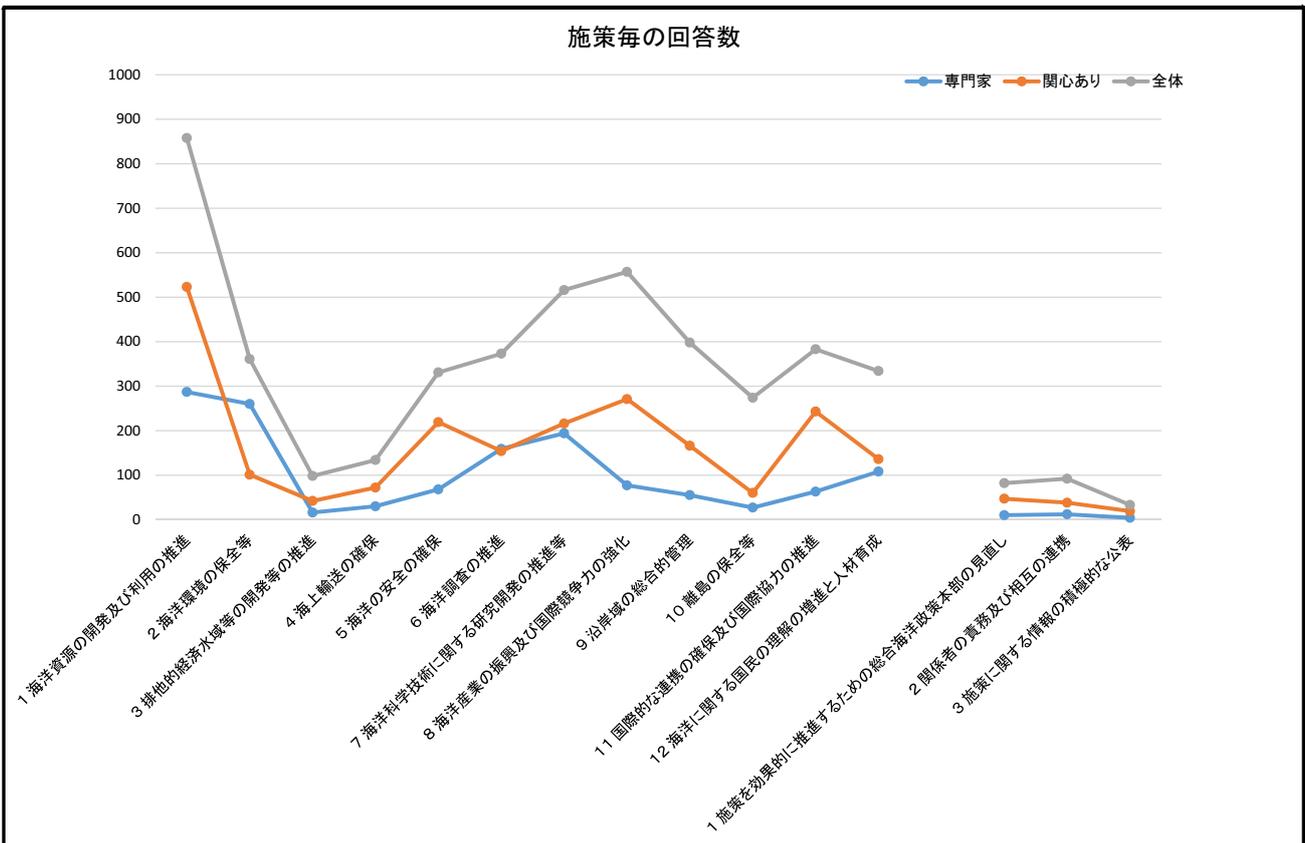
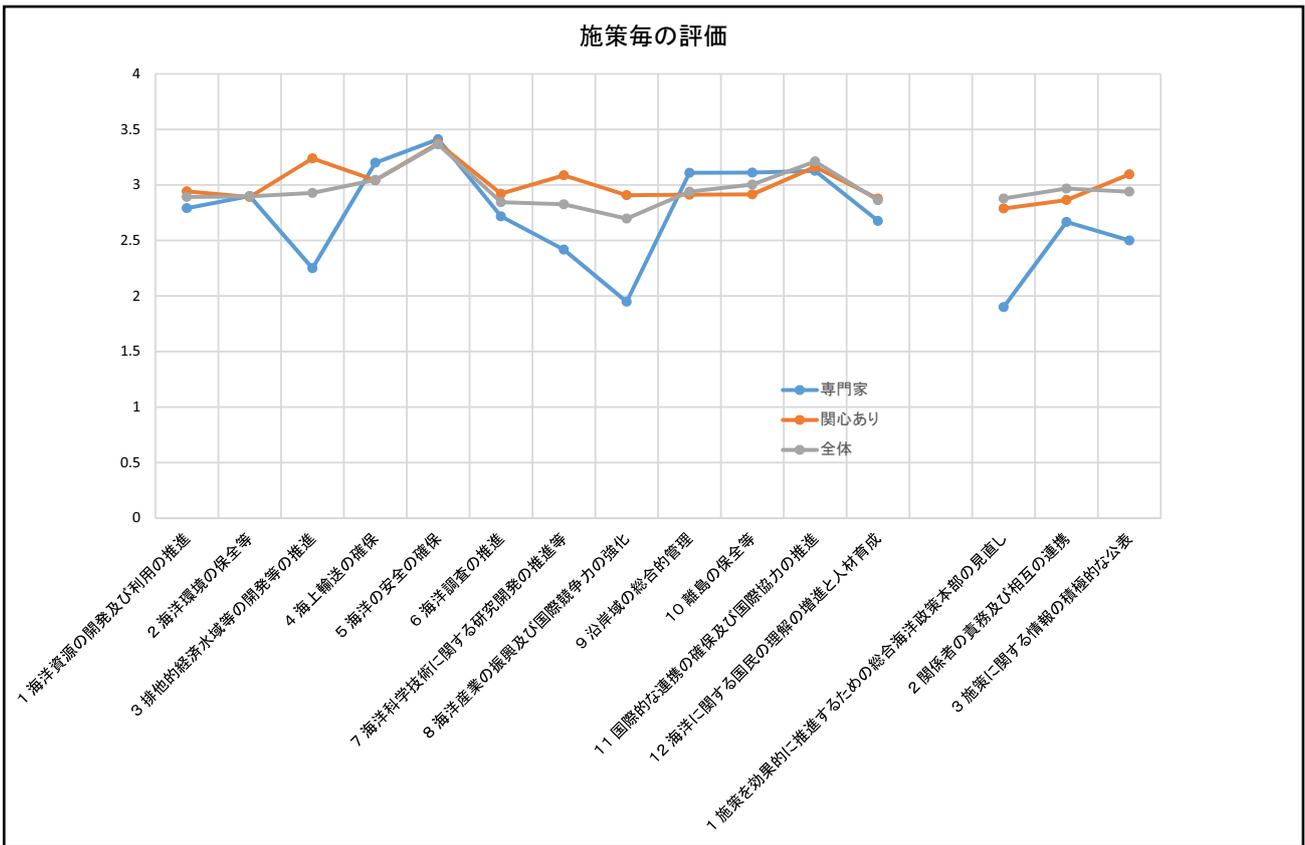
調査票採点基準

- 1：ほとんど取り組まれていない
- 2：あまり取り組まれていない
- 3：ある程度取り組まれている
- 4：十分取り組まれている

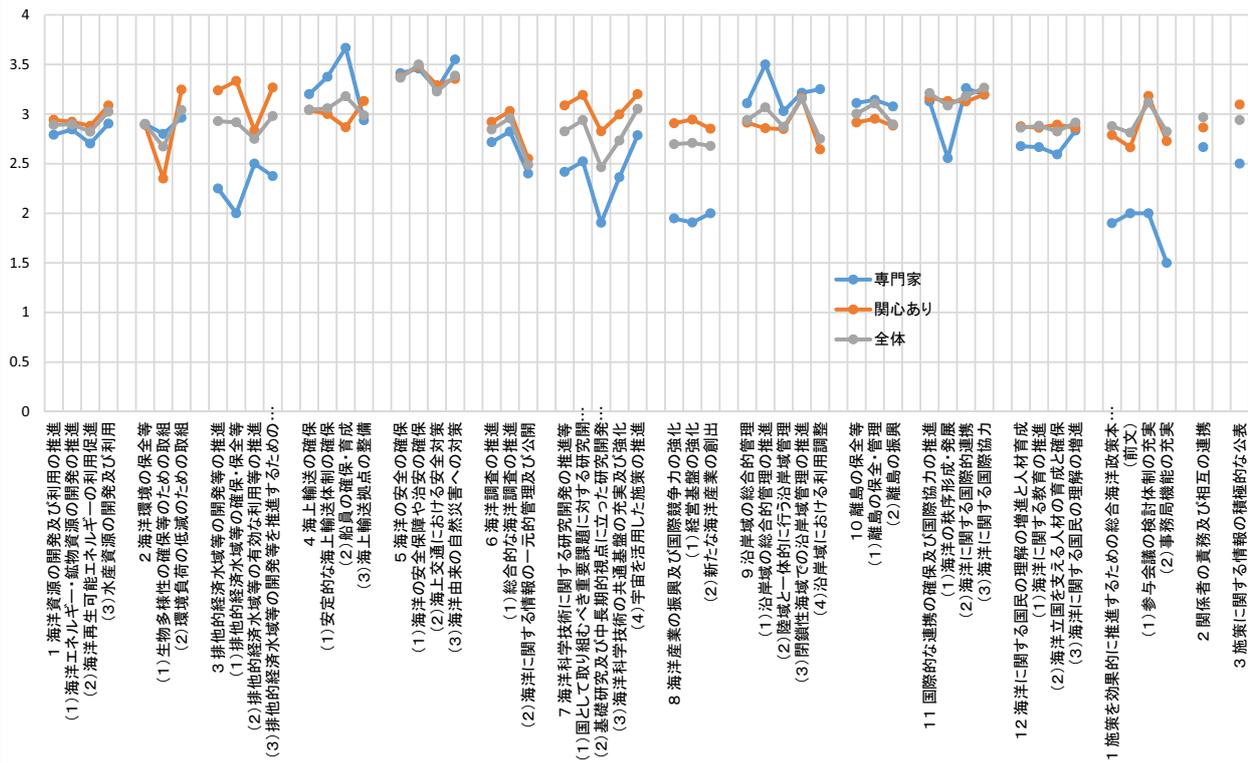
③回収総数／回収率：送付機関数および回答返送機関数（2017年3月2日現在）は下記を参照されたい。なお、全体の回収率は43.1%であった。

	送付機関数	回答返送総数	回答率（%）
大学	41	15	36.6
研究所	15	9	60.0
報道機関	4	2	50.0
NGO等	5	2	40.0
合計	65	28	43.1

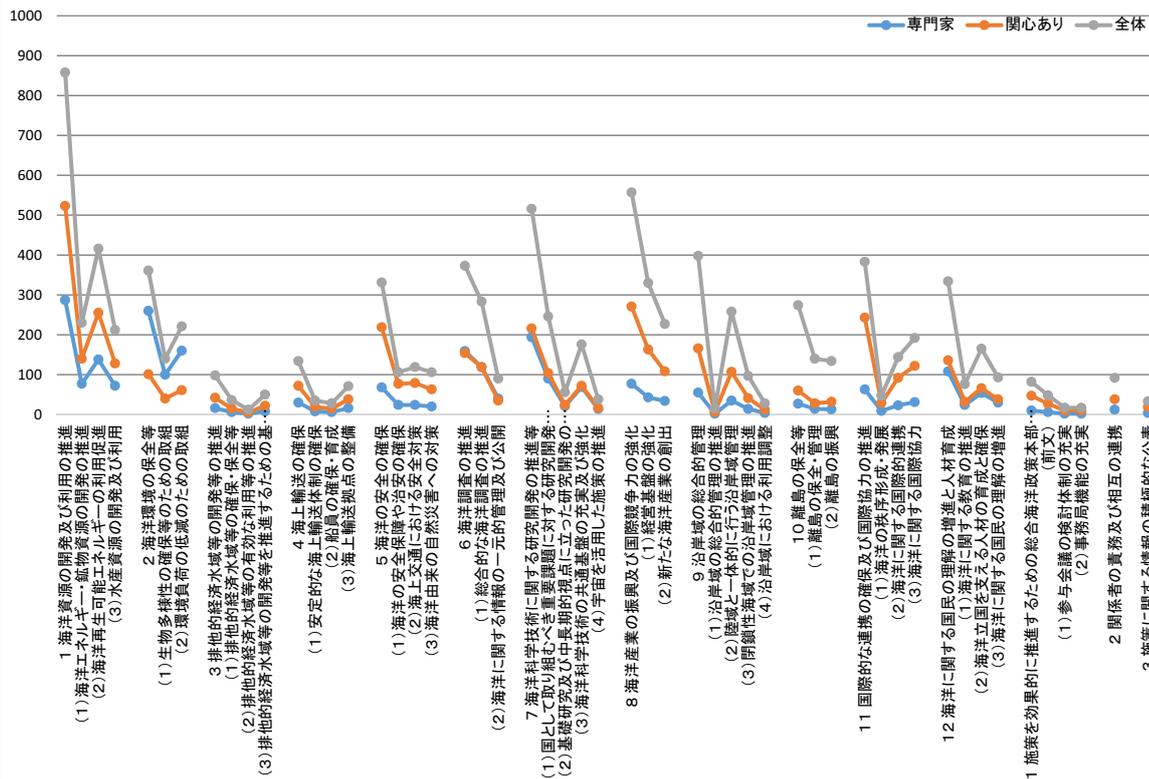
第2期海洋基本計画評価作業報告（取りまとめ概要）



施策項目毎の評価



評価項目毎の回答数



第2期海洋基本計画評価作業報告(集計結果)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 海洋資源の開発及び利用の推進			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N
(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進	ア 海洋エネルギー・鉱物資源調査の加速	1 広大な我が国管轄海域における海洋エネルギー・鉱物資源の賦存量・賦存状況把握のため、海洋資源調査船「白嶺」、三次元物理探査船「資源」、新たに建造される海底を広域調査する研究船等に加えて、主に科学掘削を実施している地球深部探査船「ちきゅう」の活用も含め、関係省庁連携の下、民間企業の協力を得つつ、海洋資源調査を加速する。	1	3.2	0	3.5	0	3.4	0
			2		1		1		2
			3		3		4		8
			4		2		7		9
	イ 共通基盤等の整備	1 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定について、これまでの実施状況等を踏まえ、関係省庁連携の下、必要に応じ所要の措置を講ずる。	1	2.7	0	2.9	0	2.8	0
			2		4		4		8
			3		0		4		5
			4		2		3		5
		1 広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船、無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、新しい探査手法の研究開発を加速するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。	1	3.2	0	3.2	0	3.2	0
			2		2		2		4
			3		1		5		7
			4		3		4		7
		1 資源開発の産業化を推進するとともに国際競争力を強化するため、関係府省の連携の下、海洋エネルギー・鉱物資源関係の調査・探査・研究開発等の成果を集約するとともに、我が国の有する他の分野の先端技術を結果して資源開発に活用する。	1	2.7	0	2.6	1	2.6	1
			2		3		4		8
			3		2		4		6
			4		1		2		3
	1 海洋資源の開発及び利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備するとともに、将来の海洋資源輸送方法を視野に入れた活動拠点の利活用に向けた検討を進める。	1	2.7	1	3.0	0	2.9	1	
		2		0		4		4	
		3		5		4		9	
		4		0		3		4	
1 資源供給国に対する政府一体となった働きかけ、資源国に対する協力のパッケージ化や、資源権益獲得に対する資金供給の機能強化等を通じ、官民のリソースを最大限いかして資源の確保をより戦略的に進める。	1	2.8	1	2.3	2	2.5	3		
	2		2		4		7		
	3		0		4		4		
	4		3		1		4		
ウ 石油・天然ガス	1 日本周辺海域の探査実績の少ない海域において、石油・天然ガスの賦存状況を把握するため、三次元物理探査船「資源」を活用した基礎物理探査(6,000km ² /年)及び賦存可能性の高い海域での基礎試錐を機動的に実施する。	1	2.8	1	2.8	0	2.8	1	
		2		0		3		3	
		3		4		7		12	
		4		1		1		2	
	1 「資源」による基礎物理探査や平成25年度に実施する新潟県佐渡南西沖の基礎試錐の成果等を民間企業に引き継ぐことにより、探査活動の推進を図る。	1	2.6	1	2.4	1	2.4	2	
		2		1		5		6	
		3		2		4		7	
		4		1		0		1	
エ メタンハイドレート	1 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能とするため、海洋産出試験の結果等を踏まえ、平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、平成30年代後半に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。	1	2.8	1	2.9	0	2.9	1	
		2		1		3		5	
		3		2		4		6	
		4		2		3		5	
	1 日本海側を中心に存在が確認された表層型のメタンハイドレートの資源量を把握するため、平成25年度以降3年間程度で、必要となる広域的な分布調査等に取り組む。	1	3.0	0	3.5	0	3.3	0	
		2		2		1		3	
		3		2		4		6	
		4		2		6		9	

	オ 海底熱水鉱床	1国際情勢をにらみつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、既知鉱床の資源量評価、新鉱床の発見と概略資源量の把握、実海域実験を含めた採鉱・揚鉱に係る機器の技術開発、環境影響評価手法の開発等を推進するとともに、その成果が着実に民間企業による商業化に資するよう、官民連携の下、推進する。	1	2.8	0	2.7	2	2.7	2
			2		2		2		5
			3		3		4		7
			4		1		3		4
	カ コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース	1コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊の資源量調査と生産関連技術について、国際海底機構が定めた探査規則を踏まえ、調査研究に取り組む。特に、コバルトリッチクラストについては、海底熱水鉱床についての取組の成果も踏まえ、具体的な開発計画を策定した上で取り組む。	1	2.7	1	3.1	0	2.9	1
			2		1		2		3
			3		3		6		10
			4		1		3		4
		1レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するための基礎的な科学調査・研究を行う。また、平成25年度以降3年間程度で、海底に賦存するとされるレアアースの概略資源量・賦存状況調査を行う。さらに、高粘度特性と大深水性を踏まえ、将来の開発・生産を念頭に広範な技術分野の調査・研究を実施する。	1	3.0	0	3.1	0	3.1	0
			2		2		2		4
			3		2		4		7
			4		2		3		5
(2)海洋再生可能エネルギーの利用促進	ア 海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速	1海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の開発コスト低減、安全性の確保、民間の参入意欲の向上、海洋産業の国際競争力強化及び関連産業の集積による地域経済活性化を図るため、実証試験のための海域である実証フィールドの整備に取り組む。	1	3.0	0	3.1	0	3.1	0
			2		2		3		5
			3		2		6		8
			4		2		4		7
	1海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた技術開発を支援するため、実証フィールドの活用と他の関連施策の有機的な連携を図る。	1	2.7	1	2.8	0	2.8	1	
		2		2		6		8	
		3		1		4		6	
		4		2		3		5	
	1実海域での実証を安全かつ確実に進めるため、実証試験等の実施に当たり、第三者が技術的な課題をクリアしているかどうかを評価する仕組みについて、検討を行う。	1	2.8	0	2.8	0	2.8	0	
		2		3		5		8	
		3		1		5		7	
		4		2		2		4	
	イ 海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進	1海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、地方公共団体の役割が重要との認識の下、他の海域利用者等との共存共栄を図るとともに、地域ごとの状況に応じて総合的な観点から調整を行う。また、円滑な調整のための環境整備の観点から、地域協調型・漁業協調型の海洋再生可能エネルギー利用メニューを作成・公表するなど、関係者間の認識の共有を図る。	1	3.3	0	3.1	0	3.2	0
			2		1		4		5
			3		2		3		6
			4		3		5		8
		1海域利用に係るルールを明確にするため、必要となる法制度の整備も含めて検討する。	1	2.5	1	2.8	0	2.7	1
			2		2		2		5
			3		2		9		11
			4		1		0		1
	1海洋再生可能エネルギーの利用促進のため、必要となる各種海洋情報を充実するとともに、これらの情報を容易に閲覧できるよう海洋台帳の充実・機能強化に取り組む。	1	2.7	0	3.0	0	2.9	0	
		2		3		2		5	
		3		2		8		11	
		4		1		2		3	
1港湾区域、漁港区域、海岸保全区域等、個別法により既に管理者が明確になっている海域においては、本来の目的や機能に支障のない範囲において、先導的な取組を進める。	1	2.3	1	2.7	1	2.6	2		
	2		3		3		6		
	3		1		7		9		
	4		1		1		2		
1海洋構造物や発電機器の安全性を担保する制度を明確化するとともに、我が国の海洋産業の国際競争力向上の観点から、我が国の技術を背景に、技術的基準の国際標準化等を主導する。	1	2.8	1	2.3	1	2.5	2		
	2		0		7		8		
	3		4		5		9		
	4		1		0		1		

ウ 海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備	1洋上風力発電事業における環境影響評価に関しては、実証事業においてその技術的手法の検討を進める。また、洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業についても、今後必要が生じた場合、適切な環境影響評価の在り方の検討を進める。	1	2.8	0	3.1	0	3.1	0	
		2		2		1		4	
		3		3		8		11	
		4		1		4		5	
	1海洋特有のコスト面に関する課題に対応するため、安全かつ効率的に設置・メンテナンスを行う作業船やバックヤードとなるインフラの整備方策について検討を進める。	1	2.5	1	2.7	0	2.6	1	
		2		2		5		7	
		3		2		6		9	
		4		1		1		2	
	1エネルギー政策全体の方向性と整合を取りつつ、海洋再生可能エネルギーの普及を戦略的に進めていく施策について、施策の目標の在り方も含めて総合的に検討する。	1	2.3	1	2.9	0	2.7	1	
		2		3		2		6	
		3		1		7		8	
		4		1		2		3	
	1海洋再生可能エネルギーの買取価格については、実用化の見通しが立ち、費用の検証が可能になった段階において、国民負担にも配慮しつつ検討・決定する。	1	2.2	1	2.8	2	2.6	3	
		2		4		2		6	
		3		0		4		5	
		4		1		3		4	
1我が国における海洋再生可能エネルギー利用の重要性に関し、国民への普及・啓発活動を実施する。	1	2.5	1	2.8	0	2.7	1		
	2		2		4		6		
	3		2		5		8		
	4		1		2		3		
エ 洋上風力発電	①技術開発の推進等	1平成26年度を目途に我が国の海象・気象条件に適した洋上風況観測システム及び着床式洋上風力発電システムの技術を確立するため、銚子沖及び北九州沖における2MW級の実証研究を着実に実施するとともに、環境影響評価に係る技術的手法を検討し、市場ニーズに対応した超大型風力発電システムのドライブレイン、長翼ブレード、遠隔監視技術等を開発する。	1	3.0	0	3.1	0	3.1	0
			2		1		3		4
			3		4		4		8
			4		1		3		5
	1平成27年度までに、我が国の気象・海象の特徴を踏まえた浮体式洋上風力発電技術等を確立するため、長崎県五島市枕島沖において、平成24年度に設置された小規模試験機(100kW)に続き、平成25年度には実証機(2MW)を設置し、実証研究を進める。	1	3.2	0	3.4	0	3.3	0	
		2		0		2		2	
		3		4		3		7	
		4		1		5		7	
	1世界最大級の浮体式洋上風力発電所(ウィンドファーム)の実現を見据え、福島県沖において浮体式洋上風力発電に関する実証研究を進める。加えて、平成27年度を目途に、関連する技術の確立、安全性・信頼性・経済性を評価する。	1	2.7	0	3.2	0	3.0	0	
		2		2		4		6	
		3		4		2		6	
		4		0		5		6	
	1維持管理手法及び環境影響評価手法を検討し、船舶の航行安全性の評価及び漁業との共存方法を確立する。	1	2.7	0	2.9	0	2.8	0	
		2		4		3		7	
		3		1		4		6	
		4		2		2		4	
	②安全基準の整備	1浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保するため、漂流、転覆、沈没等、浮体・係留設備の安全性に関する技術的検討、さらに、大規模展開時の係留索の交錯リスク低減等安全確保のための技術的検討を実施する。これらの検討結果を踏まえ、平成25年度までに安全ガイドラインを策定するとともに、国際電気標準会議(IEC)における国際標準化策定を主導し、国際競争力強化を図る。	1	2.8	0	2.7	0	2.8	0
			2		2		3		5
			3		3		7		11
			4		1		0		1
③インフラ整備	1洋上風力発電施設の普及拡大を進めるため、洋上大型風車作業船建造に係る課題を整理し、その克服方法を明確にするなど、洋上大型風車作業船の実用化に向けた検討を行う。	1	2.5	1	2.6	1	2.6	2	
		2		2		3		5	
		3		2		5		8	
		4		1		1		2	

	④先導的な取組等	1既に管理者が明確になっている海域における先導的な取組として、港湾区域においては、洋上風力発電が、港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築によって、引き続き導入の円滑化に取り組む。また、漁港・漁村においても、エネルギーコストの縮減及び温室効果ガスの排出量削減や、災害時の非常電源として利用する観点から、再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進する。	1 2 3 4	3.0	1 1 1 3	2.9	0 2 8 0	2.9	1 3 9 4
	才 波力等の海洋エネルギー	1海洋エネルギー(波力、潮流、海流、海洋温度差等)を活用した発電技術として、40円/kWhの達成を目標とする実機を開発するとともに、更なる発電コストの低減を目指すため、革新的な技術シーズの育成、発電システムの開発、実証研究等、多角的に技術研究開発を実施する。	1 2 3 4	2.8	0 2 3 1	2.9	0 4 3 3	2.9	0 6 7 4
		1海洋エネルギーの導入を進めるため、浮体式や海中浮遊式を含む発電施設の安全性を担保する方策の検討を進めるとともに、港湾の本来の目的や機能と共生し得る円滑な導入や高度な利用の方策について検討する。	1 2 3 4	2.3	1 2 3 0	2.8	0 4 4 2	2.6	1 6 8 2
		1「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東北沿岸の自然条件下で成立する高効率・高信頼性・低コストの革新的発電システムの確立に向けた基盤的研究開発を推進する。	1 2 3 4	2.7	0 2 4 0	3.0	0 2 6 1	2.9	0 4 10 2
(3)水産資源の開発及び利用	ア 水産資源の適切な管理及び水産動植物の生育環境の保全等	1漁業者が、国及び都道府県で策定する「資源管理指針」に基づき、「資源管理計画」を作成し、これを確実に実施する場合には、資源管理・収入安定対策によって減収の補填を行う。これにより、基本的に全ての漁業者の参画を得て、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を全国的に推進する。	1 2 3 4	2.8	0 3 1 2	2.5	0 6 2 2	2.6	0 10 3 4
		1マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。	1 2 3 4	2.7	1 2 1 2	3.3	0 3 3 5	3.1	1 5 4 8
		1鯨類について、科学的根拠に基づく持続的な利用の実現に向け、鯨類捕獲調査の安全な実施を図るとともに、我が国の立場に対する国際的な理解の拡大に引き続き取り組む。	1 2 3 4	2.2	2 2 1 1	3.3	0 3 2 6	2.9	2 5 4 7
		1資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化し、水産資源管理をより一層推進するため、我が国漁船の操業機会を確保するとともに、国別の適切な漁獲割当量・許可隻数などの保存管理措置の適切な設定とその遵守の徹底を図り、国際的な資源管理を推進する。	1 2 3 4	3.0	1 1 1 3	3.3	0 2 4 5	3.2	1 3 6 8
		1資源に関する調査研究の充実のため、漁獲データの効率的かつ迅速な収集体制を構築し、国と都道府県による海洋観測データ等の収集体制を維持するとともに、資源動向の把握に必要な海洋環境を予測する手法の開発に取り組み、資源評価等の精度の向上を図る。	1 2 3 4	2.8	1 1 2 2	3.4	0 1 5 5	3.2	1 2 7 8
		1赤潮による養殖被害の防止・軽減を図るため、海洋環境の変動による新たな赤潮の発生機構の解明等の研究開発を推進する。	1 2 3 4	2.8	0 3 1 2	3.0	1 1 5 3	2.9	1 4 7 5
		1海洋の生態系や生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の調和を図るべく、海鳥、ウミガメ等の混獲の影響評価の実施や混獲回避技術の向上・普及を推進するとともに、資源の保存・管理の手法の一つとして必要な日本型海洋保護区の設定及び管理の充実や、水産資源の希少性評価に取り組む。	1 2 3 4	3.0	1 0 3 2	2.9	1 3 3 4	2.9	2 3 7 6

	1水産業を支える調査・研究、技術開発を充実するため、国、水産総合研究センターを始めとする独立行政法人、都道府県の試験機関、大学、民間企業等の産学官連携を図り、資源管理の推進、漁業振興、持続的な養殖、漁船の安全性の確保等に関する研究・技術開発を効果的、効率的に推進する。また、海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究を着実に推進する。	1	3.2	0	3.2	0	3.2	0
		2		1		2		3
		3		3		5		9
		4		2		4		6
	1資源管理のルール遵守を担保し、資源管理の効果を上げるため、違反操業の効率的な監視・取締りを実施する。	1	2.8	1	3.0	1	2.9	2
		2		1		0		2
		3		2		6		8
		4		2		3		5
	1我が国の領海及び排他的経済水域において、外国漁船の違法操業が悪質化、巧妙化しているため、監視・取締体制を強化する。	1	3.5	0	3.1	0	3.2	0
		2		0		3		3
		3		3		4		8
		4		3		4		7
イ 漁場の生産力の増進等	1水産資源の育成と持続可能な利用を図るべく、生物相、海洋環境、漁場利用形態の変化に対応しつつ沖合漁場整備や藻場・干潟の保全造成を推進し、生態系全体の生産力を底上げする。また、ノリの色落ち対策として、必要な栄養塩を供給できるレベルに漁場の水質を維持・管理する手法の開発等に取り組む。	1	3.2	0	3.3	0	3.2	0
		2		1		1		3
		3		3		4		7
		4		2		5		7
	1水産業・漁村の多面的機能を発揮するため、漁村の豊かな地域資源を活用した様々な取組を推進し、漁村の活動の増進、漁村の魅力の向上を図る。	1	2.8	0	2.8	0	2.8	0
		2		3		3		7
		3		1		6		7
		4		2		2		4

2 海洋環境の保全等		Point	平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N
(1) 生物多様性の確保等のための取組	ア 生物多様性保全のための戦略的取組	1生物多様性国家戦略2012-2020に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進するとともに、愛知目標達成に向けた我が国の取組を着実に推進する。	1	2.8	0	2.8	1	2.8	1
			2		4		0		4
			3		4		2		6
			4		2		1		3
	1関係府省連携の下、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施する。	1	2.6	0	2.5	1	2.6	1	
		2		5		1		6	
		3		4		1		5	
		4		1		1		2	
イ 生物多様性の保全上重要な海域の抽出等	1生物多様性の保全の観点から生態学的・生物学的に重要な海域を平成25年度までに抽出し、抽出された海域を踏まえ、海域ごとの生態系の特性や社会的・経済的・文化的な要因も考慮しつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、海洋保護区のネットワーク化を推進する。	1	2.7	0	2.0	2	2.5	2	
		2		5		0		5	
		3		3		2		5	
		4		2		0		2	
	1海洋生物多様性の保全に関する施策の立案や着実な実施等を図るため、平成28年度を目途に、海洋生物の絶滅のおそれの度合いを評価し希少な海洋生物に関する情報を整備する。また、絶滅のおそれのある海鳥の保護増殖を実施する。	1	2.9	0	2.5	0	2.8	0	
		2		3		2		5	
		3		5		2		7	
		4		2		0		2	
1生態系の特性に応じた生物多様性を確保する観点から、サンゴ礁生態系保全行動計画等の生態系の特性に応じた行動計画を実施する。特に東アジア地域でのサンゴ礁の保全を推進するため、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組みの下、「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」を引き続き実施する。	1	3.2	0	2.8	0	3.1	0		
	2		1		2		3		
	3		6		1		7		
	4		3		1		4		

ウ 海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実	1海洋保護区を、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした手法の一つとして、平成32年までに沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理することを目標に、関係府省連携の下、その管理の充実を図るとともに、海洋保護区の設定を適切に推進する。	1	2.8	1	1.8	2	2.5	3	
		2		2		1		3	
		3		5		1		6	
		4		2		0		2	
	1海洋保護区を資源の保存管理の手法の一つとして、その設定や管理の充実を推進し、海洋の生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の両立を図る。	1	2.5	1	2.0	1	2.4	2	
		2		5		2		7	
		3		2		1		3	
		4		2		0		2	
	1持続可能な利用を目的とした我が国の海洋保護区の在り方について、日本型海洋保護区として国内外への理解の浸透を図る。	1	2.5	3	2.0	1	2.4	4	
		2		1		2		3	
		3		4		1		5	
		4		2		0		2	
	1国立・国定公園への指定、拡張を進めるとともに、優れた海中・海上の景観を有する国立・国定公園の海域については、海域公園地区として指定する。	1	2.9	1	3.0	0	2.9	1	
		2		2		2		4	
		3		4		0		4	
		4		3		2		5	
エ 多様な生態系を育む場としての取組	1水質の浄化、生物多様性の確保、水産資源の育成及び海域の持続可能な利用を図るべく、藻場、干潟、サンゴ礁等の適切な保全・造成を推進する。	1	3.1	0	2.3	1	2.9	1	
		2		3		1		4	
		3		3		2		5	
		4		4		0		4	
(2)環境負荷の低減のための取組	ア 地球環境変動への取組	1地球温暖化に伴う海水温の上昇、大陸水床融解等による海面水位の上昇、海洋の酸性化による海洋生態系への影響等を把握するため、高精度な海洋観測を継続して実施する。また、これらの変動や変化を再現・予測するための数値モデルの高度化に取り組み、海洋環境に与える影響評価に関する研究を推進する。	1	3.5	3.5	3.5	0	0	
			2				0	0	
			3				5	2	7
			4				5	2	7
	1地球規模での環境問題解決のため、アルゴ計画、全球海洋観測システム(GOOS)、国際海洋炭素観測調整計画(IOCCP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)、全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画等に参画し、国内外の関係機関と連携の下、海洋観測を含む地球環境変動研究を推進する。また、国際的な地球観測計画の策定・実施や地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を政策決定者等に提供する気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の活動に積極的に貢献する。	1	3.5	3.8	3.6	0	0		
		2				0	0		
		3				5	1	6	
		4				5	3	8	
	1海洋環境の国際的な連携・協力体制の強化を図るため、国連環境計画(UNEP)が進める「地域海行動計画」の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や、東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)、地球海洋アセスメント(GMA)等への支援等を行う。	1	3.4	3.3	3.4	0	0		
		2				0	1	1	
		3				6	1	7	
		4				4	2	6	
イ 沿岸域等における取組	1広域的な閉鎖性水域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等において、第7次水質総量削減(平成26年度)及び次期総量削減目標達成に向けた取組を実施し、水質総量削減を進めるとともに、汚濁負荷削減対策、環境改善対策、環境モニタリング等を実施し「全国海の再生プロジェクト」を推進する。また、瀬戸内海については、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」を踏まえ、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)に基づく基本計画を変更する。有明海・八代海等については、環境悪化の原因・要因究明、再生像及び再生手順を検討するとともに、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づく審議の促進を図る。	1	3.3	3.0	3.2	0	0		
		2				2	1	3	
		3				3	2	5	
		4				5	1	6	
1漂着ごみの実態把握及び対策の検討を進めるとともに、地方公共団体による海岸漂着物の処理や、海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備を支援する。また、海岸管理者が行う流木等の緊急的な処理を支援する。	1	2.9	3.3	3.0	0	0			
	2				3	1	4		
	3				5	1	6		
	4				2	2	4		
1災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。	1	2.4	3.0	2.5	0	0			
	2				6	1	7		
	3				4	1	5		
	4				0	1	1		

	1河川を通じて海域に流入するごみ等の削減を推進するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等の取組を強化する。	1		0		0		0
		2	2.6	5	2.7	2	2.6	7
		3		4		0		4
		4		1		1		2
	1陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進める。	1		0		0		0
		2	2.9	2	3.3	0	3.0	2
		3		7		3		10
		4		1		1		2
ウ 海洋汚染の防止	1「ロンドン条約96年議定書」により「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、廃棄物の海洋投入処分が原則禁止となったことを受け、新たに導入された許可制度について、適切に運用するとともに、法令の遵守に係る適切な監視・モニタリング方法を開発する。	1		0		0		0
		2	2.8	3	3.3	0	2.9	3
		3		5		2		7
		4		1		1		2
	1国際海事機関(IMO)の海洋環境保護委員会(MEPC)などで扱われる「海洋汚染防止条約(マルポール条約)」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出並びに廃油処理施設の確保など、適切な対応を図るとともに、バラスト水管理条約の発効に向けた準備を行う。	1		0		0		0
		2	2.9	3	3.3	0	3.0	3
		3		5		3		8
		4		2		1		3
	1油、有害液体物質等による「海洋汚染に関する国家緊急時計画」等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施、油汚染事故発生等の損害補償に的確な対応を図るなど、流出油等の防除体制を充実する。また、安全な船舶航行を実現するため、船舶事故等で発生する流出油の回収を実施する。さらに、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。	1		0		0		0
		2	3.0	0	3.3	0	3.1	0
		3		9		3		12
		4		0		1		1
エ 放射線モニタリング	1海洋における放射線モニタリングについて、関係府省・機関の連携の下、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。	1		0		0		0
		2	3.0	2	3.5	1	3.1	3
		3		6		0		6
		4		2		3		5
	1東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、総合モニタリング計画に沿って、関係機関連携の下、同発電所近傍海域や沿岸海域、沖合海域、外洋海域における、海水、海底土、水産物及び海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。また、陸地から河川を通じて海へ流出した放射性物質の経路も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。さらに、これらモニタリングの結果、必要となる対策を実施する。	1		0		0		0
		2	3.5	0	3.5	0	3.5	0
		3		5		2		7
		4		5		2		7
オ 海洋分野での温室効果ガス排出削減に向けた取組	1港湾における温室効果ガス排出量を削減するため、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進するとともに、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用、二酸化炭素の収入源拡大等の取組を進めるなど、港湾における低炭素化施策を総合的に推進する。	1		0		0		0
		2	2.7	3	3.0	1	2.8	4
		3		8		2		10
		4		0		1		1
	1海運における省エネ及び温室効果ガス排出量を削減するため、船舶の革新的省エネ技術等の研究開発・普及促進、革新的な省エネ型海上輸送システムの実証及び普及促進を行うとともに、優れた環境性能を有する天然ガスを燃料とした船舶の早期実用化、普及促進に取り組む。	1		0		0		0
		2	2.7	4	3.3	1	2.9	5
		3		6		1		7
		4		1		2		3
	1海底下二酸化炭素回収貯留については、事業者が実施する環境影響評価の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系及び海水と底質の化学的特性の調査を実施する。	1		0		1		1
		2	2.3	8	3.0	0	2.5	8
		3		1		1		2
		4		1		2		3

3 排他的経済水域等の開発等の推進			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	
(1) 排他的経済水域等の確保・保全等	1 我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。	1	1.5	3.7	0	3.0	2		
		2					1	0	1
		3					0	1	4
		4					0	4	5
	1 東シナ海等においては、排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くし、排他的経済水域等における我が国の権益を確保する。東シナ海資源開発に関する平成20年6月の日中両政府の合意は、その実施に必要な国際約束締結交渉が平成22年9月以降中断されており、我が国としては、平成20年6月の合意が早期に実施されるよう、あらゆる機会を通じて、中国側に対して交渉の早期再開を働きかけていく。	1	1.0	3.2	0	2.7	3		
		2					0	1	3
		3					0	1	1
		4					0	3	5
	1 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のため、低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。	1	3.5	3.2	0	3.1	1		
		2					0	0	1
		3					1	3	6
		4					1	2	4
(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進	1 広大な排他的経済水域等の有効な利用や、海洋産業の振興と創出を図るため、海域の特性に応じて、水産資源の持続的利用の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進、海洋再生可能エネルギーの利用促進等に取り組む。	1	2.5	2.8	0	2.8	1		
		2					0	2	5
		3					1	1	2
		4					0	2	4
(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	1 海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備する。	1	2.5	3.7	0	3.2	0		
		2					1	0	3
		3					1	1	4
		4					0	4	5
	1 排他的経済水域等の開発、利用、管理等の円滑な推進に必要な基盤情報を整備するため、海洋調査を推進するとともに、海洋情報の一元化と公開に取り組む。	1	2.5	3.2	0	3.1	0		
		2					1	1	3
		3					1	1	5
		4					0	3	4
	1 排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止等を図るため、外国海洋調査船等による鉱物資源の探査や科学的調査の実施等について、関係省庁が相互連携し、適切に対応する。	1	2.0	3.1	0	2.8	1		
		2					2	1	4
		3					0	1	4
		4					0	4	4
1 排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見直し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。	1	2.5	3.1	0	2.8	0			
	2					1	1	5	
	3					1	2	5	
	4					0	3	3	

4 海上輸送の確保			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	
(1) 安定的な海上輸送体制の確保	1 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図るとともに、日本人外航船員の数を平成20年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組を引き続き促す。	1	3.5	2.8	0	3.0	0		
		2					0	2	2
		3					1	2	5
		4					1	1	2
	1 公平な条件下で競争を行う環境整備として、交渉参加国が高いレベルの自由化約束を行うことを目指し、世界貿易機関(WTO)や経済連携協定(EPA)等における海運サービス分野の交渉に取り組む。	1	4.0	3.0	0	3.1	0		
		2					0	1	2
		3					0	3	4
		4					2	1	3

		1近年注目されている北極海航路の活用可能性について、関係国との協議等を進めるとともに、海運事業者や荷主等と連携し、航路が開く可能性、技術的課題、経済的課題等を検討する。	1		0		0		0
			2	3.0	1	3.0	1	3.1	2
			3		0		3		5
			4		1		1		3
		1内航海運の安定的な輸送を確保するため、国際的な慣行となっているカボタージュ制度を維持するとともに、老齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化を促進する。	1		0		0		0
			2	3.0	0	3.3	1	3.0	2
			3		2		1		3
			4		0		2		2
(2) 船員の確保・育成		1外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため①海運事業者が運航する船舶の活用による、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡大及び内航海運への導入、②内航船の運航実態に即した実践的な乗船訓練を可能とする内航用練習船の導入を進めるなど、船員教育の更なる質の向上に取り組む。	1		0		0		0
			2	3.5	0	3.2	1	3.4	1
			3		1		2		4
			4		1		2		5
		1高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進する。また、計画的に新人船員の確保・育成に取り組む事業者を支援する。	1		0		0		0
			2	3.5	0	2.6	2	3.0	2
			3		1		3		5
			4		1		0		2
		1船員教育の環境を改善するため、現役船員による実践的な講義の実施や人事交流を通じた現場の知識・経験を教育に取り込むなど、船員の確保・育成に関わる国、船員教育機関及び海運事業者等関係者間での連携を強化する。	1		0		0		0
			2	4.0	0	2.8	2	3.1	2
			3		0		2		4
			4		2		1		3
(3) 海上輸送拠点の整備	ア 経済・産業・生活を支える物流基盤の整備	1我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナル、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル、地域の産業の特性や輸送ニーズに応じた内貿ターミナル等の整備を推進するとともに、これらへのアクセス道路網を整備する。	1		0		0		0
			2	3.0	1	3.0	1	2.9	3
			3		0		3		4
			4		1		1		2
		1我が国と北米・欧州等を直接結ぶ国際基幹航路を維持・拡大するため、国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）において、ハブ機能強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備、フィーダー輸送網強化による貨物集約、港湾運営の民営化など、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中して実施し、その機能強化を図る。	1		0		0		0
			2	3.5	0	3.0	1	3.0	2
			3		1		3		5
			4		1		1		2
		1資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現を目指し、我が国の産業競争力の強化、雇用の創出及び所得の海外流出防止の観点から、大型船の入港を可能とする拠点となる港湾の確保や企業間連携の促進を図り、国全体として効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークを形成する。	1		0		0		0
			2	3.0	1	3.0	1	3.0	2
			3		0		3		5
			4		1		1		2
		1港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪観測及び潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資するGPS波浪計を用いた観測を行う。	1		0		0		0
			2	3.5	0	3.6	0	3.5	0
			3		1		2		5
			4		1		3		5
		1港湾において、民間の知恵・資金等を活用するため、官民連携（PPP）を活用した施設の整備・運営に関する検討を推進する。	1		0		0		0
			2	3.0	0	3.0	1	2.9	2
			3		2		3		6
			4		0		1		1
		1輸出入及び港湾関連手続を効率的に実施するため、電子処理システムの機能を改善するなど、利用者の更なる利便性向上に取り組む。	1		0		0		0
			2	3.0	0	3.0	1	2.9	2
			3		2		3		6
			4		0		1		1

イ 循環型社会に対応した拠点整備	1循環資源の物流ネットワークを形成するため、広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)に指定し、循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を図るとともに、民間企業等によって設立されたりサイクルポート推進協議会との連携を推進する。	1	2.5	0	3.3	0	2.9	0
		2		1		0		2
		3		1		3		5
		4		0		1		1
	1港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。	1	2.0	0	3.3	0	2.8	0
		2		2		0		3
		3		0		3		4
		4		0		1		1

5 海洋の安全の確保			平均点					
(1) 海洋の安全確保や治安の確保	Point	専門家	N	関心	N	全体	N	
ア 周辺海域の秩序の維持	1我が国周辺海域における広域的な常時監視体制や遠方・重大事案への対応体制の強化に努める。特に、領海等においてやむを得ない理由なく停留・はいかい等を行う外国船舶に対しては、国内法に基づき、適切に対処する。また、島嶼部における情報収集・警戒監視体制を整備するとともに、海上保安体制の強化に努める。	1	3.5	0	3.4	0	3.5	0
		2		0		1		1
		3		1		2		3
		4		1		4		6
	1海上保安庁の巡視船艇・航空機及び自衛隊の艦艇・航空機等の計画的な整備を進め、持続的な活動を確保するとともに、要員の確保に努める。また、不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、情報収集分析体制の強化を図る。	1	3.5	0	3.6	0	3.6	0
		2		0		0		0
		3		1		3		4
		4		1		4		6
	1自衛隊と海上保安庁との連携体制の強化に努めるとともに、我が国周辺海域における情勢に対し、政府が一体となって対応できるよう、現場・中央を含め、情報収集・警戒監視等で得られた情報の迅速な共有等による関係省庁の連携体制を強化する。	1	3.5	0	3.5	0	3.6	0
		2		0		0		0
		3		1		3		4
		4		1		3		5
	1周辺海域を航行する船舶の動静を把握するため、関係行政機関等が保有する船舶の航行情報を一元的に管理・提供する枠組み、衛星を利用した海洋監視の在り方など、船舶動静把握の在り方について検討する。	1	3.5	0	3.7	0	3.7	0
		2		0		0		0
		3		1		2		3
		4		1		4		6
イ 海上犯罪の取締り	1海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船による違法操業、海域への廃棄物の投棄などの海上環境事犯に対する監視・取締り、薬物・銃器等の密輸・密航事犯の取締り・水際阻止に引き続き取り組む。	1	3.5	0	3.6	0	3.6	0
		2		0		0		0
		3		1		3		4
		4		1		4		5
	1治安を確保するための体制充実の観点から、関係機関間での連携の強化、海上保安庁の巡視船艇・航空機及び警察用船舶等の整備を実施する。	1	3.5	0	3.4	0	3.4	0
		2		0		1		1
		3		1		2		3
		4		1		4		5
1我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等を、より一層着実に推進する。また、密航監視哨しゅうを効果的に運用するほか、沿岸警備協会と連携して各種対策に取り組む。	1	3.5	0	3.3	0	3.4	0	
	2		0		1		1	
	3		1		2		3	
	4		1		3		4	
ウ 海賊対策等	1国際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を引き続き実施するとともに、海賊多発海域における日本籍船において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置について、その取組を推進する。また、国連ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)等を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊訴追・取締能力向上のため、国際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。	1	3.5	0	3.7	0	3.7	0
		2		0		0		0
		3		1		2		3
		4		1		5		7
	1航行援助施設の運用・整備に関する協力及び人材育成、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊対策、航行安全対策を実施する。	1	3.5	0	3.5	0	3.5	0
		2		0		1		1
		3		1		1		2
		4		1		4		5

		1海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、出入管理情報システムの推進、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。	1	3.0	0	3.5	0	3.4	0
		2	1		1		2		
		3	0		1		1		
		4	1		4		5		
		1貨物検査法による措置の実効性を確保するため、関係行政機関と合同訓練等を実施するなど、緊密な連携を図る。	1	3.5	0	3.3	0	3.4	0
		2	0		1		1		
		3	1		2		3		
		4	1		3		4		
		1海上輸送による大量破壊兵器の拡散を阻止するため、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく海上阻止訓練等へ積極的に参加する。また、海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、公海上における船舶上での大量破壊兵器の使用や船舶によるこれらの兵器の輸送等の抑止・取締方法について、国際的な動向を踏まえつつ検討を行う。	1	3.5	0	3.2	0	3.3	0
		2	0		2		2		
		3	1		1		2		
		4	1		3		4		
(2)海上交通における安全対策	ア 船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保	1船舶海難等の発生を未然に防止し、海運業における輸送の安全を確保するため、海運事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント制度を促進するとともに、従来からの監査業務や安全評価手法の開発等も併せて実施する。	1	3.0	0	3.0	0	3.0	0
		2	0		2		2		
		3	2		2		5		
		4	0		2		2		
		1国際機関での協議を通じ、船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準の策定と不断の見直しを行うとともに、検査の確実な実施、外国船舶の監督(PSC)や、海上安全の啓発等に取り組む。	1	3.5	0	3.3	0	3.3	0
		2	0		1		1		
		3	1		2		4		
		4	1		3		4		
		1安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組む。	1	3.5	0	3.2	0	3.1	0
		2	0		1		2		
		3	1		3		4		
		4	1		2		3		
1船舶交通の安全と運航効率の向上を図るため、航行船舶の指標となる航路標識について、視認性、識別性を向上する等の高度化に取り組むとともに、整備等を推進する。	1	3.0	0	3.1	0	3.1	0		
2	0		2		2				
3	2		2		6				
4	0		3		3				
1電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際基準策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図の情報充実と高機能化に取り組む。	1	3.0	0	3.6	0	3.4	0		
2	0		0		0				
3	2		3		6				
4	0		4		4				
1海況に関する情報を海洋速報により提供するほか、狭水道における潮流の観測体制及び情報提供体制を強化する。	1	3.5	0	3.3	0	3.2	0		
2	0		1		2				
3	1		3		5				
4	1		3		4				
1社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。	1	3.5	0	3.3	0	3.3	0		
2	0		1		1				
3	1		2		4				
4	1		3		4				
1民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止思想の普及・海難防止に関する知識の向上等を図るとともに、あらゆる機会を通じて法令順守・安全運航の徹底を指導するなど、海難防止対策を推進する。	1	3.5	0	3.3	0	3.2	0		
2	0		1		2				
3	1		2		3				
4	1		3		4				

イ 海難救助体制及び事故災害対策の強化等	1海難救助等に迅速かつ的確に対応するため、巡視船艇・航空機の高性能化、装備・資機材、訓練・研修の充実による救助・救急能力の強化、漂流予測の精度の向上等に取り組み、海難救助体制の充実・強化を図る。また、民間救助組織との連携を図るとともに、近隣国の捜索救助機関との協議・訓練を定期的を実施し、連携を強化する。	1	3.5	0	3.4	0	3.4	0
		2		0		1		1
		3		1		2		4
		4		1		4		5
	1船舶火災や船舶に起因する海洋汚染、海上災害の被害を局限化するため、排出油防除体制及びその他防災体制の向上に努めるとともに、対応資機材の整備、合同訓練を実施する。	1	3.0	0	3.3	0	3.2	0
		2		0		1		1
		3		2		3		7
		4		0		3		3
	1効果的な排出油防除措置のため、沿岸海域の環境情報を示した脆弱沿岸海域図の整備、衛星画像を活用したモニタリングの整備、沿岸海域環境保全情報のインターネットによる提供(CeisNet)、関係機関との連携強化等を推進する。	1	3.0	0	3.3	0	3.3	0
		2		0		1		1
		3		2		3		6
		4		0		3		4
	1重大な海難事故が発生した場合、発生原因やメカニズムの究明のための調査・分析を行い、安全基準や運航管理体制の改善等、再発防止のための対策の立案を進める。	1	3.0	0	3.3	0	3.2	0
		2		0		1		1
		3		2		3		6
		4		0		3		3
(3) 海洋由来の自然災害への対策	1日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測を行うため、地震及び津波に関する調査・観測体制の強化や、観測網の整備を行うとともに、活断層や地質に関する情報の整備に取り組む。	1	3.5	0	3.4	0	3.5	0
		2		0		1		1
		3		1		3		4
		4		1		3		7
	1「津波防災地域づくりに関する法律」等に基づき、海岸保全施設等の整備や津波防護施設の新設・改良等のハード施策と津波災害警戒区域等の指定、津波ハザードマップの作成・見直し、津波防災総合訓練の実施などのソフト施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。	1	4.0	0	3.5	0	3.7	0
		2		0		0		0
		3		0		4		4
		4		2		3		8
	1東日本大震災を踏まえ、港内における船舶の津波等に対する安全対策を検討し、港則法による避難の勧告等を効果的に運用するとともに、港則法の特定港等に設置されている津波対策協議会による港内船舶の避難基準、避難時期の設定等の対策に取り組む。	1	3.5	0	3.3	0	3.3	0
		2		0		1		1
		3		1		4		6
		4		1		2		5
	1今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林の整備等を進めるとともに、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波が天端を越流した場合であっても、施設の効果粘り強く発揮できるような海岸堤防、防波堤等の整備を推進する。	1	3.5	0	3.6	0	3.5	0
		2		0		0		1
		3		1		3		4
		4		1		3		6
1津波・高潮・波浪等の災害から人命や財産を守るため、海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、侵食対策を実施する。また、施設の老朽化対策調査を実施し、維持管理・更新を適切に行い、施設の信頼性を確保する。	1	3.5	0	3.2	0	3.2	0	
	2		0		1		2	
	3		1		3		4	
	4		1		2		4	
1東京湾、大阪湾、伊勢湾の三大湾を始めとする全国沿岸の都市、漁村の防災機能の強化、物流機能の維持・継続を図るため、人口・機能が集積する三大湾の港湾における発生頻度の高い津波を超える津波を想定した防護水準の確保の検討、岸壁、臨港道路の耐震化、アクセス道路の耐震化・多重化、避難路・避難施設の整備、オープンスペースの確保、航路機能の確保、コンビナートの防災強化等を進めるとともに、基幹的広域防災拠点の管理等を適切に行う。	1	3.0	0	3.5	0	3.3	0	
	2		1		1		3	
	3		0		1		1	
	4		1		4		6	
1大規模自然災害が発生又は発生する恐れがある場合、被災地方公共団体等が行う被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧及びその他災害応急対策に対する技術的な支援を行うため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。	1	3.5	0	3.5	0	3.5	0	
	2		0		0		0	
	3		1		3		5	
	4		1		3		5	

	1大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす内航海運について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進める。	1	3.5	0	3.0	0	3.0	0
		2		0		2		3
		3		1		2		3
		4		1		2		3
	1船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報(JMH)等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組む。	1	4.0	0	3.3	0	3.5	0
		2		0		0		0
		3		0		4		5
		4		2		2		5
	1高潮・高波等による浸水被害の軽減や国土保全等に資するため、潮位の継続的な監視、調査、予測及び情報発表を行うとともに、その精度の向上に取り組む。また、地球温暖化に伴う海面上昇に対する適応策を検討する。	1	3.5	0	3.3	0	3.3	0
		2		0		1		2
		3		1		2		3
		4		1		3		5

6 海洋調査の推進		Point	平均点					
			専門家	N	関心	全体	N	
(1)総合的な海洋調査の推進	ア 海洋調査の戦略的取組	1海洋調査を実施している機関間での連携を強化し、海洋調査を効率的に実施するとともに、調査成果の相互利用の促進や、海洋データの利便性向上を図る。	1	2.4	2.8	2.6	2	
			2				3	6
			3				4	8
			4				0	3
	1海洋調査の基盤となる海洋調査船、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。	1	2.5	2.9	2.7	2		
		2				1	5	
		3				4	9	
		4				1	3	
	1地球温暖化、気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。また、数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況(海水温、海流、海水)等の実態把握とその予測精度の向上を図るとともに、情報内容の充実に取り組む。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。	1	3.0	3.0	3.1	0		
		2				2	3	
		3				4	11	
		4				2	5	
イ 海洋調査の着実な推進	1海洋資源の開発、海洋権益の保全及び海洋の総合的管理に必要となる基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。	1	3.1	3.1	3.1	1		
		2				0	2	
		3				4	10	
		4				3	6	
	1我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、バックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。	1	2.6	3.0	2.8	2		
		2				2	3	
		3				4	9	
		4				1	4	
	1東日本大震災に伴い発生した津波による廃棄物の海上流出や油汚染及び東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等による海洋環境への影響を把握するため、引き続き有害物質及び放射性物質に関するモニタリングを実施する。	1	3.0	3.2	3.2	1		
		2				1	3	
		3				3	7	
		4				3	8	
1閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における水質調査を実施し、陸域から流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素及びリンの負荷量を把握する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実に取り組む。	1	2.9	3.2	3.1	2			
	2				2	2		
	3				2	7		
	4				3	8		
1海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。	1	3.3	2.9	3.1	0			
	2				1	4		
	3				3	9		
	4				3	5		
1衛星を利用したリモートセンシング技術を活用し、より効果的な海洋環境モニタリング手法の開発を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを運用し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データを提供する。	1	2.8	3.1	2.9	1			
	2				2	5		
	3				3	7		
	4				2	6		

	1海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、海象データの不足海域の解消、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。	1 2 3 4	2.8	1 1 5 1	2.7	0 2 6 0	2.7	1 4 13 1
	1水循環変動観測衛星(GCOM-W)や陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の衛星による海水観測データを活用し、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を行う。	1 2 3 4	2.5	0 4 4 0	3.0	0 3 1 4	2.7	0 9 6 4
	1プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、音波探査、津波地震性堆積物調査、地震断層の掘削調査等を実施する。	1 2 3 4	3.0	1 0 5 2	3.2	0 1 3 4	3.2	1 2 9 7
	1東北地方太平洋沖地震の震源域周辺で発生する津波の早期検知等による津波防災の観点から、東北地方の太平洋側の沖合に設置したブイ式海底津波計による津波観測を実施する。	1 2 3 4	3.4	0 1 3 4	3.3	0 0 5 3	3.4	0 1 9 9
	1港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。	1 2 3 4	2.9	1 0 6 1	3.0	0 2 3 3	3.0	1 3 10 5
	1火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。	1 2 3 4	2.4	1 3 4 0	3.0	0 2 3 3	2.7	1 7 8 3
(2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開	1海洋情報の利便性向上を図るため、政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールを策定する。	1 2 3 4	2.1	1 5 2 0	2.3	1 2 4 0	2.2	3 8 7 0
	1国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、一元的に管理・公開を行い、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。	1 2 3 4	2.3	1 4 3 0	2.5	0 3 3 1	2.3	2 9 6 1
	1関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウスを引き続き運用し、その充実を図る。	1 2 3 4	2.9	1 1 4 2	3.0	0 2 2 3	3.0	1 4 7 6
	1海洋情報の利用促進等の観点から、様々な海洋情報を可視化し情報の選択や重ね合わせ等を可能とする海洋台帳の充実と機能強化に取り組む。	1 2 3 4	2.8	1 1 5 1	2.6	0 3 2 2	2.7	2 5 8 3

		1海洋情報の収集と解析処理のための共通プラットフォームの整備・運用を進め、都道府県等の地域レベルでの利用を含め、海洋情報の利用促進を図る。また、広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。	1 2 3 4	2.0	1 6 1 0	2.4	0 4 2 1	2.2	2 11 4 1
--	--	--	------------------	-----	------------------	-----	------------------	-----	-------------------

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N
(1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進	ア 地球温暖化と気候変動の予測及び適応に関する研究開発	1海洋と大気の相互作用、海洋の循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響などを解明するための観測、調査研究等を強化する。	1 2 3 4	2.0	2 3 2 0	3.3	0 0 5 3	2.8	2 4 8 5
		1地球温暖化と長期的な気候変化の不確実性の定量化を進めるとともに、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備する。また、地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。	1 2 3 4	2.3	1 3 3 0	3.3	0 0 5 3	2.9	1 4 10 4
		1北極域、黒潮流域など、我が国の気候への影響が大きいと考えられる地域や、南大洋を含む南極域等における観測、調査研究等を推進する。特に、北極域の観測、調査研究等については、近年、地球温暖化に伴う北極海水の融解によって北極海航路の利用に関する世界的な関心が高まっていることなども踏まえて行う。	1 2 3 4	2.8	1 1 2 2	3.2	0 0 5 3	3.1	2 2 7 7
		1北極域、黒潮流域など、我が国の気候への影響が大きいと考えられる地域や、南大洋を含む南極域等における観測、調査研究等を推進する。特に、北極域の観測、調査研究等については、近年、地球温暖化に伴う北極海水の融解によって北極海航路の利用に関する世界的な関心が高まっていることなども踏まえて行う。	1 2 3 4	2.8	1 0 7 0	3.3	0 1 4 3	3.1	1 1 14 4
	イ 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発	1我が国の領海、排他的経済水域等を対象に、地質学、地球物理学的な調査研究を実施し、基礎となる海洋地質情報の整備、海洋エネルギー・鉱物資源の成因や生成条件、各種含有元素の起源等の解明を通じて、資源のポテンシャルを明らかにするよう取り組む。	1 2 3 4	2.5	1 3 3 1	3.1	0 2 3 3	2.9	1 6 8 5
		1海洋エネルギー・鉱物資源の開発に当たっては、我が国の広範な産業界の知見を結集して、取り組むよう努める。海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等の海洋鉱物資源開発について、対象鉱物ごとのプロジェクトの進捗を踏まえつつ、共通課題である「採鉱(集鉱含む)」、「揚鉱」及び「選鉱・製錬」等の生産技術の研究開発を推進する。	1 2 3 4	2.1	1 5 2 0	3.2	0 1 4 3	2.8	1 7 7 5
		1我が国の領海、排他的経済水域等を対象に、地質学、地球物理学的な調査研究を実施し、基礎となる海洋地質情報の整備、海洋エネルギー・鉱物資源の成因や生成条件、各種含有元素の起源等の解明を通じて、資源のポテンシャルを明らかにするよう取り組む。	1 2 3 4	2.5	1 3 3 1	3.1	0 2 3 3	2.9	1 6 8 5
		1海洋エネルギー・鉱物資源の開発に当たっては、我が国の広範な産業界の知見を結集して、取り組むよう努める。海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等の海洋鉱物資源開発について、対象鉱物ごとのプロジェクトの進捗を踏まえつつ、共通課題である「採鉱(集鉱含む)」、「揚鉱」及び「選鉱・製錬」等の生産技術の研究開発を推進する。	1 2 3 4	2.1	1 5 2 0	3.2	0 1 4 3	2.8	1 7 7 5
	ウ 海洋生態系の保全及び海洋生物資源の持続的利用に関する研究開発	1海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進するとともに、海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。	1 2 3 4	2.5	1 2 2 1	3.0	0 2 2 4	2.8	2 4 7 5
		1増養殖に関する新たな生産技術等の研究開発、海洋生物を新たな有用資源として活用するための研究開発を推進し、新たな産業の創出に寄与する。	1 2 3 4	2.7	1 2 1 2	2.9	0 3 3 2	2.9	1 6 5 6
		1東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖における海洋生態系の調査研究を行う。また、同海域の海の資源を利用して新産業を創出することを目指した技術開発を行い、被災地域の復興に寄与する。さらに、放射性物質のモニタリングや海洋生物への取り込み等を把握するため、放射性物質の海中への拡散に関する調査を長期的・継続的に行う。	1 2 3 4	3.0	0 1 4 1	3.5	0 0 3 5	3.3	0 2 8 8
		1東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖における海洋生態系の調査研究を行う。また、同海域の海の資源を利用して新産業を創出することを目指した技術開発を行い、被災地域の復興に寄与する。さらに、放射性物質のモニタリングや海洋生物への取り込み等を把握するため、放射性物質の海中への拡散に関する調査を長期的・継続的に行う。	1 2 3 4	3.0	0 1 4 1	3.5	0 0 3 5	3.3	0 2 8 8
エ 海洋再生可能エネルギーの開発に関する研究開発	1洋上風力発電の実用化と導入拡大のため、技術開発及び実証を推進する。また、専用船等のインフラや、基盤情報など、洋上風力発電の普及のための基盤整備を推進する。	1 2 3 4	2.6	0 4 2 1	3.0	0 3 3 2	2.8	0 8 7 4	
	1「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東北沿岸において波力発電システム及び潮流発電システムの実証実験を行い、特に東北沿岸の自然条件下で成立する高効率・高信頼性・低コストの革新的発電システムの確立の基盤となる研究開発を推進する。また、沖縄においては、その地理的特徴をいかした海洋エネルギーの発電技術の開発に取り組む。	1 2 3 4	2.4	0 4 3 0	3.0	0 4 0 4	2.7	0 10 4 5	
	1洋上風力発電の実用化と導入拡大のため、技術開発及び実証を推進する。また、専用船等のインフラや、基盤情報など、洋上風力発電の普及のための基盤整備を推進する。	1 2 3 4	2.6	0 4 2 1	3.0	0 3 3 2	2.8	0 8 7 4	
	1「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東北沿岸において波力発電システム及び潮流発電システムの実証実験を行い、特に東北沿岸の自然条件下で成立する高効率・高信頼性・低コストの革新的発電システムの確立の基盤となる研究開発を推進する。また、沖縄においては、その地理的特徴をいかした海洋エネルギーの発電技術の開発に取り組む。	1 2 3 4	2.4	0 4 3 0	3.0	0 4 0 4	2.7	0 10 4 5	
オ 海洋由来の自然災害に関する研究開発	1海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網を、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いに重点的に整備する。また、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。	1 2 3 4	2.9	0 2 4 1	3.5	0 0 4 4	3.3	0 2 10 7	

		1地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレートの運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。	1 2 3 4	2.4	0 4 3 0	3.2	0 1 4 3	2.9	0 6 9 4	
(2)基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進	1独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。	1 2 3 4	1.7	2 5 0 0	2.9	0 2 5 1	2.4	2 10 5 2		
		1 2 3 4	1.9	1 6 0 0	2.8	1 1 5 1	2.4	2 9 6 2		
		1 2 3 4	2.1	1 4 2 0	2.8	0 1 6 1	2.6	2 5 9 2		
		1 2 3 4	2.1	1 4 2 0	2.8	0 1 6 1	2.6	2 5 9 2		
	ア 世界をリードする基盤的技術の開発	1有用資源の開発や確保に向けた海洋探査及び開発技術、各種パイプや水中グライダーに搭載する生物化学センサー技術など、海上、海中、海底及び海底下の地殻内を含む多様な海洋空間の調査等に必要な機器や基盤技術の開発を推進する。	1 2 3 4	2.1	1 4 2 0	2.9	0 2 5 1	2.6	1 7 9 2	
		1地震や津波等の早期検知に向けた稠密観測・監視・情報伝達技術、海底ケーブルを利用した長期観測プラットフォーム技術など、プレート境界域における地震等の地殻変動の把握や、海中及び海底における深海底環境変動の継続的な観測等に必要な基盤技術の開発及び応用を推進する。	1 2 3 4	2.6	0 3 4 0	3.5	0 1 2 5	3.2	0 4 8 7	
		1巨大地震発生メカニズムの解明、海底地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマントル掘削の実施に向け、超深部海底地下層掘削のための基盤技術の着実な開発を推進する。	1 2 3 4	2.6	0 3 5 0	3.0	0 2 4 2	2.9	0 6 10 4	
		1産業への応用展開や国際展開も見据え、国家存立基盤に関わる技術など、基盤的技術の開発に継続して取り組む体制の整備を図る。	1 2 3 4	1.9	3 2 2 0	2.7	1 1 5 1	2.4	4 4 9 1	
		イ 長期的な観測の実施	1国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組みに参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。	1 2 3 4	2.4	0 5 3 0	3.0	0 2 4 2	2.8	0 8 9 3

		1観測結果に基づく成果を飛躍的に向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(データ同化)を推進する。	1 2 3 4	2.3	1 4 3 0	3.1	0 1 5 2	2.7	1 7 9 3
	ウ プラットフォームの整備・運用	1水温、塩分、海流、波高、海上の風や降水といった基本要素の時系列データをリアルタイムに発信する定点観測ステーションや、海洋調査船、観測ブイ等による現場観測、衛星観測等を組み合わせた統合的な観測システムの開発を推進する。	1 2 3 4	2.6	0 4 3 1	2.9	0 3 3 2	2.8	0 9 7 4
		1国、独立行政法人等が有する船舶、有人・無人深海調査システム、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備や老朽化対策等を進める。また、新たな観測、調査研究等の推進に向け、共同利用を前提とした新たな施設・設備等の整備や革新的な解析技術等の開発に取り組む。	1 2 3 4	2.6	0 4 3 1	2.9	0 2 4 2	2.7	2 7 7 4
		1研究機関、大学等が所有する船舶等の共同利用を推進するとともに、限られた研究基盤のより有効な活用方策について検討を進める。	1 2 3 4	2.1	2 3 3 0	3.0	0 2 4 2	2.7	2 6 9 3
(4)宇宙を活用した施策の推進		1海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。	1 2 3 4	2.9	0 3 2 2	3.3	0 1 3 4	3.1	0 5 7 7
		1関係府省等が連携・協力して、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星による外洋海域を含む船舶航行状況を把握するための実証実験や、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成に係る実証実験等を行うなど、海洋の開発及び利用、海洋の安全の確保、海洋の総合的管理等における衛星情報の新たな利用の可能性と方策について、国内外の衛星インフラの整備状況を踏まえつつ、検討を行う。	1 2 3 4	2.7	0 2 5 0	3.1	0 2 3 3	3.0	0 5 9 5

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化			平均点							
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N	
(1)経営基盤の強化	ア 海運業・造船業・インフラシステム	①受注力の強化	1我が国造船・船用工業の受注力を強化するため、新たな船舶の排ガス規制に対応して、船舶からの二酸化炭素、排出ガス(NOxやSOx)等の環境負荷低減や船舶の安全確保に取り組む。	1	2.0	3.3	0	2.9	0	
				2			2		0	4
				3			0		4	6
				4			0		2	3
		1産学官連携の下、高付加価値船舶の技術開発を推進し、我が国造船業・船用工業・海洋資源関連産業の国際競争力の強化に寄与する。	1	2.0	3.2	0	2.7	0		
			2			2		1	6	
			3			0		3	5	
			4			0		2	2	
		1海外に展開する生産拠点からの投資収益を増進するため、当該拠点における人材育成を促進する。	1	1.0	2.8	2	2.4	0	2	
			2			0		2	5	
			3			0		3	5	
			4			0		1	1	
		1我が国造船・船用工業の強みを更にいかにするための企業環境を整備するため、各国の公的輸出信用機関の融資条件を規定している経済協力開発機構(OECD)船舶セクター了解の改定を含め、造船市場の活性化に向けた投融资の促進に向けた取組を推進する。	1	1.5	2.7	1	2.4	0	1	
			2			1		3	6	
			3			0		2	4	
			4			0		1	1	

②新市場・新事業への展開支援	1国際競争力を有する我が国の内航輸送サービスのハード・ソフトについて、パッケージ化したシステムとして提供するなど、海外の物流事業者と連携するビジネスモデルの実現可能性及びアジア等内航海運の成長市場に対する効果的な海外売船システムの構築を行うための方策を検討する。	1	1.5	1	2.7	0	2.4	1
		2		1		3		6
		3		0		2		3
		4		0		1		1
	1我が国造船業・船用工業の新市場・新事業への展開を図るため、政府開発援助(ODA)、国際協力銀行の融資等も活用しつつ、トップセールスの展開や構想段階からのプロジェクトへの参画、新興国における船隊整備、海洋開発等の新たな市場の獲得等に向けた取組を支援する。	1	1.5	1	2.8	0	2.5	1
		2		1		2		5
		3		0		3		4
		4		0		1		1
	1日本の港湾関連技術や経営ノウハウを活用し、官民連携によるインフラシステムの海外展開を推進し、高質かつ安定的な国際物流ネットワークの構築を図る。	1	1.0	2	2.7	0	2.3	2
		2		0		3		5
		3		0		2		3
		4		0		1		1
③公正な競争条件の確保等の推進	1健全な造船市場の構築や公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において、造船主要国(日本、韓国、欧州等)間での政策レビュー、造船市場における市場歪曲措置の精査等を実施する等の政策協調を行うとともに、更に効果的に実施するため、OECD非加盟国に対して、加入に向けた動きを推進する。	1	1.5	1	3.0	0	2.5	1
		2		1		1		4
		3		0		4		5
		4		0		1		1
	1我が国海運・造船業が得意とする省エネ・省CO2船舶の普及を促すため、国際海運分野の温暖化対策として、IMOにおける船舶の燃費規制に関する条約の着実な実施とともに、経済的手法(燃料油課金制度等)の導入に関する条約づくりを主導する。	1	2.0	0	3.0	0	2.7	0
		2		2		1		5
		3		0		4		6
		4		0		1		1
	1国際海運市場における競争の激化を踏まえ、諸外国の外航海運政策の動向を注視しつつ、我が国海運にとっての国際的な競争条件の均衡化のための施策に継続的に取り組む。	1	1.0	2	2.8	0	2.5	2
		2		0		2		3
		3		0		3		5
		4		0		1		1
④構造改革支援	1我が国造船業における合併、統合等に向けた動きに対し、必要に応じ、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等を活用した支援を講ずる。	1	1.5	1	3.0	0	2.5	1
		2		1		2		5
		3		0		2		3
		4		0		2		2
	1内航海運活性化のため、高齢船の代替建造、船舶管理会社を活用したグループ化を促進する。	1	2.0	0	2.8	0	2.5	0
		2		2		3		8
		3		0		1		1
		4		0		2		2
	1上記施策を行うことにより、造船業、内航海運業に対する投融資に向けた企業環境を改善する。	1	1.0	2	2.8	0	2.3	2
		2		0		3		6
		3		0		1		1
		4		0		2		2
イ 水産業	①消費者の関心に応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大	1「魚離れ」の進行に伴う水産物消費の減退に歯止めをかけるため、関係者が連携して水産物の消費拡大に取り組む。	1	3.0	0	2.8	0	0
			2		0		2	4
			3		1		2	4
			4		0		1	2
	IHACCP(危害分析・重要管理点)等の衛生管理の徹底による安全な水産物の提供、食の簡便化等食生活の変化に対応した水産物の提供など、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換に取り組むとともに、水産物を含む栄養バランスのとれた食生活の実現に向けて食育を進める。	1	2.0	0	3.2	0	3.2	0
		2		1		0		1
		3		0		4		6
		4		0		1		3

②漁業経営の体質強化及び国際競争力の強化	1水産資源管理に取り組む漁業者と漁場改善に取り組む養殖業者に対し、資源管理・収入安定対策を適切に実施し、年ごとに収入の変動が大きい漁業者・養殖業者の収入の安定化を図る。	1	2.0	0	2.6	0	2.6	0
		2		1		3		6
		3		0		1		2
		4		0		1		2
	1漁業においてはコストに占める燃油費の割合が高く、養殖業においてはコストに占める配合飼料費の割合が高いことから、燃油費及び配合飼料費の負担を軽減する価格高騰対策を適切に実施する。	1	2.0	0	2.8	0	2.7	0
		2		1		2		4
		3		0		2		5
		4		0		1		1
	1収益性の高い漁業を育成するため、漁船漁業における収益性を重視した操業・生産体制の導入、省エネ・省人型の代船取得、生産活動の協業化、経営の共同化等の漁業改革推進集中プロジェクトを推進する。	1	3.0	0	2.8	0	2.8	0
		2		0		2		4
		3		1		2		4
		4		0		1		2
	1収益性の高い養殖業を育成するため、養殖における魚種の多様化や収益性を重視した養殖生産体制の導入、生産活動の協業化、経営の共同化等の先駆的な取組を促進する。	1	3.0	0	3.2	0	3.1	0
		2		0		0		1
		3		1		4		7
		4		0		1		2
1輸出の促進や輸入水産物に対する我が国水産物の国際競争力の強化と消費者に信頼される水産業づくりの実現を図るため、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムを構築するなど、生産コストの縮減や鮮度保持対策、衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への重点化を図る。	1	3.0	0	3.2	0	3.1	0	
	2		0		0		1	
	3		1		4		7	
	4		0		1		2	
③漁船漁業の安全対策の強化	1漁船の海難事故を防止するため、気象・海象に応じた的確な出港判断や安全な操船・操業等に関する普及啓発活動を推進するとともに、ライフジャケットの着用を促進する取組を強化する。	1	2.0	0	3.0	0	2.7	0
		2		1		1		4
		3		0		3		5
		4		0		1		1
④担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進	1漁業未経験者が、将来の漁業の担い手としての新規就業を促進するため、漁業への就業情報の提供や現場での研修に取り組む。	1	2.0	0	3.0	0	2.7	0
		2		1		1		4
		3		0		3		6
		4		0		1		1
	1水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する独立行政法人水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、実践的な専門教育の充実を図る。	1	3.0	0	3.0	0	2.9	0
		2		0		1		3
		3		1		3		6
		4		0		1		2
	1漁業士や漁協青壮年部で中核となって活動を行う者等の漁村地域のリーダーの育成とそれらのリーダーシップによる意欲的な取組を推進するとともに、普及指導員による先進的な担い手への相談・支援を実施する。	1	3.0	0	3.0	0	2.7	0
		2		0		1		4
		3		1		3		6
		4		0		1		1
	1漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な取組の中心となる女性の活動を促進する。	1	2.0	0	3.2	0	3.0	0
		2		1		1		3
		3		0		2		5
		4		0		2		3
⑤漁業の発展及び水産業・漁村の多面的機能の発揮	1生態系全体の生産力を底上げし、水産資源の育成と持続可能な利用を図るため、漁場の水質を維持・管理する手法の開発等を進めるとともに、海洋の生態系や生物多様性の保全と漁業の持続的な発展との両立を図る。	1	2.0	0	3.2	0	3.0	0
		2		1		1		4
		3		0		2		3
		4		0		2		4

			1漁村の活力の増進、漁村の魅力を上させるため、水産物のみならず景観や伝統行事、地域に根付いた漁業や養殖そのもの等の漁村の豊かな地域資源を活用した取組を推進する。	1	3.0	0	3.0	0	2.9	0		
				2		0		1		3		
				3		1		3		6		
				4		0		1		2		
			1水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、多面的機能の発揮の促進、水揚げによる陸から海への物質循環の補完、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等を、関係府省等が連携して総合的に支援する。	1	3.0	0	2.8	0	2.6	1		
				2		0		2		4		
				3		1		2		4		
				4		0		1		2		
		⑥水産物の安定供給の基盤となる漁港施設の保全・強化	1東日本大震災からの復興として、被災地域の水産業の早期復興を図るため、漁業と流通・加工を始めとする関連分野と一体的に再建し、被災地を新たな食料供給地域として再生するための取組を推進する。	1	3.0	0	3.0	0	3.1	0		
				2		0		1		1		
				3		1		3		8		
				4		0		1		2		
			1水産物を安定的に提供可能とする漁港機能を適切に保全するため、既存の漁港施設の計画的な補修・改修に取り組む。	1	2.0	0	3.0	0	3.0	0		
				2		1		2		3		
				3		0		1		5		
				4		0		2		3		
(2)新たな海洋産業の創出	ア 海洋資源開発を支える関連産業	①海洋資源開発関連産業の育成	1沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するために必要となる洋上ロジスティックハブの実現に向け、海運業・造船業等と連携しつつ、必要な技術開発や人材育成、安全評価要件の策定、巨大な資源開発プロジェクトへの参入を実現する仕組みの検討等を実施し、国際競争力を有する海洋資源開発関連産業の戦略的な育成を行う。	1	2.0	1	2.8	0	2.5	1		
				2		0		2		5		
				3		1		3		6		
				4		0		1		1		
				②海洋エネルギー・鉱物資源開発の産業化	1我が国海洋資源開発関連産業の戦略的育成や同産業と既存の資源産業との連携を通じ、世界に先駆け、海洋鉱物資源開発を産業化する。その際、国家存立基盤に関わる技術とされている深海底探査・生産技術等の開発成果を活用し、産業への応用展開を図る。	1	1.5	1	2.8	0	2.5	2
				2	1	2		3				
			3	0	3	7						
			4	0	1	1						
				1メタンハイドレートの開発については、海洋産出試験の結果等を踏まえ、平成30年度を目標に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。	1	1.5	1	2.8	0	2.5	1	
				2	1		2		6			
				3	0		3		4			
				4	0		1		2			
			1海底熱水鉱床についての実海域実験も含めた継続的な技術開発を実施するとともに、取組の進捗状況等を踏まえて、新たな技術的課題の解決について有力な技術を有する民間企業を幅広く加えるなど、産業化の実現に向けた検討を推進する。	1	1.5	1	2.8	0	2.7	1		
			2	1		2		4				
			3	0		3		6				
			4	0		1		2				
		③海洋再生可能エネルギー開発の産業化	1洋上風力発電の実用化・導入拡大や海洋エネルギー発電の要素技術の確立や実証を通じた実用化を推進する。また、関連する作業船の実用化の推進や、浮体式洋上風力発電施設に関する安全ガイドラインの策定等に取り組む。	1	2.5	0	2.5	0	2.9	0		
			2	1		4		5				
			3	1		1		4				
			4	0		1		4				
	イ 海洋情報関連産業の創出	1海洋情報産業の創出を促進するため、提供内容、提供形態等の在り方について検討を行い、その結果を踏まえ利便性の向上や多様な提供形態の実現等に取り組むなど、海洋情報産業の創出に必要な環境整備を進める。	1	2.0	0	2.3	0	2.3	0			
					2		2		4	9		
					3		0		2	4		
					4		0		0	0		
			1我が国の技術により、海洋資源の開発等に必要となる機器開発を推進するとともに、海洋調査に民間企業が幅広く参画できる体制や海外展開に向けた検討を実施するなど、海洋調査産業の振興を図る。	1	1.5	1	2.5	0	2.4	1		
				2		1		3		6		
			3	0		3		6				
			4	0		0		0				

ウ 海洋バイオを活用した産業の創出	1海洋の未利用バイオマス資源の利活用を図るため、未利用バイオマス資源の収集を推進するとともに、それらを活用した産業・工業利用、エネルギー・環境問題の解決に向けた研究開発を実施する。特に、海底下微生物圏について、未知の生命機能を探索し、有効利用につなげることを目指した研究開発を実施する。	1	2.0	1	2.6	0	2.7	1	
		2		0		3		3	
		3		1		1		7	
		4		0		1		1	
	1藻類による炭素固定技術及びオイル生産技術の研究開発を推進し、地球環境問題の解決に貢献する。	1	1.5	1	3.2	0	2.7	2	
		2		1		1		2	
		3		0		2		6	
		4		0		2		2	
エ 海洋観光の振興	①地域資源を活用した海洋観光の振興	1瀬戸内海や離島において、魅力あふれる島々のネットワーク化等を通じて周遊・滞在型観光を促進することにより、新しい旅行需要の拡大とともに島の地域経済の活性化を図る。	1	1.5	2.7	2.7	0	1	
			2				1	3	4
			3				0	3	7
			4				0	1	2
	1地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性をいかしたイベントの開催を支援するなど、海をテーマとした観光需要の喚起を図る。また、賑わいや交流を創出するみなどの施設「みなとオアシス」における住民参加による地域活性化の取組を促進するとともに、災害発生時における防災拠点としての有効活用を図る。	1	2.0	2.7	2.7	0	1		
		2				0	3	3	
		3				1	3	9	
		4				0	1	1	
	1エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズムに取り込む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発広報活動等を総合的に実施する。また、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上のため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成など、地域におけるエコツーリズムの活動の支援を行う。	1	2.0	2.9	2.6	0	1		
		2				0	2	4	
		3				1	4	8	
		4				0	1	1	
	1再生可能エネルギー関連施設を活用した観光についても取組を行う。②アジアからの訪日旅行の推進	1	2.0	2.6	2.4	0	1		
		2				2	4	8	
		3				0	2	4	
		4				0	1	1	
1外航クルーズの普及・振興を目的に、関係者と協力・連携した外国人旅行者数の拡大のための訪日プロモーションを促進し、これに伴い、訪日外国人旅行者の出入国審査について、厳格化を維持しつつも、その円滑化・迅速化の推進に努める。	1	2.5	3.1	2.9	0	0			
	2				1	0	4		
	3				1	6	8		
	4				0	1	2		
1アジア諸国からの訪日旅行者の更なる増加に向け、我が国の観光の玄関口となる旅客船ターミナルや、荒天時にも大型旅客船等の安定的な入港を可能とする防波堤等を整備するなど、外航クルーズ船の日本寄港促進のための環境整備を推進し、観光立国の実現を目指す。	1	2.5	3.3	2.9	0	0			
	2				1	0	3		
	3				1	5	9		
	4				0	2	2		
②アジアからの訪日旅行の推進	1外航クルーズの普及・振興を目的に、関係者と協力・連携した外国人旅行者数の拡大のための訪日プロモーションを促進し、これに伴い、訪日外国人旅行者の出入国審査について、厳格化を維持しつつも、その円滑化・迅速化の推進に努める。	1	2.5	3.4	3.1	0	0		
		2				1	0	3	
		3				1	4	7	
		4				0	3	4	
1アジア諸国からの訪日旅行者の更なる増加に向け、我が国の観光の玄関口となる旅客船ターミナルや、荒天時にも大型旅客船等の安定的な入港を可能とする防波堤等を整備するなど、外航クルーズ船の日本寄港促進のための環境整備を推進し、観光立国の実現を目指す。	1	3.0	3.1	2.9	0	0			
	2				0	0	2		
	3				2	6	11		
	4				0	1	1		

9 沿岸域の総合的管理			平均点										
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N				
(1)沿岸域の総合的管理の推進		1沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。	1	3.5	0	2.9	0	3.1	0				
			2							0	1	3	
			3							1	4	8	
			4							1	1	4	
(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理	ア 総合的な土砂管理の取組の推進	1陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少、自然環境への影響の軽減を図るため、砂防設備による流出土砂の調節、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元を進めるとともに、侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む。また、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を推進するため、関係機関が連携し、土砂移動の実態把握や予測手法の向上を図るため、調査研究を進める。	1	3.0	0	2.9	0	2.9	0				
			2							0	1	4	
			3							2	4	9	
			4							0	1	2	
		1沖縄等における赤土等の流出を防止するため、沈砂池の整備による農地等の発生源対策の強化、流出防止技術の研究開発等を推進する。		1	3.5	0	2.9	0	2.9	0			
				2							0	2	5
				3							1	2	7
				4							1	2	3
	イ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進	1陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。		1	3.5	0	3.0	0	2.9	0			
				2							0	1	4
				3							1	3	8
				4							1	2	3
	1生物多様性に富み豊かで健全な海域を構築する観点から、陸域と海域を含めた流域全体の栄養塩類循環状況を把握し、それぞれの海域の状況に応じた栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策(海域ヘルシープラン)の策定に向けた検討を行う。		1	3.0	0	2.9	0	2.8	1				
			2							1	1	4	
			3							0	3	7	
			4							1	2	3	
	1栄養塩類が過剰な海域においては、水質を改善するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境基準値の範囲内で栄養塩濃度レベルを管理する新たな手法を開発しつつ、負荷量管理の事例を積み重ねる。		1	3.0	0	3.1	0	3.0	0				
			2							1	0	3	
			3							0	4	9	
			4							1	2	3	
ウ 生物及び生物の生息・生育の場の保全と生態系サービスの享受への取組	1水質の浄化や生物多様性の確保の観点から、漁業者や地域住民等による高度経済成長期以降大幅に減少した藻場、干潟、サンゴ礁等に対する維持管理等の取組を支援する。		1	3.0	0	2.9	0	2.9	1				
			2							0	1	2	
			3							2	3	10	
			4							0	2	2	
		1里海ネットや里海づくりの手引書等を通じて、里海づくりに関する情報発信を行う。また、東日本大震災により甚大な被害を受けた海域においては、地域の意向も踏まえ、海域再生へ向けた里海づくりを進める。		1	3.5	0	3.3	0	3.3	0			
				2							0	0	1
				3							1	3	9
				4							1	3	5
エ 漂流・漂着ごみ対策の推進	1「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」(平成21年法律第82号)については、同法の附則に基づき、法律の規定について検討を加え、平成25年度中に必要な措置を講ずる。		1	3.0	0	2.9	0	2.9	0				
			2							0	2	4	
			3							2	2	9	
			4							0	2	2	
		1海岸漂着物処理推進法を基に作成された地域計画に基づき実施されている海岸漂着物の回収・処理、発生抑制策等の取組に対して、支援を実施する。1漂着ごみの実態把握及び対策の検討を進めるため、漂着ごみの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂		1	3.0	0	3.0	0	3.0	0			
				2							1	0	2
				3							0	5	10
				4							1	1	2
		着ごみの発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、我が国から流出するごみの状況把握調査等に引き続き取り組む。また、海岸漂着物処理推進法の附帯決議に基づき、漂流・海底ごみの状況把握、原因究明、対策手法等の検討を進める。		1	4.0	0	2.9	0	2.8	0			
				2							0	1	4
				3							0	4	7
				4							1	1	2

	1河川を通じて海域に流入するごみを削減するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等について、関係機関が連携して、国民への実態の周知や意識の向上等の普及啓発、監視、取締り等の取組を強化する。	1 2 3 4	3.0	0 0 2 0	2.7	0 2 3 1	2.6	0 7 5 2
	1地方公共団体による海岸漂着物の処理や、海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備を支援するとともに、海岸管理者による緊急的な流木等の処理を支援する。	1 2 3 4	3.0	0 1 0 1	2.6	0 3 2 1	2.8	0 6 5 3
	1国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物の実態を把握し、国内関係地方公共団体への注意喚起を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れを行う。	1 2 3 4	2.0	1 0 1 0	2.5	0 3 1 1	2.5	1 6 5 1
	1日本海及び黄海における海洋環境の保全を目的としたNOWPAPへ参画するとともに、東・東南アジアの海域において海洋開発と海洋環境の保全と調和を目指すPEMSEAへの支援を実施することにより、国際的な連携・協力体制の強化を図る。	1 2 3 4	3.0	0 0 2 0	3.3	0 1 1 4	3.1	0 2 8 4
	1海洋環境の保全を図るため、海面に浮遊するごみ、油の回収を実施する。	1 2 3 4	2.5	0 1 1 0	2.7	1 0 4 1	2.6	1 4 8 1
才 自然に優しく利用し やすい海岸づくり	1優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。	1 2 3 4	3.0	0 0 2 0	2.7	0 2 3 1	3.1	0 3 7 4
	1災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。	1 2 3 4	3.0	0 1 0 1	2.4	0 4 1 1	2.7	0 7 4 3
	1海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進する。	1 2 3 4	3.0	0 1 0 1	2.7	1 0 4 1	2.9	1 3 7 3
(3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進	1汚濁負荷の再生産防止対策等を推進するため、下水道の高度処理を推進するとともに、関係機関連携の下、生活排水、工場等事業場排水、畜産排水等の点源負荷対策に加え、市街地、農地等の面源負荷対策、海域のヘドロ除去及び覆砂を実施する。	1 2 3 4	3.0	0 0 2 0	3.3	0 1 1 4	3.1	0 2 8 4
	1海水交換の悪い閉鎖性海域における富栄養化防止のため、窒素及びリンについて排水規制を実施するとともに、陸域からのCOD、窒素及びリンの負荷量の把握や水質等の調査を実施する。	1 2 3 4	3.5	0 0 1 1	3.3	0 1 2 3	3.3	0 1 8 5
	1「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。また、海洋における炭素固定(ブルーカーボン)の研究を推進する。	1 2 3 4	4.0	0 0 0 2	3.0	0 1 2 3	3.1	1 1 7 5

		1広域的な閉鎖性水域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における水質総量削減を進め、第7次水質総量削減(平成26年度)及び次期総量削減目標量達成に向けた取組を実施する。	1	3.0	0	3.1	0	3.1	0
			2		1		1		4
			3		0		2		5
			4		1		3		5
		1瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の環境保全・再生の基本的考え方を踏まえ、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく基本計画を変更する。	1	2.5	0	3.3	0	3.2	0
			2		1		0		2
			3		1		2		6
			4		0		3		5
		1有明海及び八代海等の再生の観点から、有明海及び八代海等に関わる環境悪化の原因・要因究明、再生像及び再生手順を検討するために必要なデータの収集等の体制を整備するとともに、有明海及び八代海等を再生するための特別措置法に基づく審議の促進を図る。	1	3.0	0	3.0	0	3.1	1
			2		0		0		0
			3		2		4		10
			4		0		2		3
		1東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾においては、全国海の再生プロジェクトとして、国及び関係地方公共団体が連携して海の再生のための行動計画を策定し、多様な主体との連携・協働の下、計画的、総合的に取組を推進する。	1	3.5	0	3.1	0	3.1	0
			2		0		1		3
			3		1		2		6
			4		1		3		5
(4)沿岸域における利用調整		1沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。	1	3.0	0	2.6	0	2.6	1
			2		0		2		5
			3		2		3		7
			4		0		1		1
		1小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。	1	3.5	0	2.7	0	2.9	1
			2		0		1		2
			3		1		4		8
			4		1		1		3

10 離島の保全等			Point	平均点								
				専門家	N	関心	N	全体	N			
(1)離島の保全・管理	ア 排他的経済水域・領海等の根拠となる離島の保全・管理	①離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進	1離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線を保全するため、低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。	1	3.0	0	3.0	0	3.2	0		
				2		0		0		2		
				3		1		1		5		
				4		0		1		4		
					1関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。また、低潮線保全区域の重要性を周知するため、看板の設置や啓発活動を実施するとともに、海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に浸食対策や保全、維持管理を推進する。	1	3.0	0	2.7	0	3.2	0
			2	0	1	3						
			3	1	0	3						
			4	0	1	5						
					1離島の地名等の国土情報について地方公共団体等への確認等を通じて情報を更新する。特に、領海を根拠付ける離島の保全・管理の適切な実施及び国民の理解を増進するため、付されている名称を確認し、不明確な場合には関係機関間で協議の上、名称を決定し、地図・海図等での統一した名称の活用を図る。	1	3.0	0	3.3	0	3.1	0
			2	0	0	2						
			3	1	1	6						
			4	0	1	3						
					1海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備する。	1	3.0	0	3.0	0	2.8	0
					2	0		1		5		
					3	1		0		3		
					4	0		1		3		

	②離島における安全確保や観測活動の実施	1海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備及び適切な維持管理を図る。	1	4.0	0	3.3	0	3.3	0	
			2		0		0		1	
			3		0		1		5	
			4		1		1		4	
			1台風、地震、津波等の自然災害による被害の防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、オゾン、日射放射等の観測を継続して実施する。	1	4.0	0	3.0	0	3.3	0
			2	0		0		1		
			3	0		1		5		
			4	1		1		4		
			1海洋プレートとの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備する。	1	3.0	0	3.0	0	3.0	1
			2	0		1		2		
			3	1		0		4		
			4	0		1		4		
	③離島及び周辺海域の自然環境の保全	1海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成されている離島は、人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。	1	4.0	0	2.7	0	3.1	1	
			2		0		0		1	
			3		0		1		4	
			4		1		1		4	
			1海岸漂着物の処理、外来生物の防除及び伝染病の防疫に取り組むとともに、生態系の維持又は回復を図る。	1	3.0	0	2.7	0	2.8	0
			2	0		1		4		
			3	1		0		4		
			4	0		1		2		
			1藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。	1	2.0	0	3.0	0	3.1	0
			2	1		0		3		
			3	0		1		2		
			4	0		1		4		
	1優れた自然の風景地や海域景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用、赤土や栄養塩類等の陸域からの流出の低減、市民と連携した清掃活動、不法投棄防止の普及啓発、漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。	1	3.0	0	3.0	0	2.8	0		
	2	0		0		3				
	3	1		1		5				
	4	0		1		1				
イ 我が国の安全保障及び海洋秩序維持上重要な離島に関する取組		1我が国の安全保障及び海洋秩序維持の観点から、重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を適切に実施する。	1	3.0	0	2.7	0	3.2	0	
			2		0		1		2	
			3		1		0		3	
			4		0		1		4	
			1南西諸島を含む島嶼部の防衛態勢強化に係る事業を推進し、南西地域を始めとする我が国周辺における情報収集・警戒監視及び安全確保を図り、各種事態発生時の対応に万全を期す。	1	3.0	0	3.0	0	3.4	0
			2	0		1		1		
	3	1	0	3						
	4	0	1	5						
	1離島をめぐる情勢の変化を踏まえ、我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島(いわゆる「国境離島」)について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	1	3.0	0	3.0	0	3.2	0		
	2	0		1		2				
	3	1		0		3				
	4	0		1		4				
(2)離島の振興	ア 交通通信の確保	1離島における流通の効率化に効果のある施設の整備や機材の導入を支援する。	1	3.0	0	3.0	0	2.9	1	
			2		0		1		2	
			3		1		0		4	
			4		0		1		3	

	1離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援するとともに、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進する。	1	3.0	0	3.0	0	3.0	0
	2	0		1		2		
	3	1		0		6		
	4	0		1		2		
	1本土に比べ割高となっている離島の燃油価格の実質的な小売価格が下がるよう支援する。	1	3.0	0	2.7	0	2.8	0
	2	0		1		4		
	3	1		0		4		
	4	0		1		2		
	1情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンドや携帯電話等のサービスの利用を可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。	1	3.0	0	3.0	0	2.8	0
	2	0		0		4		
	3	1		1		4		
	4	0		1		2		
イ 医療介護の確保及び教育文化の振興	1離島等のへき地における医療を確保するため、地域の実情に応じたきめ細かい支援体制を整備し、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備を図る。	1	3.0	0	3.0	0	2.9	0
	2	0		1		3		
	3	1		0		5		
	4	0		1		2		
	1離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩する際の経済的負担の軽減を図る。	1	3.0	0	3.3	0	3.1	0
	2	0		0		1		
	3	1		1		6		
	4	0		1		2		
	1高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。	1	3.0	0	3.0	0	3.0	0
	2	0		1		2		
	3	1		0		5		
	4	0		1		2		
ウ 離島における産業の振興等	1離島における地域活性化を推進し、定住を促進するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。	1	3.0	0	3.0	0	3.1	0
	2	0		1		3		
	3	1		0		4		
	4	0		2		4		
	1離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進を図るため、漁業再生活動への支援を通じて離島の基幹産業である漁業の再生に取り組むとともに、農林漁業者等の6次産業化を推進するため、新商品開発や販路開拓などの積極的な取組を促す環境づくり等を支援する。	1	3.0	0	2.5	0	2.8	0
	2	0		2		4		
	3	1		0		5		
	4	0		1		2		
	1離島の産業の振興を図るための計画を策定している市町村における製造業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新増設を促進する。	1	3.0	0	2.8	0	2.8	0
	2	0		2		3		
	3	1		0		7		
	4	0		1		1		
1エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性をいかした再生可能エネルギーの利用を促進する。	1	4.0	0	2.8	0	3.0	0	
2	0		1		4			
3	0		1		3			
4	1		1		4			
1地域の創意工夫をいかした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討する。	1	3.0	0	2.8	0	2.7	0	
2	0		1		5			
3	1		1		4			
4	0		1		2			

工 基盤の整備	1離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。	1	3.0	0	3.0	0	2.7	0
		2		0		1		4
		3		1		1		6
		4		0		1		1

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進		Point	平均点					
			専門家	N	関心	N	全体	N
(1) 海洋の秩序形成・発展	1海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、海洋に関する種々の国際約束等の策定等に積極的に取り組む。また、排他的経済水域等に関し我が国と相手国の主張が重複する海域があることにより生じている問題について、我が国の権益を確保し、周辺海域の秩序をより安定したものとするため、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くす。	1	2.3	0	3.2	0	3.1	0
		2		2		2		4
		3		1		4		6
		4		0		3		6
	1国連海洋法条約その他の国際約束等を適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際約束等の策定や国際的な連携・協力を主体的に参画する。	1	2.7	0	3.2	0	3.1	0
		2		1		1		2
		3		2		6		10
		4		0		3		4
	1海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、国際法を始めとする国際ルールにのっとり、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。	1	2.7	0	3.0	0	3.0	0
		2		1		2		3
		3		2		6		9
		4		0		2		3
(2) 海洋に関する国際的連携	1海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、ASEAN地域フォーラム等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、協力の具体化を進める。	1	2.3	0	3.3	0	3.2	0
		2		2		0		2
		3		1		6		8
		4		0		3		5
	1北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係国海上保安機関との連携を深める。また、NOWPAPやPEMSEA等への参画等を通じて、関係諸国と海洋環境に係る国際的な連携・協力体制を強化する。	1	3.0	0	3.2	0	3.1	0
		2		0		1		1
		3		3		6		12
		4		0		3		3
	1マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。	1	2.5	0	3.1	0	3.1	0
		2		1		3		4
		3		1		3		5
		4		0		4		6
	1船舶の解体及び再生利用(シップリサイクル)に係る安全確保及び環境保全について、新条約の早期発効に向けた各国による環境整備等を推進する。	1	4.0	0	2.5	0	2.8	0
		2		0		6		6
		3		0		3		5
		4		1		1		3
	1米国等に漂着しており、引き続き漂着する可能性も指摘されている東日本大震災起因の洋上漂流物の漂流予測を実施し、関係国への適切な情報提供を行うとともに、当該問題に取り組む民間団体への支援を行う。平成25年度までは、漂流予測を実施し関係国へ情報発信を行い、平成26年度以降は、漂着の状況及び専門家の意見も踏まえ適切に対応していく。	1	4.0	0	3.2	0	3.4	0
		2		0		0		0
		3		0		7		9
		4		2		2		5
	1ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を国際社会と連携して引き続き推進する。海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散防止のための体制を整備する。また、PSIIに基づく海上阻止訓練等へ積極的に参画する。	1	4.0	0	3.1	0	3.3	0
		2		0		2		2
		3		0		4		6
		4		3		3		7
1海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結する。	1	3.5	0	3.3	0	3.2	0	
	2		0		1		2	
	3		1		4		6	
	4		1		3		4	

		1沿岸国の主権を尊重しつつ、締約国が海賊に関する情報を共有し、海賊対策についての協力を強化する等を内容とするReCAAPの下での活動等を支援するとともに、関係各国の参加を促進する。	1 2 3 4	3.5	0 0 1 1	3.1	0 1 5 2	3.2	0 1 8 4
		1北極評議会における我が国のオブザーバー資格承認の実現に向けて、政府一体となって努力する。	1 2 3 4	4.0	0 0 0 2	3.4	0 1 5 4	3.4	0 2 5 8
		1日本海の名称をめぐる問題に関し、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会及び国民に正しい理解を広げるべく努める。	1 2 3 4	2.7	0 2 0 1	3.1	0 3 2 4	3.1	0 5 4 6
(3)海洋に関する国際協力	ア 海洋調査・海洋科学技術	1地球温暖化や海洋酸性化等の地球規模の問題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC等が実施する国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等につき引き続き参画・貢献する。	1 2 3 4	3.7	0 0 1 2	3.6	0 0 4 6	3.6	0 0 6 11
		1近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。	1 2 3 4	3.0	0 1 1 1	3.5	0 0 5 5	3.4	0 1 8 8
		1我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用する統合国際深海掘削計画(IODP)に、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。	1 2 3 4	3.0	0 1 1 1	3.5	0 0 6 4	3.4	0 1 9 7
		イ 海洋環境	1生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁や広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境生物圏の調査・研究を行う。	1 2 3 4	4.0	0 0 0 2	3.3	0 0 7 3	3.5
		1世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS)等の国際会議において、我が国の水質総量削減制度や里海づくり等の環境保全施策の情報発信を行う。また、アジア諸国の水質汚濁問題に貢献するため、水質総量削減制度導入指針を活用した情報発信等を行い、その導入を支援する。	1 2 3 4	3.5	0 0 1 1	3.4	0 1 4 5	3.4	0 1 7 7
		1太平洋島嶼国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。	1 2 3 4	3.0	0 0 2 0	3.3	0 1 5 4	3.4	0 1 7 7
	ウ 海洋の治安対策・航行安全確保	1「マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズム」の下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同メカニズムを有効に機能させ、マラッカ・シンガポール海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。	1 2 3 4	3.5	0 0 1 1	3.0	0 2 5 2	3.2	0 2 7 4
		1関係国の海賊への対応能力向上に向けた支援を実施するとともに、アジア各国の海上保安機関等と密輸・密航取締り、テロ対策等について連携・協力を推進する。	1 2 3 4	3.5	0 0 1 1	3.1	0 2 3 3	3.3	0 2 5 5

	1 港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。	1	3.0	0	2.6	1	2.8	1	
		2		0		2		2	
		3		1		4		6	
		4		0		1		2	
		1「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。	1	3.3	0	2.9	0	3.1	0
			2		0		2		2
			3		2		7		10
			4		1		1		3
	工 防災・海難救助支援	1我が国の優れた防災技術を、アジアを始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化に伴い一層深刻化する津波、高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。	1	3.0	0	3.2	0	3.3	0
			2		1		1		2
			3		1		5		7
			4		1		3		6
		1アジア環太平洋地域等における防災・減災のため、地震・津波等のモデル化とその予測・検証に取り組むとともに、津波災害が懸念される諸外国への津波情報の迅速な提供等を継続する。	1	2.5	0	3.2	0	3.2	0
			2		1		2		3
			3		1		4		6
			4		0		3		6
1効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。	1	2.7	0	2.7	1	2.8	1		
	2		2		3		5		
	3		0		3		5		
	4		1		2		4		

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成		Point	平均点					
			専門家	N	関心	全体	N	
(1) 海洋に関する教育の推進	1小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、海洋に関する教育を充実させる。また、それらの取組の状況を踏まえつつ、海洋に関する教育がそれぞれの関係する教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、必要に応じ学習指導要領における取扱いも含め、有効な方策を検討する。	1	2.7	1	3.0	0	3.1	1
		2		2		1		4
		3		1		5		7
		4		2		2		7
	1海洋関連の副教材の作成を促進する。また、海洋に関する教育の実践事例集や手引きなどの指導資料の作成、教員研修の充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。	1	2.3	1	2.9	0	2.7	1
		2		3		1		7
		3		1		6		8
		4		1		1		3
	1海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。	1	2.7	1	2.8	0	2.8	1
		2		1		2		5
		3		3		5		10
		4		1		1		3
	1海洋に係る夢を抱き、感動を覚えるなど、海洋の魅力を実感できるよう、学協会等との協力の下、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進する。	1	3.0	0	2.8	0	3.0	0
		2		1		4		6
		3		4		1		7
		4		1		3		6
(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保	ア 特定分野における専門的人材の育成と確保	1	3.0	1	2.9	0	2.9	1
		2		1		2		5
		3		1		4		8
		4		3		2		5

	1高等専門学校や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成する。また、水産業及びその関連分野における人材を確保するため、将来の担い手の漁業への参入促進、実践的な専門教育の充実、女性の参画の促進等を図る。さらに、日本人船員を計画的に確保するため、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。	1 2 3 4	2.8	1 1 2 2	3.0	0 1 5 1	3.0	1 2 11 4
	1中長期的な観点から今後発展が期待できる海洋に関する産業分野の人材や技術の専門家を養成・確保するため、産業界や国の関係機関等における技術開発と大学等における教育・研究が連動して一体的に行われる取組を推進する。	1 2 3 4	2.2	1 4 0 1	2.7	0 3 4 1	2.6	1 9 6 3
	1国際的な研究プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる研究者を養成するため、異分野の研究者が国際的な環境の下で研究を進めることが出来るような機会の確保と拡大を図る。	1 2 3 4	2.3	0 4 2 0	2.8	0 1 6 1	2.7	1 6 9 3
イ 海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成と確保	1大学及び大学院の学生の海洋に関わる理学・工学・農学等の基礎的な能力を培うとともに、若手研究者の自発性・独創性を伸ばしていくため、大学や研究機関等における海洋分野の基礎的・先端的な研究を推進する。	1 2 3 4	2.3	0 4 2 0	3.0	0 1 4 2	2.8	0 7 8 3
	1大学等において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターンシップ実習の推進や、社会人再教育等の実践的な取組を推進する。	1 2 3 4	2.8	0 2 3 1	3.1	0 0 5 2	3.0	0 4 10 4
	1IMO、UNESCO/IOC、大陸棚限界委員会、国際海洋法裁判所等の海洋分野の国際機関に、引き続き我が国からの人的貢献を行う。	1 2 3 4	2.8	0 2 3 1	2.9	0 2 4 1	2.8	0 5 11 2
ウ 地域の特徴をいかした人材の育成	1地域の特徴をいかした多様な知的海洋クラスターの創出や、地域に根ざした海洋産業の創出等の観点から、様々な制度を通じて、地域における産学官連携のネットワークづくりを推進する。	1 2 3 4	2.8	0 2 3 1	2.6	0 3 3 1	2.8	0 7 8 3
	1海洋に関する学部等を持つ大学が、それぞれの教育理念に基づき、各地域において特色ある教育研究を行うため、練習船、水産実験所、臨海実験所等の共同利用を推進する。	1 2 3 4	2.2	1 3 2 0	3.1	0 0 5 2	2.8	1 4 10 3
(3) 海洋に関する国民の理解の増進	1海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、練習船等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリトレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。	1 2 3 4	3.3	0 1 2 3	3.3	0 0 5 3	3.4	0 1 10 8
	1海洋分野における普及啓発、学術推進、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体に対して、海洋立国推進功労者表彰を継続的に実施する。	1 2 3 4	3.3	0 2 0 4	2.9	0 2 4 1	3.2	0 4 7 7
	1国民が海洋に触れ合う機会を充実する観点から、豊富な魚介類、優れた海岸景観、歴史・文化等に培われた風土、マリトレジャーに適した海洋空間等、地域それぞれが有する資源をいかした海洋観光等の取組を推進し、地域振興に寄与する。	1 2 3 4	2.8	0 2 3 1	2.7	0 3 4 1	2.8	0 7 9 3

	1		1		0		2
	2	2.5	3	2.6	2	2.6	7
	3		0		4		6
	4		2		1		3
	1	2.2	1	2.8	1	2.7	2
	2		3		0		5
	3		2		6		9
	4		0		1		3

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N
(前文)	今後、海洋産業の振興と創出、海洋調査の推進等の諸課題について重点的に取り組むこととするが、これに当たっては、従来以上に、関係行政機関のみならず産業界、大学等の関係者が適切に連携・協力しながら、我が国全体で総合的・戦略的に取り組んでいくことが重要となる。また、近年の海洋をめぐる社会情勢等の急速な変化等に対応して、海洋に関する重要な施策の企画立案を適切に行っていくことも必要となる。	1	2.5	2.6	2.8	0	2.8	0	
		2				1		4	6
		3				1		5	8
		4				0		1	3
	さらに、海洋基本計画に掲げる諸施策を実施し、海洋立国日本の目指すべき姿を実現していくためには、本計画策定後、各施策についての工程表の作成とこれに基づく事業等の計画的な実施、総合的な戦略の策定とこれに基づく事業等の総合的な実施、必要となる法制度の整備等の具体的な取組を進めていくとともに、実施状況等の評価に基づき、選択と集中を図りながら、また、事業等の重複を排除しつつ、効果的にこれを進めていくことが重要である。	1	2.0	2.5	2.8	1	2.8	2	
		2				0		3	4
		3				1		5	6
		4				0		1	5
	このような観点から、総合海洋政策本部の総合調整機能及び企画立案機能が十分に発揮されるよう、幅広い分野の有識者から構成される 参与会議 及び事務局について以下の取組を行う。	1	1.5	2.9	2.8	1	2.8	1	
		2				1		1	3
		3				0		5	8
		4				0		1	2
	(1) 参与会議の検討体制の充実	1	2.0	3.2	3.1	1	3.1	1	
		2				0		1	1
		3				1		6	10
		4				0		3	5
(2) 事務局機能の充実	1	1.5	2.7	2.8	1	2.8	1		
	2				1		4	5	
	3				0		5	7	
	4				0		1	4	

2 関係者の責務及び相互の連携

			平均点						
			Point	専門家	N	関心	N	全体	N
	1 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、施策に関わる国、地方公共団体、海洋産業の事業者、大学・研究機関等が相互に連携を図りつつ、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことが重要である。	1	3.0	2.6	3.0	0	3.0	0	
		2				0		3	3
		3				2		3	9
		4				0		0	3
	1 地方公共団体は、国と地方の役割分担の下、地域の実態や特色に応じて、海岸等における漂着ごみの処理に努める等の良好な海洋環境の保全、地域の重要な産業である水産業や地域資源を活用した海洋関連観光等の海洋産業の振興、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する地域の計画の策定、地域の特色をいかした人材の育成等に努めることが重要である。その際、複数の地方公共団体にまたがる広域的な取組が求められる場合における地方公共団体相互の連携強化や、各部署の密接な連携による効率的な施策推進に努めることが重要である。	1	2.5	2.9	2.7	0	2.7	0	
		2				1		2	7
		3				1		2	5
		4				0		2	3

	1海洋産業の事業者は、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の自主的な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保等に努めることが重要である。また、今後は特に、海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋再生可能エネルギー利用を始めとした海洋産業の振興と創出に重点的に取り組むことが必要となってきた。こうした中、国による適切な基盤整備や支援等と相まって、民間の活力や創意工夫を活かしながら、積極的に新規投資や新市場の開拓等に取り組むよう努めることが期待される。	1	2.0	1	3.0	0	2.7	1
		2		0		2		5
		3		1		2		6
		4		0		2		3
	1大学・研究機関等は、海洋国家の実現に向けて海洋科学技術に関する研究開発の推進等に努めることが重要である。また、これに当たって、産官学連携の枠組みの構築・活用を通じて、海洋産業の創出や振興、人材育成等にも大きく寄与するよう努めることが期待される。	1	3.0	0	2.9	0	3.2	0
		2		0		2		2
		3		2		4		9
		4		0		1		5
	1国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。	1	3.5	0	3.0	0	3.3	0
		2		0		3		4
		3		1		1		4
		4		1		3		8
	1海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、こうした取組が促進されるよう、国民やその他の関係者の意見の施策への反映等に取り組む。	1	2.0	0	2.9	0	2.9	0
		2		2		3		6
		3		0		1		5
		4		0		2		4

3 施策に関する情報の積極的な公表		Point	平均点					
			専門家	N	関心	N	全体	N
	海洋基本計画については、広く国民に周知されるよう印刷物、インターネット等様々な媒体を通じて情報提供するとともに、海外向けの英訳版や青少年向けの資料を作成し、配布する。また、施策に関わる関係者が相互に連携を図りながら施策を推進できるよう、関係者間で情報を共有する基盤を構築することが重要である。このため、海洋基本計画に基づく施策について、これを容易かつ簡便に入手できるようにすべく、インターネット上で海洋基本計画から関連する施策にリンクを結ぶ等、本計画から具体的な施策を容易に参照できるようにする等の措置を講じる。	1	2.5	1	3.2	0	2.9	1
		2		0		1		3
		3		0		6		9
		4		1		3		4
	また、毎年度、海洋基本計画に基づく個別施策の進捗状況について、参与会議における評価等も踏まえつつ、フォローアップを行い、適切な方法により公表する。	1	2.5	0	3.0	0	2.9	0
		2		1		2		4
		3		1		5		9
		4		0		2		3

第 2 期海洋基本計画評価作業報告（自由記述概要）

（1）全般について

- ・第 3 部について、項目がアクションになっておらず提言形式となっているものが多く、評価の観点が異なる。
- ・「ほとんど取り組まれていない」訳ではないものの、実際には個別取組に終わっており、省庁間の連携が不十分であり、実効性のある総合的な取組に至っていないように思われる。
- ・全体として各省庁の施策を束ねた印象は避けられない。施策構想段階からの海洋基本法や国連海洋法条約の考え方に基づいた施策は、まだ十分には成熟していない。
- ・海洋基本法の核である「海を知り」、「海を利用し」、「海を守る」ということが、どれ程進んだかと問われれば、進むには進んだが、期待には程遠い。「海を知る」分野ではレアアースの有望海域の発見、深海底地層コアからの生物の発見、すなわち深層地層生命圏研究の大進展等の成果があり、また「海を守る」分野では環境との共生について、一般市民の意識が着実に進んだと感じられる。しかし、「海を利用する」分野での進展は残念ながら遅々として進まなかったと総括せざるを得ない。
- ・海そのものの理解を多くの人々に求めたい。そのためには海洋基本計画が国民に共有・共感されることが重要。しかし、それは感じられず、海洋立国が国民生活とは遠い言葉になりつつある。
- ・充実した海洋基本計画を、より広く一般に知っていただき、海洋に関する関心や議論を高める取り組みは、一層充実されるべき。

（2）施策について

海洋資源の開発および利用の促進

- ・メタンハイドレートの開発の研究は進んでいるが、商用化の目途は立っていないようである。また、海洋再生可能エネルギーについて、五島沖や福島沖の実証試験は順調に進捗しているが、先行する欧州と比べて、大規模の商用ファームへのロードマップを描くには至っていない。
- ・メタンハイドレートについては、コスト問題の精査や商用化に向けてブレークスルーとなる技術開発の推進が、熱水鉱床については、深海生物多様性への影響調査・研究のスピードアップが必要。
- ・海洋深層水について、温度差発電や栄養塩を利用した水産生物生産がより強調されるべきである。

海洋環境の保全等

- ・海洋生物多様性の保全と持続可能な利用等に係る省庁連携の深化と、それを国際的に評

働かれるよう発信することが必要。

- ・海洋生物多様性保全、海洋保護区の設定について、環境省と水産庁の壁が高く、水産資源保護に関わる施策を、水産資源以外の生物多様性も含めた施策に高める必要がある。また、環境省は、より戦略的に海洋保護区の設定に乗り出す必要がある。
- ・策は講じているものの、沿岸の生物多様性は悪化傾向にあり、生物生産性も低下しているのが現状。藻場・干潟だけでなくこれらに連続する海域を対象を広げ、様々な生物を如何に多様化させ増やすかという視点にシフトすべきである。

海洋の安全の確保

- ・東アジア・東南アジア海域における対応や海賊・海上武装強盗に対する対応は着実に進められているが、Oil Line となるペルシア湾・インド洋での「有事」対応や予防的方策についての対応が不可欠。
- ・いわゆる「グレーゾーン事態」におけるシームレスな対応のための海上安全保障のシステム構築が必要。
- ・北極問題について海上安全保障の観点が見えていない。

海洋調査の推進

- ・海洋科学に関する調査・研究が海底資源関係や地球物理学的なものに偏りがち。海洋物理・化学・生物環境の調査研究と技術革新が地球環境保全だけでなく海洋安全保障にとっても重要。

海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- ・欧米と比べ、日本の研究機関の規模は小さい。中国やインドの海洋科学・工学が大きくなっているなか、海洋研究開発機構は、日本の海洋科学・工学の発展を牽引する大規模研究機関には達していない。

海洋産業の振興、国際競争力の強化

- ・海が主体である観光とは何か、海の自然と文化を後生に残しつつ観光資源にする方策とは何か、早急に論点整理をして、膨大な海岸線と多数の水産物の無駄のない利用を目指せないか。
- ・関係府省の重複の整理（海洋再生可能エネルギーの開発を経済産業省に統一する等）と連携（環境影響評価等）。

沿岸域の総合的管理

- ・海岸の地域（特に、離島や半島）のコミュニティの弱体化が急速に進んでおり、セキュリティの面からも大きな課題。地域特性に合わせた関係者が一丸となったプラン作りが

強く望まれる。

- ・ “沿岸域の管理” について、単なる規制や管理、イノベーションだけでなく、住民のための沿岸という考えを十分に生かし、教育や福祉等の領域にも幅を広げ、社会的な公益性と公平性を擦り合わせるという考え方を政策の主軸として確立する必要がある。
- ・ 広大な EEZ よりも身近で管理しやすい沿岸域について、その持続的な保全と利用に関わる骨太のヴィジョンが感じられない。
- ・ 地下水を通した陸域－海域連関の健全性の確保、沿岸域の海底湧水環境の保全、海底湧水環境特性の理解の研究の推進。
- ・ 地方公共団体の関わり方について、明確なものが出せると良い。また、豊かな沿岸域の再生に向けて、適正な海域の栄養塩レベルについて具体的な提案が出来るような取り組みが必要。

離島の保全等

- ・ 遠隔離島について、「利用」（水産資源、海底鉱物資源開発）が前面に出ているが、「保全」を前面に出して、その上でその持続可能な利用をはかることが望ましい。

国際的な連携の確保、国際協力の推進

- ・ Alternative Route がないペルシア湾・ホルムズ海峡の周辺国との間での海洋分野をはじめとする諸分野での関係の一層の強化。
- ・ 遠隔離島の保全について検討を進め、小島嶼国と問題を共有して技術移転をするような、省庁横断的・総合的な取組が必要。
- ・ 国際的な海洋基盤情報の取得に関する日本のプレゼンス、先見性が弱くなっている。国際的に実績のある人材の活用策を考える必要がある。

国民の理解増進と人材育成

- ・ 学習指導要領とその解説の中に「海洋」を明示的に取り込み、全国で海洋教育を実施することが望まれる。
- ・ 従来の漁業や海運業にとどまらず「海を利用する」分野が拡大することにより、海に関する教育・研究に学生が集まり、人材が育つ。産業・雇用が広がらないと大学院の博士課程に進む人数は現状維持しかない。海に関連する研究開発で先進国に比べて圧倒的に遅れを取っていると多くの分野で言われている。
- ・ 首都圏の大学（東京大学・東京海洋大学・横浜国立大学等）だけでなく、地方大学の取り組みも、より強調される必要がある。

(3) 次期海洋基本計画に向けて 他

- ・ 産業界・学会・官界が協力して再度本気で「海を利用する」ことに取組み、新産業創出

のロードマップ作成に焦点を当てた、抜本的試みが望まれる。

- ・総合海洋政策本部が、省庁間の調整に終わらず、海洋に関するグランドデザインを構築することを期待。
- ・平和安全法制により新たに加わった各種事態への海上安全保障での対処を万全とするため、関係省庁の対応を検討項目として取り上げるべき。
- ・マイクロプラスチックの問題が深刻さを増しており、国際的な発生抑制対策に力点を置く必要がある。
- ・沿岸域の利用価値を失った社会インフラに対する環境再生への思い等、課題解決のブレークスルーのため、国の役割と方向性についての検討を期待。
- ・「省庁の政策が有機的に連携したもの」、「明確な工程が分かるもの」、「達成目標時期が明記されたもの」、「進捗状況を評価する指標が明示されたもの」となるよう留意。
- ・沿岸域の総合管理について、将来的に更に踏み込んで具体的な計画を期待したい。
- ・北極政策の策定は大きな成果。今後、長期的な活動やその体制づくりが求められる。また、個別施策や国際協力において、全体を概観でき、連携検討や重点を議論できる場が重要。
- ・海洋基本計画が義務教育のなかで紹介され、我が国が海とどう関わるのかを知り、自分たちの生活にどう関わるのかを理解する機会を持てるよう、次期計画策定時に考えて頂きたい。
- ・広域情報の把握には衛星計画との連携が不可欠である。宇宙計画との連携をより強く打ち出すべき。
- ・広範囲で解決に時間を要する諸課題（沿岸域管理、海洋教育など）が明確に海洋基本計画に位置づけられるよう、関係府省の綿密な連携と当事者を重視した現場重視の姿勢が求められる。

第3章 まとめ

周知のように、海洋に関する諸問題は各々が密接に関係している。特に排他的経済水域や大陸棚の利活用については、その推進が海洋産業の振興に直接的に寄与することが予想されるため、総合的な調整を早急に行うことが急務となっている。また、我が国の沿岸域は、経済活動の拠点であるのみならず、地域社会の基盤を成している一方で、環境保全等に関するさまざまな課題を抱えており、沿岸域を構成する陸域と海域を一体的に管理するための制度的な枠組みを速やかに構築することが求められている。このような状況に対応するため、当研究所は、その前身である「海洋政策研究財団」時代より、我が国における海洋政策に関する調査研究を実施している。

本調査研究の一環として、2007年度から2010年度までに、排他的経済水域および大陸棚の総合的な管理のための法制のあり方について検討を行い、提言「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制のあり方について」や「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言」を取りまとめた。その結果、2013年に改正された海洋基本計画においては、重点的に推進すべき取組みとして「海域の総合的管理と計画策定」が位置づけられるとともに、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の中に、「排他的経済水域等の開発等を推進するため、(中略)海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める」と具体的に記された。そこで、2013年度の調査研究においては、それまでの調査研究の成果を踏まえ、「『排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法律(要綱素案)』に係る基本的考え方(案)」および「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法律(要綱素案)」の検討を進め、「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言」として2013年10月に取りまとめ、関係者に提言している。

このような排他的経済水域等の管理と利活用に関する検討と平行して、2011年度からは、海洋環境の悪化、開発・利用に伴う利害の対立など、さまざまな問題が起こっている沿岸域について、陸域と海域を一体的に捉えて適切に管理する沿岸域総合管理の推進方策について検討を取り組んできた。沿岸域は、有史以来人間の生活や産業活動の中心であったが、近年の急激な経済発展の中で、陸域および海域の一体的な管理という視点が欠落していたため、海洋環境の悪化や水産業の低迷、開発および利用に伴う利害の対立などといった課題に対する適切な方策を行うことが難しい状況にあった。沿岸域総合管理は、1992年に開催されたリオ地球サミットで取りまとめられた行動計画(アジェンダ21)を淵源としたものであるが、このような状況に対応するための手法として、諸外国においても広く導入されており、2007年に成立した海洋基本法においても、12の基本的施策の1つとして取り上げられている。これらの調査研究の成果については、「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言―市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて―」として2014年3月に取りまとめ、関係者に提言している。

本年度の調査研究においては、これまでの調査研究を踏まえ、海洋基本法およびその実施計画である海洋基本計画の効果的なフォローアップを念頭に、依然として十分な取り組みが行われていない排他的経済水域等の管理と利活用および沿岸域総合管理をより推進するための具体的な検討を行い、2017年度以降に予定されている海洋基本計画の改訂に貢献するための論点整理や課題析出を試みた。

排他的経済水域については、政府与党では排他的経済水域及び大陸棚に係る我が国の権益の確保に関する法律の要綱案が検討されるとともに、総合海洋政策本部の参与会議において「海域の利用の促進等の在り方 PT」が設置され、検討が進められた。2017年2月には、「海域の利用の促進等の在り方 PT」の報告書が参与会議に提出され、我が国海域における5つの論点（外国漁船への対応、海洋資源開発、科学的調査、海洋環境の保護と保全、海洋の安全保障）について議論がおこなわれ、我々の取りまとめた政策提言の内容が反映されていることが確認できた。2017年3月に開催した第2回総合的海洋政策研究委員会においては、こうした動きの他、排他的経済水域等の管理と利活用に関連して、国家管轄権外区域の生物多様性（BBNJ）との関係性や国連等における現在の準備状況を踏まえ、当研究所としてもより積極的に参画すべきとの意見が示された。

また、沿岸域総合管理については、当研究所の寺島紘士所長が総合海洋政策本部参与会議の「総合的な沿岸域の環境管理の在り方 PT」に有識者として参加し「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」や地域における沿岸域の総合的管理の事例を紹介し、その報告書（2017年2月16日発表）において、当該提言の内容が反映された。第2回総合的海洋政策研究委員会においても、今後、これまでの取り組みの成果をより実践的な内容に昇華すべく、所要の取り組みを推進すべきとの意見が出されている。

そして、第2期海洋基本計画の評価を多数の有識者の協力を得て実施し、その結果を第2回総合的海洋政策研究委員会において精査し、記者会見等を通じて社会に発表し、新たな海洋基本計画策定の基礎的資料と位置づけるべきであるとの意見が示されている。

なお、2017年3月22日に開催された総合海洋政策本部の参与会議において、海洋基本計画の見直しに向けた意見書が例年よりも早く取りまとめられ、海洋安全保障や国際協力等に向けた指摘がなされている。今後はこれらの検討結果をもとに、総合海洋政策本部において、次期海洋基本計画の策定に向け、海洋人材育成等についての検討も進められる予定である。これらの動向や本年度の成果を踏まえ、来年度以降の調査研究については、本年度の調査研究を通じて提示した論点や課題を踏まえ、より強力に調査研究を展開することを予定している。

本調査研究の成果が、排他的経済水域及び大陸棚ならびに沿岸域の総合的な管理の取組を促進し、我が国における総合的海洋政策の立案に資するものになることを祈念する。

関係資料

海洋政策に関する国内主要法令の整理

1. 海洋基本法（平成十九年四月二十七日法律第三十三号） 55
2. 海洋基本計画（2013年4月26日閣議決定）（抜粋） 63

各国および国際社会の海洋政策の動向

3. 各国および国際社会の海洋政策の動向（2016年度版） 69

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制に関する整理

4. 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言（2013年10月発表） 75
5. 総合海洋政策本部参与会議海域の利用の促進等の在り方 PT 報告書（2017年2月16日発表） 93
6. 総合海洋政策本部参与会議海域の利用の促進等の在り方 PT 中間報告（2016年12月15日発表） 105

沿岸域総合管理の制度に関する整理

7. 沿岸域総合管理の推進に関する政策提言（2015年3月発表） 109
8. 総合海洋政策本部参与会議総合的な沿岸域の環境管理の在り方 PT 報告書（2017年2月16日発表） 139
9. 総合海洋政策本部参与会議総合的な沿岸域の環境管理の在り方 PT 中間報告（2016年12月15日発表） 167

海洋基本計画の評価に関する整理

10. 総合海洋政策本部参与会議意見書（2016年5月19日）（抜粋） 169
11. 総合海洋政策本部参与会議意見書（2017年3月22日）（抜粋） 189

海洋基本法（平成十九年四月二十七日法律第三十三号）

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 海洋基本計画（第十六条）
- 第三章 基本的施策（第十七条—第二十八条）
- 第四章 総合海洋政策本部（第二十九条—第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

（海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和）

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。

（海洋の安全の確保）

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

（海洋に関する科学的知見の充実）

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多い

ことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」という。）については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十条 海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第十一条 国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十二条 国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(海の日行事)

第十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 海洋基本計画

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十七条 国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全等)

第十八条 国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十九条 国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全の確保)

第二十一条 国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧（以下「防災」という。）に関し必要な措置を講ずるものとする。

（海洋調査の推進）

第二十二條 国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査（以下「海洋調査」という。）の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体の海洋に関する施策の策定及び実施並びに事業者その他の者の活動に資するため、海洋調査により得られた情報の提供に努めるものとする。

（海洋科学技術に関する研究開発の推進等）

第二十三條 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（海洋産業の振興及び国際競争力の強化）

第二十四條 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

（沿岸域の総合的管理）

第二十五條 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動によ

る被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 総合海洋政策本部

(設置)

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総

合調整に関すること。

(組織)

第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。

(総合海洋政策本部長)

第三十二条 本部の長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合海洋政策副本部長)

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合海洋政策本部員)

第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「、総合海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十九条の規定 平成三十年四月一日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

海洋基本計画（平成 25 年 4 月）（抜粋）

第 1 部 海洋に関する施策についての基本的な方針

2 本計画において重点的に推進すべき取組

（5）海域の総合的管理と計画策定

我が国の沿岸域は、経済社会活動の拠点として利用が輻輳^{ふくそう}していることに加え、環境保全等においても様々な課題を抱えているため、沿岸域の再活性化、海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上等を図る観点から、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する。また、排他的経済水域や大陸棚は、今後、その開発・利用を進めていくことによる海洋産業の振興と創出等が期待されるため、利用調整を含めた海域の適切な管理を図るための取組を推進する。

3 本計画における施策の方向性

（1）海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

（略）さらに、管理者不在の海面を含む海域利用に関し、法整備を含めた協調・調整の枠組みを検討するなどの環境整備を行うほか、必要なインフラ等の基盤整備を実施する。（略）

（5）海洋の総合的管理

領海及び排他的経済水域等の管理については、国際法上、我が国が行使し得る権利がこれらの海域では異なることから、それぞれの特性を踏まえた管理の枠組みについて、必要に応じ法整備も含め、検討する。検討に当たっては、海域を利用する際に様々な関係者が効率的かつ効果的に利用できるよう、海域利用調整の枠組みを構築する。

200海里を超える大陸棚については、平成24年4月に大陸棚限界委員会から勧告を受領したところである。当該委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。

沿岸域の総合的管理については、それぞれの特性に応じた海域の利用が行われていること等を留意した上で、国、地方公共団体等が連携して各課題に対処し、陸域と一体となった沿岸域の管理を促進する。（略）

第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 海洋資源の開発及び利用の推進

（1）海洋再生可能エネルギーの利用促進

イ 海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進

○海域利用に係るルールを明確にするため、必要となる法制度の整備も含めて検討する。

(3) 水産資源の開発及び利用

ア 水産資源の適切な管理及び水産動植物の生育環境の保全等

○海洋の生態系や生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の調和を図るべく、海鳥、ウミガメ等の混獲の影響評価の実施や混獲回避技術の向上・普及を推進するとともに、資源の保存・管理の手法の一つとして必要な日本型海洋保護区の設定及び管理の充実や、水産資源の希少性評価に取り組む。

2 海洋環境の保全等

イ 生物多様性の保全上重要な海域の抽出等

○生物多様性の保全の観点から生態学的・生物学的に重要な海域を平成25年度までに抽出し、抽出された海域を踏まえ、海域ごとの生態系の特性や社会的・経済的・文化的な要因も考慮しつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、海洋保護区のネットワーク化を推進する。
(略)

ウ 海洋保護区の設定の適切な推進及び管理の充実

○海洋保護区を、海洋生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的とした手法の一つとして、平成32年までに沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理することを目標に、関係府省連携の下、その管理の充実を図るとともに、海洋保護区の設定を適切に推進する。

○海洋保護区を資源の保存管理の手法の一つとして、その設定や管理の充実を推進し、海洋の生態系及び生物多様性の保全と漁業の持続的な発展の両立を図る。

○持続可能な利用を目的とした我が国の海洋保護区の在り方について、日本型海洋保護区として国内外への理解の浸透を図る。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 排他的経済水域等の確保・保全等

○我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう引き続き努力するなど、大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進する。

○東シナ海等においては、排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決に向けて全力を尽くし、排他的経済水域等における我が国の権益を確保する。東シナ海資源開発に関する平成20年6月の日中両政府の合意は、その実施に必要な国際約束締結交渉が平成22年9月以降中断されており、我が国としては、平成20年6月の合意が早期に実施されるよう、あらゆる機会を通じて、中国側に対して交渉の早期再開を働きかけていく。

○排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全のため、低潮線保全法及び低潮線保全基本

計画に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、低潮線の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等を活用した巡視、空中写真の周期的な撮影、衛星画像等を活用した調査を実施する。

(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進

○広大な排他的経済水域等の有効な利用や、海洋産業の振興と創出を図るため、海域の特性に応じて、水産資源の持続的利用の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進、海洋再生可能エネルギーの利用促進等に取り組む。

(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

○海洋資源の開発・利用や海洋調査等が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、遠隔離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において輸送や補給等が可能な活動拠点を整備する。

○排他的経済水域等の開発、利用、管理等の円滑な推進に必要な基盤情報を整備するため、海洋調査を推進するとともに、海洋情報の一元化と公開に取り組む。

○排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止等を図るため、外国海洋調査船等による鉱物資源の探査や科学的調査の実施等について、関係省庁が相互連携し、適切に対応する。

○排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。

9 沿岸域の総合的管理

(1) 沿岸域の総合的管理の推進

○沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。

(2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

ア 総合的な土砂管理の取組の推進

○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少、自然環境への影響の軽減を図るため、砂防設備による流出土砂の調節、ダムに

における堆砂対策やダム下流への土砂還元を進めるとともに、侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等に取り組む。また、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を推進するため、関係機関が連携し、土砂移動の実態把握や予測手法の向上を図るため、調査研究を進める。

○沖縄等における赤土等の流出を防止するため、沈砂池の整備による農地等の発生源対策の強化、流出防止技術の研究開発等を推進する。

イ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。

○生物多様性に富み豊かで健全な海域を構築する観点から、陸域と海域を含めた流域全体の栄養塩類循環状況を把握し、それぞれの海域の状況に応じた栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策（海域ヘルシープラン）の策定に向けた検討を行う。

○栄養塩類が過剰な海域においては、水質を改善するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境基準値の範囲内で栄養塩濃度レベルを管理する新たな手法を開発しつつ、負荷量管理の事例を積み重ねる。

ウ 生物及び生物の生息・生育の場の保全と生態系サービスの享受への取組

○水質の浄化や生物多様性の確保の観点から、漁業者や地域住民等による高度経済成長期以降大幅に減少した藻場、干潟、サンゴ礁等に対する維持管理等の取組を支援する。

○里海ネットや里海づくりの手引書等を通じて、里海づくりに関する情報発信を行う。また、東日本大震災により甚大な被害等を受けた海域においては、地域の意向も踏まえ、海域再生へ向けた里海づくりを進める。

エ 漂流・漂着ごみ対策の推進

○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」（平成 21 年法律第 82 号）については、同法の附則に基づき、法律の規定について検討を加え、平成 25 年度中に必要な措置を講ずる。

○海岸漂着物処理推進法を基に作成された地域計画に基づき実施されている海岸漂着物の回収・処理、発生抑制策等の取組に対して、支援を実施する。

○漂着ごみの実態把握及び対策の検討を進めるため、漂着ごみの全国的な分布状況や経年

変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂着ごみの発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、我が国から流出するごみの状況把握調査等に引き続き取り組む。また、海岸漂着物処理推進法の附帯決議に基づき、漂流・海底ごみの状況把握、原因究明、対策手法等の検討を進める。

○河川を通じて海域に流入するごみ等を削減するため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等について、関係機関が連携して、国民への実態の周知や意識の向上等の普及啓発、監視、取締り等の取組を強化する。

○地方公共団体による海岸漂着物の処理や、海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備を支援するとともに、海岸管理者による緊急的な流木等の処理を支援する。

○国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物の実態を把握し、国内関係地方公共団体への注意喚起を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れを行う。

○日本海及び黄海における海洋環境の保全を目的とした NOWPAP へ参画するとともに、東・東南アジアの海域において海洋開発と海洋環境の保全と調和を目指す PEMSEA への支援を実施することにより、国際的な連携・協力体制の強化を図る。

○海洋環境の保全を図るため、海面に浮遊するごみ、油の回収を実施する。

オ 自然に優しく利用しやすい海岸づくり

○優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。

○災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮した上で、海岸保全施設等の整備に取り組む。

○海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進する。

(3) 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

○汚濁負荷の再生産防止対策等を推進するため、下水道の高度処理を推進するとともに、関係機関連携の下、生活排水、工場等事業場排水、畜産排水等の点源負荷対策に加え、市街地、農地等の面源負荷対策、海域のヘドロ除去及び覆砂を実施する。

○海水交換の悪い閉鎖性海域における富栄養化防止のため、窒素及びリンについて排水規制を実施するとともに、陸域からの COD、窒素及びリンの負荷量の把握や水質等の調査を実施する。

○「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。また、海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究を推進する。

- 広域的な閉鎖性水域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における水質総量削減を進め、第7次水質総量削減(平成26年度)及び次期総量削減目標量達成に向けた取組を実施する。
- 瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の環境保全・再生の基本的考え方を踏まえ、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく基本計画を変更する。
- 有明海及び八代海等の再生の観点から、有明海及び八代海等に関わる環境悪化の原因・要因究明、再生像及び再生手順を検討するために必要なデータの収集等の体制を整備するとともに、有明海及び八代海等を再生するための特別措置法に基づく審議の促進を図る。
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾においては、全国海の再生プロジェクトとして、国及び関係地方公共団体が連携して海の再生のための行動計画を策定し、多様な主体との連携・協働の下、計画的、総合的に取組を推進する。

(4) 沿岸域における利用調整

- 沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。
- 小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。

各国および国際社会の海洋政策の動向

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所は、前身の「海洋政策研究財団」時代より、総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究事業を実施しており、2016年度の報告書として、『2016年度 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を取りまとめている。その中で、各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ロシア、インド、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド）及び日本の海洋政策の概要を次の7項目から整理している（表1）。1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他特筆すべき政策等。なお、この表においては、「沿岸域総合管理」とは、沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

項目1～3は国連海洋法条約や『アジェンダ21』等に対応するために各国がこれまで取り組んできた重要課題であり、項目4～6は、今後の我が国において一層の取組が必要な重要課題である。このように各国の取組を一覧で整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

各国の海洋政策の詳細については、当該報告書第1部の記述、及び海洋政策研究財団がこれまでに出版した各年度報告書の該当部分を参照されたい。

表1-1 各国の海洋政策の概要

	日本	米国	欧州連合
1. 海洋(基本)法令	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本法(2007):基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領令13547(2010):下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※EU条約(リスボン条約、2009発効):共通漁業政策(CFP)に基づく海洋生物資源保護分野はEUが排他的な権限を持ち、海洋生物資源保護を除く漁業分野はEUと加盟国が権限を共有し、かつ、EU法が優位する。
2. 海洋(基本)政策	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画(2008、2013):海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀の海洋の青写真(2004):2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 ・省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) ・国家海洋政策実施計画(NOC,2013) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境戦略(2005) ・欧州連合の将来の海洋政策に向けて:大洋及び海洋のための欧州のビジョン(グリーンペーパー)(2006) ・海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) ・共通漁業政策(CFP)(2013改正) ・欧州連合海洋安全保障戦略(2014)
3. 海洋政策推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家海洋会議(NOC):国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 ・省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政等がNOCに対し助言支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会:環境総局、海事・漁業総局(DGMARE)、等 ・欧州共同体の専門機関:共同体漁業管理機関(CFCA)、 ・欧州環境機関(EEA)、欧州海上保安機関(EMSA)、等
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 法律:なし。 指針:沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域管理法(1972/1990):州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合のための統合的海洋政策(2007) ・海洋空間計画枠組指令(2014)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領布告5928(1988):領海を3海里から12海里に拡大。 ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づく。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領布告5030:アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) ・沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権的権利を有する。
7. その他(特筆すべき政策等)	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の北極政策(2015) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家海洋政策実施計画(2013):生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。 	

英国	フランス	ロシア	インド
<p>・海洋及び沿岸アクセス法(MCAA)(2009): 海洋管理機構(MMO)の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区(MCZs)の指定等について規定。</p>	<p>・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1)(2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2)(2010)」</p>	<p>・海洋全般にわたる基本法令はない。</p>	<p>・海洋全般にわたる基本法令はない。</p>
<p>・海洋政策声明(2011): MCAAに基づき策定。</p>	<p>・海洋国家戦略青書(2009)</p>	<p>・ロシア連邦海洋ドクトリン(2015)</p>	<p>・海洋政策声明(海洋開発局、1982)</p>
<p>・海洋管理機構(MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省(DEFRA)が運営管理。</p>	<p>・海洋関係閣僚委員会(委員長: 首相)、海洋総合事務局 ・エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE) ・海洋沿岸国民評議会(CNML)が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される(2013)</p>	<p>・ロシア連邦政府海洋協議会: 海洋政策に関わる省庁・機関の代表、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。</p>	<p>・首相直轄の海洋開発局が設立(1981): 外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省</p>
<p>・東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続に入り2014年4月に採択、公表された。 ・南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続に入り2015・16年の採択を目指す。</p>	<p>・沿岸域法(Loi Littoral)(1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理 ※近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。</p>		<p>・全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。</p>
<p>・領水管轄権法(1878) ・領海法(1987)</p>	<p>・フランス領海の画定に関する法律(1971)</p>	<p>・ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)</p>	<p>・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)</p>
<p>・大陸棚法(1964) ・MCAA(2009): 排他的経済水域の設定について言及。</p>	<p>・共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) ・大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)</p>	<p>・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)</p>	<p>・自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場。</p>
<p>・クラウン・エステート法(1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 ・エネルギー法(2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域(REZ)として指定可能にすることを規定。</p>	<p>国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書(MEDDE他、2013)に法制度の整理がある。</p>	<p>・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略(2013) ・ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(2016年2月、ロシア下院に法案提出予定)</p>	<p>・地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている。</p>

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日本(再掲)	中国	韓国
1. 海洋(基本)法令	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。 	<p>海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ただし、「第13次5ヵ年計画(2016-2020)」には、「海洋基本法」を2020年までに制定することが明記された(2016年3月16日)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋水産発展基本法(2002): 海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。
2. 海洋(基本)政策	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国海洋経済発展計画要綱(2008)に基づき、国家海洋事業発展第12次5ヵ年計画(2011-2015)を策定(2013)、2020年まで展望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次海洋水産発展基本計画(Ocean Korea 21)(2011~2020) 海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年毎に見直し。
3. 海洋政策推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。(内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家海洋委員会: 国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立。 ・国家海洋局: 従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋水産部(2013年省庁再編で発足) ・海洋水産発展委員会: 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	<p>法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国海域使用管理法(2001) ・全国海洋機能区画2011-2020(2012): 海洋空間の開発、コントロール及び総合管理の基本方針、目標を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸管理法(2001年制定、2013改正): 沿岸統合管理計画(国)、沿岸管理地域計画(地方)の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 ・同法に基づく第2次沿岸統合管理計画(2011~2021)(2013年大幅改訂)
5. 領海等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国領海及び接続水域法(1992) ・中国海域使用管理法(2001): 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 ・全国海洋主体機能区計画(2015) ・中国国家安全法(2015) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) ・全国海洋機能区画2011-2020(2012) ・全国海洋主体機能区計画(2015): 計画範囲にEEZ等を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域法(1996)、排他的経済数域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(1996) ・海洋環境管理法(2007年制定、2013年最終改訂)
7. その他(特筆すべき政策等)	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の北極政策(2015) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国海島保護法(2009)に基づき、中国海島保護計画(2011-2020)策定(2012) ・海洋再生資源発展綱要2013-2016(2013) ・深海海底区域の資源探査開発法(2016) ・全国海島保護事業13次5ヵ年計画(2016) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次海洋環境総合計画(2011~2020): 海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画。 ・漁業管理能力強化のための総合対策発表(2013) ・北極総合政策推進計画(海洋水産部、2013)

ベトナム	インドネシア	オーストラリア	ニュージーランド
・海洋島嶼環境資源法(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・海事に関するインドネシア共和国法律(2014年第32号):国家海洋政策の根拠、目的、領海、接続水域、EEZ、大陸棚の定義と根拠を規定。 ・空間計画法(法律1992年第24号):国土の有効活用、環境保護を規定 ・環境管理法(法律1997年第23号):海洋環境保護と資源管理を規定。 ・国家開発体系法(法律2004年第32号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋全般にわたる基本法令はない。
・海洋・島嶼の資源・環境保全総合管理に係る政令(2009)		オーストラリア海洋政策(AOP:1998):海洋に関わる国家的指針を示す。	・海洋全般にわたる基本政策はない。
・資源環境省の海洋島嶼政策局が総合的管理の推進を担当。	<ul style="list-style-type: none"> ・海事担当調整省:2014年10月設立。効果的・効率的な海洋政策を推進。 ・海上保安調整組織:2006年12月設立 ・海軍 ・海上安全保障局:2014年法律第32号に基づき設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省、農業省、防衛省、産業省、州・準州政府 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる所掌機関:環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省(DOC)、交通省、NZ海事局(MNZ)、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局
海洋・島嶼の資源・環境保全総合管理に係る政令(2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域および小島嶼総合管理法(法律2007年第27号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸(州管轄)水域(1980) ・オーストラリア連邦沿岸政策(1995) ・沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチフレームワーク及び実施計画(2006) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂)
領海基線に関する宣言(1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・1973年海域および沈降地法(SSL法)(1973、1990) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)
ベトナムの海に関する法律(2012)		<ul style="list-style-type: none"> ・南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表(2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) ・排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)
2020年に向けたベトナムの海洋戦略(2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部小島管理法(法律2007年第27号) ・沿岸部小島管理計画(大臣令2008年第16号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・北極圏戦略(2013) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家鉱物法(CMA)(1991) ・資源管理法(RMA)(1991):NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、 利用、保全等に関する政策提言

平成25年10月

海洋政策研究財団

目 次

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言

1. 背景.....	1
2. 新たな法律整備の必要性.....	2
3. 新たな法律に規定すべき内容	3
(1) 総則	
目的、基本理念／国の責務	
(2) 基本方針	
(3) 海域等計画	
海域等計画／海域等計画協議会	
(4) 海洋構築物等の設置の許可制度の創設	
(5) 環境影響評価	
(6) 排他的経済水域等の調査	
調査の推進等／科学的調査の許可制度の創設等	

「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法律」 (要綱案)

第一 総則.....	9
目的／基本理念／国の責務	
第二 基本方針	10
第三 海域等計画.....	10
海域等計画／海域等計画協議会	
第四 海洋構築物等の設置の許可制度の創設	11
第五 環境影響評価.....	12
第六 排他的経済水域等の調査	12
排他的経済水域等の調査の推進等／科学的調査の許可制度の創設等	

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言

1. 背景

我が国は、海洋法に関する国際連合条約（以下、「国連海洋法条約」という。）により国土の 10 倍以上に及ぶ広大な周辺海域を管轄することとなったが、特に排他的経済水域は、世界有数の好漁場であるとともに、エネルギー・鉱物資源を豊富に含む可能性があり、その他にも海洋再生可能エネルギーの生産の場等として様々な活用の可能性が考えられるフロンティアである。国連海洋法条約のもと、我が国はこの広大な排他的経済水域において生物資源を含む天然資源の探査、開発、保存及び管理のため等の主権的権利を有する一方、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権を有しており、排他的経済水域の開発・利用と海洋環境の保全との調和を図る国際的な責務を負っている。また、国連海洋法条約のもと、沿岸国が探査・天然資源の開発の主権的権利を有する大陸棚に関しては、領海基線から 200 海里を越える部分について沿岸国の延長申請を大陸棚限界委員会が審査する手続が定められているが、我が国が 2008 年（平成 20 年）に行った延長申請に対し、2012 年（平成 22 年）に大陸棚限界委員会からの勧告が行われ、政府において大陸棚の限界設定に向けた取組が行われているところである。

近年、エネルギー資源や鉱物資源の安定供給の確保がますます重要となる中で、我が国の広大な排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）における石油・天然ガスやメタンハイドレート等のエネルギー資源、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース泥等の鉱物資源の開発、利用等を戦略的に推進していくことが重要課題となっている。現時点ではこれらの資源の大部分が未利用のままとなっているが、2013 年（平成 25 年）に世界初のメタンハイドレートの海洋産出試験が成功する等、調査・研究が着実に進められており、将来の商業化が期待されるところである。また、洋上風力発電や波力発電、海流発電等の海洋再生可能エネルギーについても、近年の我が国のエネルギーを巡る情勢の中で重要性が高まっているところ、現時点で排他的経済水域における海洋再生可能エネルギーの利用は目途が立っていないものの、将来的には技術の進展等により、浮体式洋上風力発電等の利用が実現することが期待される。さらに、現在すでに地球深部探査や二酸化炭素の回収・貯留など、排他的経済水域等において科学的調査研究が行われている事例があり、今後一層こうした事例が増加する可能性がある。また、民間レベルでは、離島が存在しない海域において「洋上基地」を設置し、海洋観測、科学調査、資源探査等の支援基地とする構想もある。現在でも、我が国の排他的経済水域の一部においては、漁業、海上交通に利用されているほか、国際的な音声・データ通信の約 95%を担う海底ケーブルや海底高压電線、海底パイプラインの敷設が行われており、こうした既存の利用と新たな開発、利用との調整は今後ますます重要な課題になってくると考えられる。

一方、我が国は、世界の海洋生物種の約 15%が生息する豊かな海洋生態系を有しており、国連海洋法条約や 2010 年（平成 22 年）に名古屋で開催された国連生物多様性条約第 10

回締約国会議において採択された、海洋に占める保護区の割合を 10%にするなどの世界目標等を踏まえ、我が国海域においても、海洋環境の積極的な保全に取り組んでいく必要がある。海は水により一体のものとして構成され、また、海水や海洋生物が移動することから、地理的に離れていても、海における様々な問題は相互に密接に関連している。このような特性を踏まえ、海洋においては、陸域以上に環境保全について留意することが必要である。特に、深海におけるエネルギー・鉱物資源開発については、深海の特殊な生態系の保全に配慮しながら進めていくことが求められる。上述のとおり、今後、排他的経済水域等の開発、利用等の進展が予想される中で、排他的経済水域等における開発、利用等と海洋環境の保全との調和を適切に図っていく必要がある。

なお、海洋再生可能エネルギーについては、既に実用段階にある着床式洋上風力発電を中心に、当面は領海において利用が進展していくことが見込まれているが、漁業等の利用が輻輳している領海における利用調整も大きな課題となっている。

2. 新たな法律整備の必要性

国連海洋法条約の発効を受けて制定された現行の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「EEZ 法」という。）では、排他的経済水域等を設定し、国連海洋法条約に定められた排他的経済水域等における沿岸国の主権的権利・管轄権の行使について我が国の法令を適用することを定めているが、これらの法令は基本的に陸上において適用されることを前提としたものであり、実際に排他的経済水域等において適用するには不十分なものが多い。近年では、鉱業法の改正等、海域での適用を視野に入れた個別法令の改正も行われているが、個別法の改正のみによる対応では、上述のような排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくためには限界がある。

相互に密接な関連を有する海洋に関する諸問題に対処するためには、個別法に基づく管轄権を越えて、総合的かつ一体的に取り組む必要がある。陸上においては、個別法に基づく個別の管理主体による空間管理が行われており、一定の空間を区域とする地方公共団体の長が、その空間全体を統括し、計画の策定等を通じて鳥瞰的に管理する仕組みとなっている。一方、海洋においては、そのような管理の仕組みは、現状では存在せず、管理を行う主体も明らかにされていない。排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくためには、個別法に基づく管理を各省庁が行うことを前提としつつも、総合的な管理主体がこれらを全体的な視点から束ね、計画的手法を通じて総合的かつ一体的な取組を可能とするための法律整備が必要である。具体的には、諸外国で導入が進んでいる海洋空間計画等を参考としつつ、海域等の特性に応じて区分された海域等ごとの海域等計画の制度を導入し、その中で個別の法律により設定された区域を取り込んだ区域区分等を規定するとともに、各省庁が個別法に基づく許可等を行なう場合の権限行使に関する横断的なルールを設けることが必要である。なお、排他的経済水域等における国の役割（地方公共団体との関係）について、領海との違いを踏まえつつ、整理する必要がある。

次に、国連海洋法条約に基づき沿岸国による主権的権利・管轄権の行使として、その規制等を行うことができ、これに関する規則等を定めることができる事項について、我が国では必ずしも関連する法令の制定等の対応は行われていない。具体的には、海洋構築物等の設置、外国による海洋の科学的調査の取扱いといった事項があるが、このように国連海洋法条約に基づく権利の行使及び責務の履行のために不可欠な国内法の整備を行っていない部分について、関連する法整備を行う必要がある。

さらに、排他的経済水域・大陸棚において産業界が事業活動を行なおうとしても、現状では利用調整、環境影響評価等のための枠組が存在せず、これらについて産業界が全面的にリスクを負わなければいけない。排他的経済水域・大陸棚の開発・利用・保全を推進するため、その重要な担い手である産業界が安心して事業活動を行なうことが出来るような利用調整等の枠組（計画制度等）が必要であり、そのための法整備を行なう必要がある。

我が国は、2007年（平成19年）に海洋基本法を制定し、その第19条において、「排他的経済水域等の開発、利用、保全等に関する取組の強化を図ることの重要性に鑑み」、「海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進」等のために必要な措置を講じることを規定している。このことにより、我が国において排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に向けた取組を行うことが初めて法律上に明記された。

なお、2007年（平成19年）には、「海洋構築物等に係る安全水域の設定に関する法律」が制定され、排他的経済水域等における海洋構築物等の周辺に、国が国連海洋法条約に規定する安全水域を設定することができると規定した。また、2010年（平成22年）には、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、国策として離島を拠点とした我が国の排他的経済水域等の保全、利用等が促進されることとなった。しかしながら、これら2つの法律は限られた目的のものであり、EEZ法の不備を十分に補うものではない。

一方、海洋基本法制定後の2008年（平成20年）に策定された海洋基本計画等においては、我が国としてどのように排他的経済水域等の総合的管理を行っていくかについての道筋は明らかにされていなかったが、2013年（平成25年）に策定された新たな海洋基本計画においては、海洋の総合的管理について、「領海及び排他的経済水域等の管理については、国際法上、我が国が行使し得る権利がこれらの海域では異なることから、それぞれの特性を踏まえた管理の枠組みについて、必要に応じ法整備も含め、検討する。」とされた。さらに、排他的経済水域等の管理について、「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」とされた。

以上の状況を踏まえ、国連海洋法条約に定められた排他的経済水域等における沿岸国の

主権的権利・管轄権を適切に行使するとともに、排他的経済水域等における開発、利用等と海洋環境の保全との調和を適切に図り、国際的な責務を果たしていくためには、既存のEEZ法や個別法とは別に、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくための新たな法律を整備する必要がある。

なお、法技術的には、必ずしも新法の制定ではなく、例えばEEZ法の改正やそれぞれの分野における個別法（鉱業法、鉱山保安法、環境影響評価法等）の改正等により対応することも考えられるが、法律上新たに整備すべき内容を明らかにするため、以下では便宜上、新たな法律を一括して制定することを前提とする。また、領海における総合的管理のための法律整備については、排他的経済水域等に係る法律整備の検討内容を参考として、別途検討を行う必要がある。

3. 新たな法律に規定すべき内容

以上を踏まえ、新たに整備すべき法律として、「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法律」の要綱素案を提示する。要綱素案に示された、新たな法律に規定すべき内容の概要は以下のとおりである。

なお、既存の法制度により排他的経済水域等における諸活動に対する規制等が行われているものについては、新たな法律の制定後も引き続き該当する既存の法制度による規制等が行われることを前提とする。新たに特定の分野における規制等に係る個別法が制定される場合も、同様である。

（1）総則

○目的、基本理念

上記1. 2. を踏まえ、新たな法律の目的、基本理念を規定する。

○国の責務

海洋基本法においては、国が「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」こととなっており、一方、地方公共団体は「海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととされている。

排他的経済水域等は、その社会的な価値の大きさ等から、国の利害に重大な関係を有する海域であり、一方、地方公共団体がその区域として管理を行うには、管轄区域の設定の仕方や業務体制の上で限界がある。また、そもそも排他的経済水域等における我が国の主権的権利や管轄権は、領土や領海における主権とは異なり、国連海洋法条約により分野を限定して特別に付与されたものであり、地方自治体が排他的経済水域等における固有の権限を有すると解することはできないと思料される。このため、国と地方公共団体との役割分担としては、領海外である排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する業

務については、原則として国が行うこととし、地方公共団体の行政権限が及ばないものと整理せざるを得ないと考えられる。(ただし、後述する排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に係る計画の作成等においては関係地方公共団体が関与することとし、個別法令に基づき地方公共団体の管轄とされている排他的経済水域等に係る業務については、引き続き地方公共団体の管轄とする。)

従って、総則において、国は、排他的経済水域等の開発、利用、保全等が総合的に行なわれるための施策を策定し、及び実施する責務を有することを規定し、以下の規定においても、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する業務の主体は国とする。

なお、排他的経済水域等における個別法令に基づく業務は引き続きそれぞれの所管省庁が行うことを前提としつつも、上記の総合的な開発、利用、保全等に係る業務に関しては、単一の行政機関により一元的に対応することが望ましい。現時点でこのような機関を特定することは困難であるため、法制整備の骨子案においては、このような役割を担う機関を、単に「主務大臣」と表現している。具体的にどの大臣が主務大臣になるのかについては、引き続き検討する必要がある。

(2) 基本方針

排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する基本的な方針を政府が策定し、新たな法制に基づき講じられる措置（海域等計画等）に関する基本的な事項等を示すこととする。

(3) 海域等計画

○海域等計画

海洋基本法第19条に「海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進」が規定されている趣旨を踏まえ、我が国の排他的経済水域等の海域等をその特性（地形、自然環境・生態系や生物資源、鉱物・エネルギー資源の状況といった自然的特性、開発、利用等の実態といった社会的特性等）に応じ区分し、それぞれの海域等について、その総合的な開発、利用、保全等を推進するための海域等計画を主務大臣が策定することとする。

海域等計画においては、それぞれの海域等における総合的な開発、利用、保全等に関する方針や目標、当該海域等における区域区分、区域区分ごとの総合的な開発、利用、保全等を推進するための主要な施策に関する事項を定めることとする。区域区分は、海域等計画の対象となる海域等をいくつかに分ける大まかなものとなるが、当該区域における生態系の特質等に鑑みて、環境保全を図るための特別の配慮が必要な特定海域等を定めることができるものとする。特定海域等においては、後述するとおり、鉱業権の設定を受けようとする者は、環境影響評価法の定めるところにより、当該鉱業権の設定に係る環境影響評価を行わなければならないものとする。

区域区分の中に個別の法律に基づく区域の全部又は一部を含む場合、当該区域を示すも

のとする。具体的には、現行法では鉱業法に基づく鉱区や、海洋保護区に該当する区域（自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、水産資源保護法に規定する保護水面、自然公園法に規定する自然公園等）が想定されるが、現行法では、海洋再生可能エネルギー利用のための区域を定めるものはないため、本規定により新たに「海洋再生可能エネルギー利用区域」を創設する。なお、海洋再生可能エネルギーの利用促進に関する法律を別途整備する場合には、当該法律に海洋再生可能エネルギー利用区域に関する制度を定め、本規定においてそれに基づく区域を定めることもあり得る。さらに他の用途の利用について今後個別の法律により利用区域等を設定する場合にも、本法の改正によりそれを取り込むこととする（*）。

これらの区域のうち、海域等計画作成の時点で既存のものについてはそのまま海域等計画に位置づけられることとなるが、海域等計画作成後にこれらの区域を設定する場合には、本規定において調整のメカニズムを導入し、個別法に基づく運用に一定の縛りをつけることとする。すなわち、海域等計画の定められた海域等において、個別法に基づく区域を新たに設定、又は設定を許可等しようとする者は、主務大臣及び関係省庁の長に協議しなければならないものとする。また、主務大臣は、そのような協議を受けた場合、当該区域の設定に関し、海域等計画協議会における協議をし、海域等計画を改正しなければならないものとする。さらに、海域等計画を踏まえ、各省庁が個別法に基づく許可等を行なう場合の権限行使に関する横断的なルールを設ける。すなわち、海域等計画の定められた海域等において行なわれる行為に係る許可等を行なう者は、当該行為が、当該行為が行われる海域等の海域等計画に基づく当該海域等における総合的な開発、利用、保全等を阻害しないものであるかどうかを審査しなければならないものとし、そのために主務大臣の意見を聞かなければならないものとする「横断条項」（参考：環境影響評価法第33条）を規定する。このように海域等計画に係る調整メカニズムを導入することにより、海域利用に係る規制措置は（4）に述べる届出制度という最小限度のものとしても、総合的な開発、利用、保全等を推進することが可能となると考えられる。

○海域等計画協議会

排他的経済水域等における開発・利用行為と他の開発・利用行為との調整を図るとともに環境保全の調和を図るための調整の仕組みの一環として、計画の策定過程に様々な関係者を関与させるための海域等計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は、国の関係各地方行政機関及び関係都道府県協議を基本構成員とするが、当該海域等における開発、利用、保全等に関係する事業者、学識経験を有する者その他海域等計画の実施に密接な関係を有する者を参加させることができるものとする。海域等計画の作成に当たっては、協議会における協議を経て、関係行政機関の長と協議しなければならないものとする。

（*）海域の環境影響評価については、深海底機関が定める環境影響評価のガイドラインを参照

して、必要であれば修正を施し、特定海域等の内外を問わず、環境影響評価が必要な探査・開発とそうでない規模の探査・開発とを区別することについて検討する必要がある。

(4) 海洋構築物等の設置の許可制度の創設

国連海洋法条約に基づく権利の行使及び責務の履行のために不可欠な国内法の整備を行っていない部分のうち、海洋構築物等の設置に対する規制的措施として、許可制度を導入する。海洋構築物等については、2007年（平成19年）に「海洋構築物等に係る安全水域の設定に関する法律」が制定されたが、同法律では海洋構築物等の設置自体については規制されていない。海洋構築物等の設置等は、海域等における一定の部分を占有することによって、海域等計画に基づく総合的な開発、利用、保全等を阻害する恐れもあることから、許可制度により主務大臣が、海域等計画との整合性を確認する必要がある。ただし、海洋構築物等の設置を伴う行為のうち、個別法（鉱業法等）に基づく許可等の対象とされているものについては、上記の海域等計画に関する規定中の「横断条項」によって海域等計画との整合性を確認することが可能であるため、規制を必要最小限のものとする観点から、このような場合は本規定による許可の対象から除くこととする。

なお、上記2.の末尾にあるとおり、法律上新たに整備すべき内容を明らかにするため、便宜上、新たな法律を一括して制定することを前提としているが、本規定等については、一括法ではなく、個別法の改正又は制定等により対応することも考えられる。

(5) 環境影響評価

現行の環境影響評価法では、大規模な公共事業等が対象となっているが、エネルギー・鉱物資源の開発は対象となっていない。そもそも同法は、陸域における事業を前提としたものであるが、海底・海中における開発行為等（エネルギー・鉱物資源の開発等）は、陸域で行われる事業に比べて環境への影響が広い範囲に、かつ陸域とは違った形で複雑に及ぶ可能性が高いため、鉱業法に基づく海洋エネルギー・鉱物資源の開発に係る環境影響評価について、環境影響評価法の改正により実施を義務付けることが必要である。その上で、本規定では、前述の特定海域等において、鉱業法に基づき当該特定海域等に全部又は一部の鉱区が含まれる鉱業権の設定を受けようとする者は、改正された環境影響評価法の定めるところにより、当該鉱業権の設定に係る環境影響評価を行わなければならないものとする。なお、一定規模以上の洋上風力発電ファーム等海洋再生可能エネルギー利用に係る事業は現行環境影響評価法の対象となっているが、これら以外にも海洋の特殊性に鑑みて環境影響評価法の対象に追加すべき事業が今後具体化した場合には、同様に環境影響評価法又は本規定の改正により対応する必要がある。

(6) 排他的経済水域等の調査

○調査の推進等

我が国として排他的経済水域等の管理を適切に行うためには、まず、関係行政機関が連携して、海洋の中のそれぞれに特徴ある地形、自然環境、生物の生息状況、開発、利用等の状況など排他的経済水域等の状況について、計画的に科学的情報・データの収集を行う必要がある。

また、収集した情報について、一元的・一覽的に整理・管理（台帳化）し、これを必要とする関係者に提供することにより、有効活用を図ることが、海洋管理に取り組むための第一歩となる。そうした情報を集積する「海洋台帳」については、既に2012年に運用が開始されたところであるが、更なる充実と機能強化の取組が必要である。

○科学的調査の許可制度の創設等

現在、外国による海洋の科学的調査については、外国から申請があった場合には、外交上の問題として処理されている。しかしながら、排他的経済水域等における科学的調査においては、沿岸国と調査実施国とが調査の成果を共有し、ともに海洋に関する科学的知見の充実を図るとというのが、国連海洋法条約の趣旨である。我が国としては、外国の調査により得られた情報・データについても適切に収集・管理し、排他的経済水域等の管理に有効に活用していく必要がある。このため、本法律においては、我が国の排他的経済水域等において、海洋における科学的情報の諸外国との共有、適切な管理を推進する観点から、国が科学的調査に関する規制を行うことなどを定める。なお、当該規制について、国連海洋法条約においては「許可」(authorize) という文言も使われているものの、一方では「通常の状態においては、同意を与える」とも規定されている（第260条第3項）ことから、規制の手法について許可制をとるべきかが問題となる。科学的調査については、国連海洋法条約上明確な定義が存在しない一方、第260条第3項の趣旨から、同意レジームの対象となる科学的調査としては「専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する調査」に該当する場合とされているが、科学的調査の行為自体は探査等の他の目的で行なう調査と外見上区別することは困難であるため、科学的調査の目的が上記の内容に合致するものかどうかを政府が審査する余地はあるものと考えられる。また、第246条第5項に規定する事由に該当する場合は裁量により同意を与えないことが出来るとされている点からも、届出制等ではなく許可制とすることが適当であると考えられる。なお、国連海洋法条約上、科学的調査に関する規定の対象は外国に限定されていないことから、本規定の対象は、「排他的経済水域等において科学的調査を行おうとする者」とする。ただし、我が国の国の機関が行なう科学的調査については、許可を受けることを要しないものとする。

「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法律」 (要綱案)

第一 総則

一 目的

この法律は、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）その他の国際約束に基づき、かつ、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）にのっとり、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の総合的な開発、利用、保全等を図るため、基本理念、政府による基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を促進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、人類と海洋の共生に貢献することを目的とすること。

二 基本理念

- 1 我が国が、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を通じ、国連海洋法条約に基づく沿岸国としての主権的権利及び管轄権の履行を適切に行ない、国際社会の一員として求められる役割を果たすものとする事。
- 2 我が国における排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を図るに当たっては、海洋資源、海洋環境、海上交通等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、かつ、全体として対処する必要があることから、関係行政機関が連携して総合的かつ一体的に行うものとする事。
- 3 我が国の排他的経済水域等における海域ごとの特性に応じ、総合的な開発、利用、保全等を計画的に行うものとする事。
- 4 排他的経済水域等の開発、利用に当たっては、陸域と異なる海洋の特性を踏まえ、海洋環境の保全との調和を図るために必要な措置を十分に講じるものとする事。
- 5 排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等を行なうため、自然環境、生物の生息状況等に関する調査を推進するとともに、科学的知見を広く共有する観点から、国際的協調の下にその推進を図るものとする事。
- 6 海洋の平和的な開発、利用に関する国際協力を推進するとともに、我が国の排他的経済水域等の画定等海洋に関する国際問題については、国連海洋法条約に基づき平和的に解決を図るものとする事。

三 国の責務

国は、排他的経済水域等の開発、利用、保全等が総合的に行なわれるための施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする事。

第二 基本方針

- 1 政府は、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等の意義
 - (2) 排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - (3) 排他的経済水域等の特性に応じた区分による海域等ごとの海域等計画の作成に関する基本的な事項
 - (4) 排他的経済水域等における調査に関する基本的な事項
 - (5) その他排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

第三 海域等計画

一 海域等計画

- 1 主務大臣は、排他的経済水域等をその特性に応じ政令で定めるところにより区分した海域等について、その総合的な開発、利用、保全等を推進するための海域等計画を定めるものとする。
- 2 海域等計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 当該海域等における総合的な開発、利用、保全等に関する方針
 - (2) 当該海域等における総合的な開発、利用、保全等に関する目標
 - (3) 当該海域等における区域区分
 - (4) 区域区分ごとの総合的な開発、利用、保全等を推進するための主要な施策に関する事項
- 3 2（3）による区域区分においては、当該区域における生態系の特質等に鑑みて、環境保全を図るための特別の配慮が必要な特定海域等を定めることができるものとする。
- 4 2（3）により区分された区域区分の中に、次に掲げる区域の全部又は一部を含む場合、当該区域を示すものとする。
 - (1) 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区
 - (2) 漁業法（昭和二十四年第二百六十七号）第六条第二項に規定する共同漁業権に係る漁場の区域
 - (3) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する天然記念物
 - (4) 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十四条に規定する保護水面

- (5) 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園
- (6) 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条に規定する指定海域
- (7) 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定される原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項に規定される自然環境保全地域
- (8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項に規定する生息地等保護区
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区

5 4のように区域を定める現行法が存在しないものについては、新たに当該区域についての規定を創設すること。なお、その新たな区域の利用促進に関する法律を別途整備する場合には、当該法律に利用区域に関する制度を定め、本規定においてそれに基づく区域を定めることもあり得る。

6 主務大臣は、海域等計画を定めようとするときは、関係行政機関の長と協議し、二に規定する海域等計画協議会における協議をしなければならないものとする。

7 海域等計画の定められた海域等において、3の各号に掲げる法律に基づき当該各号に掲げる区域を新たに設定しようとする又は設定を許可等しようとする者は、主務大臣及び関係省庁の長に協議しなければならないものとする。

8 主務大臣は、5の協議を受けた場合、当該区域の設定に関し、二に規定する海域等計画協議会における協議をし、海域等計画を改正しなければならないものとする。

9 海域等計画の定められた海域等において行なわれる行為に係る許可等を行なう者は、当該行為が、当該行為が行われる海域等の海域等計画に基づく当該海域等における総合的な開発、利用、保全等を阻害しないものであるかどうかを審査しなければならないものとし、そのために主務大臣の意見を聞かなければならないものとする。

二 海域等計画協議会

1 海域等計画及びその実施に関し必要な事項等について協議するため、一の1により区分した海域等ごとに、国の関係各地方行政機関及び関係都道府県により、海域等計画協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、必要と認めるときは、協議により、当該海域等における開発、利用、保全等に関係する事業者、学識経験を有する者その他海域等計画の実施に密接な関係を有する者を参加させることができるものとする。

第四 海洋構築物等の設置の許可制度の創設

1 海域等計画の定められた排他的水域等において海洋構築物等（海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律第二条第一項に規定する海洋構築物等をいう。）の設置を行な

おうとする者（他の法律の規定により当該海洋構築物等の設置を含む行為について許可等を受けた者又は受けようとする者を除く）は、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。

2 主務大臣は、1の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、申請書等の書面をその告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

3 主務大臣は、2の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係行政機関の長に通知し、期間を指定して当該関係行政機関の長の意見を求めなければならないものとする。

4 2の告示があつたときは、当該海洋構築物等の設置に関し利害関係を有する者は、2の縦覧期間満了の日までに、主務大臣に、当該申請についての意見書を提出することができるものとする。

5 主務大臣は、1の許可の申請が以下のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

(1) 当該海洋構築物等の設置が、当該海洋構築物等の設置が行われる海域等の海域等計画に基づく当該海域等における総合的な開発、利用、保全等を阻害しないこと。

(2) 申請者の能力が、当該海洋構築物等の維持管理を的確に、かつ、継続して行うとともに、使用後に適切な方法で除去するに足りるものであること。

(3) その他当該海洋構築物等の設置が行われる海域等における開発、利用、保全等に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

6 主務大臣は、1の許可を受けずに海洋構築物等の設置を行なっている者に対し、設置の中止を命じ、又は原状を回復するために必要な措置を講じることを命じることができるものとする。

第五 環境影響評価

鉱業法に基づく海洋エネルギー・鉱物資源の開発及び新しい法律において新たに創設される区域における開発並びに海洋構築物等の設置に係る環境影響評価について、環境影響評価法に準拠して実施するか、あるいは関係法令に基づいた評価を実施するものとする。また、他の法令に基づいた開発を行う場合についても、環境影響評価については、同様とする。

第六 排他的経済水域等の調査

一 排他的経済水域等の調査の推進等

1 国は、地方公共団体との適切な役割分担及び諸外国との協調の下に、排他的経済水域等の地形、海象等の把握その他排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する施策の策定及び実施に必要な調査の実施並びにそのために必要な観測等の体制の整備を行うものとする。

2 国は、排他的経済水域等の総合的な開発、利用、保全等に関する施策の策定及び実施に資するための情報の一元的な管理、排他的経済水域等における事業者その他の者の活動に資するための情報の提供並びにそのために必要な体制の整備を行うものとする。

二 科学的調査の許可制度の創設等

1 排他的経済水域等において科学的調査を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。

2 主務大臣は、1の許可に、必要な条件を付することができるものとする。

3 主務大臣は、1の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

4 国の機関が行う科学的調査については、1の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国の機関は、その科学的調査を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならないものとする。

5 主務大臣は、科学的調査の許可を受けずに科学的調査を行なっている者等に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る科学的調査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命じることができるものとする。

平成 25 年度「総合的海洋政策研究委員会」委員名簿

秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
磯部 雅彦	高知工科大学 副学長
※來生 新	放送大学 副学長
木下 健	日本大学理工学部 特任教授
黒倉 寿	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
白山 義久	海洋研究開発機構 理事
高橋 重雄	港湾空港技術研究所 理事長
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
中原 裕幸	横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター 客員教授
松田 治	広島大学 名誉教授
宮崎 信之	海洋政策研究財団 首席研究員
山尾 政博	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授
山形 俊男	海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長

※委員長

(敬称略・50音順)

平成 25 年度「総合的海洋政策研究委員会」
海域管理法制整備ワーキンググループ委員名簿

奥脇 直也	明治大学法科大学院 教授
※來生 新	放送大学 副学長
北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
中原 裕幸	横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター 客員教授
三浦 大介	神奈川大学法学部 教授

※委員長

(敬称略・50音順)

海域の利用の促進等の在り方 PT 報告書

平成 29 年 2 月

I. 背景・目的

海域の利用の促進等の在り方 PT では、海洋基本計画及びこれまでの累次の取組*も踏まえ、海洋産業振興等の海域利用の促進及び我が国の海洋権益の確保のために、海洋の利用・管理等についてのルール・制度等の明確化や、我が国が取り組むべき課題についての議論を通じ、海域の利用の在り方について検討し、我が国が進める政策の立案に資する提言（PT 報告書）をまとめ、参与会議に提出する。

II. 本年度の PT での検討の重点及び留意点

平成 26 年度及び 27 年度に行われた海域の利用の促進等の在り方 PT では、それぞれ国内法、国際法の観点から検討を行い、今後さらに具体的な検討が必要とされる事項が指摘された。また、昨年度の検討の中で、海洋環境の保護と保全の動き等の新たな動きに対する配慮も重要であることが指摘された。

これらの検討結果を踏まえて、本年度（平成 28 年度）の PT では、海洋を取り巻く様々な情勢が変化する中で、我が国が海洋立国として海洋の権益をいかに確保していくべきかとの観点から、漁業（生物資源管理）、資源開発等の海洋における具体的な活動に焦点を当てつつ、以下に記載した(1)～(5)のテーマに関して、課題解決指向で議論を行った。

なお、検討にあたっては、平成 30 年度からの第三次海洋基本計画の検討が、今後、本格化することも念頭に検討を進めた。

- (1) 我が国海域における外国漁船への対応
 - ・ 漁業協定等に関する状況
 - ・ 外国漁船取締の概要
- (2) 我が国海域における海洋資源開発

* 累次の取組の例

- ・ 平成 25 年度に、山本海洋政策担当大臣（当時）をチーム長とした「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置。海洋産業、特に海洋再生可能エネルギーの利用を促進するためには、「既存利用者の事業の実態や環境との調和等に十分配慮し、様々な地域の特性を踏まえ、具体的計画が生じた段階で、事業対象海域の利害関係者の実情等に応じて、個別に丁寧な利用調整を行う必要がある。」とまとめた。
- ・ 平成 26 年参与会議意見書「EEZ 等の海域管理の在り方として、①海洋自体の利用目的の調整及び利用者間の調整、②海洋における経済活動の推進、及び海洋開発と環境保全の調和、③関連国際法に基づく権利行使と義務遵守、それに伴う国内法令の調整や国と地方経協団体の権限の調整・整理等に関わる施策を推し進める。」
- ・ 平成 27 年度の参与会議意見書「包括的な法体系を含む更なる法制度の必要性及びその内容について能動的に検討していくことが必要である。」

- ・我が国のパイロットプロジェクト
（メタンハイドレート、海底熱水鉱床、洋上風力発電等）
- ・東シナ海における中国の開発
- (3) EEZにおける諸外国による海洋の科学的調査
 - ・海洋の科学的調査に関するガイドライン及び諸外国の海洋調査船による特異行動
- (4) 海洋における新たな動きへの対応（海洋環境の保護と保全）
 - ・環境影響評価（EIA）
 - ・海洋保護区（MPA）
 - ・国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）
- (5) 海洋における安全の確保、海洋の安全保障
 - ・参与会議におけるこれまでの安全保障に関する議論
 - ・今後検討すべき論点

Ⅲ. 検討概要

本PTでは、Ⅱ. で述べた検討の重点及び留意点に従い、全6回にわたり議論を行った。検討概要については以下の通り。

1. 我が国海域における外国漁船への対応

(1) 周辺諸国による漁業活動

我が国周辺海域では、周辺国との間で結ばれた漁業協定に基づき、相互入会の海域等が設定され漁業が行われている。近年、周辺国の漁業活動が活発化しているが、周辺国による漁業活動は、生物資源の管理に対する十分な配慮が必ずしも行われていないケースもある。

(2) 外国人による漁業への取締り

外国人による漁業は、領海内においては「外国人漁業の規制に関する法律」により禁止されており、排他的経済水域（EEZ）においては、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」により農林水産大臣の許可が必要となっている。

しかしながら、近年、外国漁船の新漁法（虎網、かぶせ網等）が東シナ海で増加し、また、道東・三陸沖の我が国 EEZ 境界線付近の公海側にも、外国漁船が急増しているのが現状である。我が国周辺の水産資源は、EEZ を超える範囲に分布・回遊しているという側面もあるため、我が国の漁業資源確保と国際的に適正な資源管理のためには、二国間条約の適切な運用及び多国間条約、国際的枠組み

の活用が重要である。

(3) 外国人による違法漁業取締強化の必要性

我が国 EEZ において、外国人による違法漁業活動が行われないように、監視強化により越境を未然防止する必要もある。外国漁船に対する違法漁業取締りは水産庁と海上保安庁との間で連携・協力がなされ効果を発揮しており、今後も継続的な連携・協力及び監視の強化が必要である。

2. 我が国海域における海洋資源開発

(1) 我が国の海洋資源開発の現状

海洋資源開発については、メタンハイドレートや海底熱水鉱床の開発が、政府主導のパイロットプロジェクトにより進められている。

メタンハイドレートの開発については、平成 24 年度の産出試験に続き、平成 29 年前半を目途に、約 1 か月の連続生産を目指して産出試験が行われる予定である。この試験の結果や総合的検証の結果等を踏まえつつ、平成 30 年代後半を目途に商業化の実現に向けた技術の整備を行うとともに、平成 30 年代後半での民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されることを目指した技術開発が進められている。

海底熱水鉱床の開発については、平成 29 年度に、実海域でのパイロット試験が行われる予定であり、平成 30 年代後半以降に民間企業が参画する商業化に向けたプロジェクトのための技術開発等が進められている。

(2) 海洋資源開発における環境影響評価 (EIA)

海洋資源開発における EIA については、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) に関する議論や国際海底機構 (ISA) において検討されている EIA との整合性を考慮して検討していく必要がある。また、これらの国際的な議論を主導的に牽引していけるよう、積極的な発信を行っていく必要がある。

(3) 東シナ海における中国による一方的な開発

2008 年 6 月日中間で境界が画定されていない東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするため、境界画定が実現するまでの過渡的期間における双方の法的立場を損なうことのない協力について一致した(「2008 年合意」)。しかしながら、2013 年 6 月以降、日中の地理的中間線の中国側で新たな海洋プラットフォームの建設が確認され、それ以後、共同開発合意に反する中国による一方的な開発行為などが継続されている。

3. EEZにおける諸外国による海洋の科学的調査

(1) 日中間の相互事前通報の枠組み

我が国が国連海洋法条約（UNCLOS）を締結した 1996 年頃から、東シナ海の EEZ と大陸棚の境界画定が日中間で行われていないことに起因し、中国が日本の EEZ において事前通報なしに海洋の科学的調査（MSR）を行う事案が頻発していた。

こうした状況を受け、2001 年から、東シナ海での MSR に関する日中間の相互事前通報の枠組みが、境界画定までの暫定的措置として導入されている。本枠組み導入の効果としては、中国側の MSR が一定程度予見可能になり、秩序だったものとなっていること、また、日中当局間の信頼関係の醸成にもある程度寄与していることが挙げられる。

(2) 中国の海洋調査船による特異行動

近年では、中国側による相互事前通報枠組みに反する事例（未通報の調査や事前通報とは異なる海域における調査等、いわゆる特異行動）が発生しており、違反が確認された場合には、その都度、現場及び外交ルートでの申入れが行われている。

4. 海洋における新たな動きへの対応（海洋環境の保護と保全）

海洋に関して国内及び国際的に見られる新たな動きの中でも、特に顕著なものが海洋保護区（MPA）の設定や海洋の EIA など、海洋環境の保護と保全に関するものであり、それらについて、国内の資源開発、洋上風力発電の現状も踏まえつつ議論を行った。

(1) 環境影響評価

メタンハイドレートの開発や海底熱水鉱床等の海底資源開発にあたっては、ISA 環境ガイドライン等の基準を参照して行われている。

なお、洋上風力発電の EIA に関する取組については、法律に基づき EIA が行われており、諸外国には先事例もある。

(2) 海洋保護区

日本では、MPA は生物資源の採捕を行わないことだけではなく、例えば、共同漁業区域が設定され漁協の組合員により適切な資源管理が行われているような水域があり、そのような適切な資源管理を行いながら採捕を行っている区域も日本型の MPA とみなせると考えている。

(3) 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）

1990 年代以降、公海の生物多様性を保全する必要性や、深海の生物資源の商業

開発の可能性が出てきたことから BBNJ の保全及び持続可能な利用に関する議論が始まり、2015 年 6 月に国連総会において、BBNJ の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOS の下の新たな国際協定を作成することが決定された。準備会合の場で、この新協定の条文案の要素に関する検討が進められている。

5. 海洋における安全の確保、海洋の安全保障

(1) 参与会議におけるこれまでの安全保障に関する議論

我が国を取り巻く安全保障環境の変化に鑑みれば、海洋政策において安全保障を統括してとらえ、これを重点的に議論していく必要があるという認識に至った。

海洋の安全の確保や安全保障に関する議論は、決して新しい項目ではなく、これまで海洋政策における様々な分野で議論されてきた事項を踏まえたものである。

(2) 今後検討すべき論点

海洋における安全の確保や、安全保障に関して正しく現状を認識し、その評価を踏まえ、変化した社会情勢に対応していく必要があることから、海域の利用に関する議論においても、安全保障の観点から次期海洋基本計画の策定にあたって検討すべき論点について議論を行った。

IV. 提言

平成 27 年度の参与会議意見書では、海域の利用の促進等の在り方 PT での検討を基に以下の 5 つについて提言がなされている。

- ①海域の利用の促進等の在り方についての基本的な考え方
- ②国際法上の主権的権利等を行行使する主体（国）の明確化
- ③EEZ や大陸棚に関する国内法の適用の検証及び法執行体制の強化
- ④環境影響評価（EIA）の制度の在り方の検討
- ⑤海洋の環境保全等に関する新たな動きへの対応

上記の①～⑤に関する提言を踏まえる形で、本年度の海域の利用の促進等の在り方 PT においては、さらに検討を深める必要がある点について、海洋における具体的な活動という観点から解決すべき課題等について検討を行った。なお、⑤の海洋における新たな動きに関しては、国際的な議論の状況も考慮しつつ検討を行った。

提言②に関しては、港湾区域内の例ではあるが、平成 28 年の港湾法の改正により、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度が創設された。今後、一般海域においても制度の整備が求められる。

提言③に関連する海上保安庁の対応能力や海洋監視能力の強化、海洋調査体制の整備等については、平成 28 年度補正予算及び、平成 29 年度当初予算により能力強化及び体制の整備が進みつつある。

提言④に関連して、戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の場においても、環境影響評価の手法について国際的な議論を踏まえた検討が進められている。また、海洋状況把握 (MDA) の能力強化の取組の一つとして、海洋観測等に関する基盤の強化が平成 28 年 7 月に総合海洋政策本部決定されるなど、具体的な取組が促進されている。

ここに、昨年度の提言に関する状況及び、本年度の海域の利用の促進等の在り方 PT における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

1. 資源管理、資源量の確保の観点から見た我が国における水産業について

- (1) 資源管理、資源量の確保を重点的に考えるためには、二国間、多国間の協定、枠組みを活用するとともに、資源管理のための海洋調査等によりデータ収集を強化し、漁獲以外の気候変動や物質循環の変容も分析して、日本として国際的な動きにつき、貢献・主導していくべきである。
- (2) 資源の持続的な利用と適正な管理の観点から、海上保安庁及び水産庁等による外国漁船に対する取締り体制を強化していくべきである。

2. 我が国海域における海洋資源開発について

- (1) 海洋は未知の部分が多く、EEZにおける海洋調査や観測を強化する必要がある。また、これら調査、観測は、海洋に関する国民の関心を喚起し、実際に海域を利用する実績を積み上げ、海洋への進出・海域の利用に対する国家としての意思を明らかにする上でも強化すべきである。
- (2) 海洋資源開発に当たっては、開発と海洋環境の保護と保全のバランスの観点から多様な関連主体が適切な EIA を行うように必要な検討を進めるべきである。
- (3) 海洋の資源開発にあたっては、産業的に未成熟であり、技術的な不確実性により、トライアルアンドエラーが不可避な部分があることを考慮し、民間のインセンティブを削がないように適切な支援を行う必要がある。また、技術者の育成についても支援体制を含めて進めていくべきである。
- (4) 洋上風力発電等のようなエネルギー開発と水産業、そして環境保護等との調整を行う必要がある。

3. EEZにおける規制について

今後、我が国 EEZ における諸外国による活動（MSR、構築物設置等）について諸規制を検討する場合には、以下の視点を考慮すべきである。

(1) 国際法との関係

UNCLOS では、構築物等の設置及び MSR に関して十分な規定が設けられていないため、法整備等の検討に当たっては、いかに UNCLOS との整合性をとり、また、国際秩序形成に貢献するような国家実行が確保できるかという点について留意する必要がある。

また、MSR 法制を策定するに当たっては、外国 EEZ における日本の MSR の権利が相互主義的に狭められることのないように留意すべきである。

(2) 国内法との関係

UNCLOS にも関わる点であるが、洋上における構築物及び MSR に関して定義が定まっていないため、これを整理する必要がある。特に、罰則をかける場合には罪刑法定主義との関係で、構成要件等に関する整理が必要であるなど、国内法体系との関係で整理を行う必要がある。

(3) 近隣諸国との関係

近隣諸国と我が国との間に海域の境界未画定の問題があり、既存の枠組み、特に MSR に関する日中間の相互事前通報枠組み等がある中で、法整備の検討に当たっては、これらの枠組みとの整合性について検討する必要がある。

4. 海洋における新たな動きへの対応（特に海洋環境の保護と保全）

(1) 我が国が、海洋環境の保護と保全をいかに進めるかを検討するに当たっては、法的担保・手法の検討・実効性担保の必要性についての留意が必要である。その際 EIA に関しては、陸上とは異なる海洋の特性、実施主体以外の第三者による評価の重要性も認識し、検討すべきである。

また、EIA の検討にあたっては、BBNJ についての議論や ISA で議論されている基準との整合性、「海洋の一体性」の観点も考慮すべきである。

更に、日本は海洋資源開発に先進的に取り組んでいる立場から、国際的な議論を主導するような発信を積極的に行っていくべきである。

(2) 我が国の海洋環境の保護と保全についての考え方としては、持続的利用を重視する日本の立場を維持すべきである。なお、その際には、MPA の設定、維持管理にも一定の MSR が必要との日本の立場を維持すべきである。

(3) 国際的に、MPA 設定海域の拡大をはじめ海域保護の一層の促進が望まれている。そのような国際的な取り組みへ日本が参画していく上では、各国の実践に関する比較検討も行っていくべきである。

5. 海洋における安全の確保、海洋の安全保障について

既に、次期海洋基本計画に向けての検討が参与会議で行われており、そこでは、今後、これまで以上に、海洋における安全の確保、安全保障についての議論が進められていく見込みである。この点に関し、本 PT では、今後の海洋基本計画改訂に向けた検討に含めるべき論点として以下を挙げる。

(1) 海洋の安全保障の検討にあたり持つべき意識

- ・安全保障は、「相手があり」、「予測不能である」ということから、事態を想定した議論を行う必要がある。
- ・相手に対する対抗的な手段だけでなく、国益を考慮し、国民の意識を喚起するとともに、我が国の権利の行使を図り、我が国の海域を管轄することの国家的な意思を表すという観点が必要である。
- ・海洋秩序における航行の自由に代表される海洋の自由と、沿岸国としての権利行使とのバランスをどう取るかについて、日本として意識的に議論すべきである。
- ・次期海洋基本計画の検討では、人間の安全保障、国民の安全保障も重視する必要がある。
- ・経済安全保障に関して検討する場合には、エネルギーセキュリティーの観点からの自国による独自の資源開発の意義も含め、幅広い視点から資源の確保の在り方について検討する必要がある。
- ・法執行については、法的基盤の整備を重視する必要がある。その際、外国の法制度を参考にすることが重要である。
- ・国内の法執行体制の整備に加えて、外交的手法や国際的な世論への働きかけといった方法も必要である。

(2) 検討の項目の優先性、重要度について

- ・安全保障の議論においては、海洋安全保障、つまり主として防衛・警備に係る部分が中心にあるという観点を持ちつつ、同時に、海洋の安全を議論していく必要がある。
- ・情報収集、特に我が国独自の情報収集の重要性について検討するべき。
- ・検討の項目を体系的に構築していくことが課題として重要である。

結び

今年度の海域の利用の促進等の在り方 PT の検討に当たっては、これまでの議論に加え、海域利用の促進が必要な分野に注目し、初の本格的な試みとして、資源開発等を含め、海洋開発を振興することが国益の源泉であることを認識し、海洋権益を確保

するに当たっての、安全保障環境を維持することの重要性についての議論も行った。

また、これまで以上に、国際的潮流、対外発信を含む国際的貢献も念頭に議論を行った。これらの議論を踏まえ、上記の提言を取りまとめた。

この提言が、政府が海洋に関する様々な政策を戦略的に推進し、具体的な施策を推進するのに資するようになることを期待する。

また、折しも、次期海洋基本計画の検討が本格化するタイミングでもあり、本提言が、今後の次期海洋基本計画の策定に当たり、検討の材料を提供することを期待する。

安倍総理大臣は、本年1月に東南アジア及び豪州を歴訪した際に、海洋における「法の支配」及び「自由で開かれた海」の重要性について強調されている。本PTとしては、今後、参与会議にてこれらの重要性についても意識して検討が行われていくことを期待する。

以上

海域の利用の促進等の在り方 PT 構成員

主査： 兼原 敦子 上智大学法学部教授
参与： 高島 正之 横浜埠頭株式会社顧問
古庄 幸一 元海上幕僚長
大和 裕幸 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長
鷺尾 圭司 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）

外部有識者：

大塚 直 早稲田大学法学学術院教授
奥脇 直也 明治大学法科大学院教授
來生 新 放送大学理事・副学長
坂元 茂樹 同志社大学法学部教授（神戸大学名誉教授）
西本健太郎 東北大学大学院法学研究科准教授

（五十音順）

海域の利用の促進等の在り方 PT 開催実績

本PTの検討スケジュール

平成 28 年

- | | |
|---------------|--|
| 6 月 22 日 (水) | <u>第 1 回 PT</u>
・「今年度の PT における検討事項について」 |
| 7 月 15 日 (金) | <u>第 2 回 PT</u>
・「領海・EEZ における海洋の科学的調査の現状」
・「洋上構築物について」 |
| 8 月 3 日 (水) | <u>第 3 回 PT</u>
・「我が国海域での水産業の現状」
・「我が国の海洋資源開発」 |
| 10 月 14 日 (金) | <u>第 4 回 PT</u>
・「海洋における新たな動きへの対応（環境等）」 |
| 12 月 22 日 (木) | <u>第 5 回 PT</u>
・自由討論（PT 報告書のとりまとめに向けて）
・海洋における安全の確保、安全保障等 |
- 平成 29 年
- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 月 19 日 (水) | <u>第 6 回 PT</u>
・ PT 報告書のとりまとめ |
|--------------|-----------------------------------|

海域の利用の促進等の在り方 P T 中間報告

(1) 構成員

主査： 兼原 敦子 上智大学法学部教授
 参与： 高島 正之 横浜埠頭株式会社顧問
 古庄 幸一 元海上幕僚長
 大和 裕幸 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長
 鷺尾 圭司 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）

外部有識者：

大塚 直 早稲田大学法学学術院教授
 奥脇 直也 明治大学法科大学院教授
 來生 新 放送大学理事・副学長
 坂元 茂樹 同志社大学法学部教授（神戸大学名誉教授）
 西本健太郎 東北大学大学院法学研究科准教授

（五十音順）

(2) 本 P T における検討事項

我が国が海洋立国として海洋の権益をいかに確保していくべきかについて、漁業（生物資源管理）や資源開発、海洋の科学的調査等の具体的な活動の現状を把握し、海洋において直面している様々な課題について、具体的な議論を行ってきた。

1. 我が国海域における水産業

近隣諸国等との漁業協定等の実情及び、我が国海域における我が国及び近隣諸国の水産業の現状を踏まえ、生物資源の持続的な利用や海洋権益の確保の観点から取り締まりについて議論を行った。

2. 我が国海域における海洋資源開発

メタンハイドレート、海底熱水鉱床開発等の資源開発や領海・EEZにおける洋上風力発電のパイロットプロジェクト等の現状及び、境界未画定海域における近隣諸国の開発等の現状を踏まえて、資源開発、構築物規制といった海洋権益確保の観点から議論を行った。

3. EEZにおける海洋の科学的調査

EEZにおける海洋の科学的調査について国内外での調査及び諸外国による海洋調査の現状を踏まえ、不適切な海洋の科学的調査へどういった対応が適切か（可能か）という観点から議論を行った。

4. 海洋における新たな動きへの対応

国内及び、国際的な海洋保全の動き（海洋保護区（MPA）の設定、環境影響評価（EIA）など）を踏まえ、海洋の持続的利用と生物多様性の保全をどのように均衡を図っていくのかという観点から議論を行った。

(3) 本P Tの検討実績

平成28年

6月22日

第1回P T

- ・「今年度のP Tにおける検討事項について」

7月15日

第2回P T

- ・「領海・EEZにおける海洋の科学的調査の現状」
- ・「洋上構築物について」

8月3日

第3回P T

- ・「我が国海域での水産業の現状」
- ・「我が国の海洋資源開発」

10月14日

第4回P T

- ・「海洋における新たな動きへの対応（環境等）」

12月22日

第5回P T

(実施予定)

- ・海洋における安全の確保、安全保障等
- ・P T報告書のとりまとめに向けて（自由討論）

平成29年

第6回P T

1月19日

- ・報告書のとりまとめ

(実施予定)

(4) 中間報告（現時点までの検討と論点整理）

○我が国海域における水産業

- ・資源管理、資源量の確保までを重点的に考えなければならない。そのための二国間、多国間フォーラムがあり、資源管理のための海洋科学調査により貢献・主導していく必要がある。
- ・取り締まりの観点では、外国漁船に対する効率的な取り締まり体制が必要。

○我が国海域における海洋資源開発

- ・海洋環境の保護、保全の観点から、資源開発にあたっては、環境影響評価（EIA）の重要性を認識する必要。
- ・資源開発に関しては、漁業者とのきめ細やかな調整が必要である。
- ・技術的な面でのエラーをどう生かしていくかは重要。民間のインセンティブをそがないように留意する必要がある。
- ・資源開発のために必要な技術者の育成を進めていくことも課題。

○EEZにおける海洋の科学的調査

- ・ 国連海洋法条約との整合性にも配慮しつつ、規制の在り方を考える必要がある。
- ・ 国内法体系の齟齬に関して、罰則との関係で罪刑法定主義、特に海洋の科学的調査（MSR）の規定がないことをどうするのか。
- ・ 海洋の科学的調査と資源調査について、どう定義を整備していくのか。

○海洋における新たな動きへの対応

- ・ 日本が環境保護保全をどう進めていくかという点に関して、法的担保・手法の検討・実効性の担保の必要性和、環境影響評価（EIA）に関して、その計画実施において、海洋の特性と第三者という実施主体の重要性を認識していくことが必要。
- ・ 海洋環境の保護の観念について、国際的潮流を意識しつつ、日本の持続的利用を重視する概念を維持することが必要。
- ・ 国際的取り組みへの日本の参画の観点から、諸外国の実践の検討との比較が必要。

沿岸域総合管理の推進に関する政策提言

市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて

平成27年3月

海洋政策研究財団

提言の骨子

地方沿岸域のもつ豊かな海の恵みを活かして地域の持続的発展を図るために、沿岸域総合管理の推進が不可欠である。地方自治体の行政が本来持っている総合性を発揮して、諸課題に対応して地域の活性化ならびに地方創生の実現に資するため、以下の提言を行う。

提言（総論）

沿岸域総合管理の仕組みを用い、地域の計画の構築の促進と、そうした地域を支援する方策を早急に確立すべきである。

提言 1

地方自治体は、沿岸域総合管理の仕組みを用いて、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組の推進を目指すべきである。

提言 2

国は、海洋基本法、海洋基本計画に示された、基本的施策である「沿岸域の総合的管理」にもとづいて地方自治体に対する支援の仕組みの構築を推進すべきである。

提言 3

自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸域の総合的管理の対象となる「海域（地先水面）」については、市町村域への編入について地方自治体から申請があった場合は、国は積極的にこれを認め、海域においても陸域同様に市町村による管理が実施される環境を作り、地方自治体の行政事務として海域と陸域を一体として沿岸域総合管理計画を策定することを奨励すべきである。

目次

まえがき	1
背景	2
1. 沿岸域総合管理のすがた	4
(1) 対象とする沿岸域.....	5
(2) 沿岸域総合管理の狙い.....	6
(3) 沿岸域総合管理の主体.....	8
(4) 沿岸域総合管理の進め方	10
(5) 沿岸域総合管理計画の位置づけ	11
(6) 沿岸域総合管理の効果.....	12
2. 沿岸域総合管理の普及・拡大に向けた提言.....	13
提言（総論）	13
提言 1	14
提言 2	16
提言 3	18
あとがき	19

まえがき

本提言は、全国の地方に存在する比較的小規模な沿岸域（以下、地方沿岸域と称する）のもつ豊かな海の恵みを活かして地域の持続的発展を図ることを目的とし、そのために、沿岸域総合管理の推進が不可欠であることを改めて示し、地方自治体と国が目指すべき方向性を取りまとめている。一口に地方沿岸域と言っても、その広がりパターンは様々である。単独の市町村域に含まれるような小規模なものから、複数市町村域にまたがるもの、県域を越えるものがある。さらに海域に囲まれている島嶼の場合には、別のパターンとなる。

平成の大合併により市町村域が広域化したことにより、より多くの市町村が単独で森・川・里・海に広がる沿岸域を包含するが増えた。それと同時に、複数の市町村が集まって一つの地方自治体となった場合、合併前の市町村のコミュニティが担っていた自治能力が周辺部など一部で合併後の市町村の中で十分に活かされていない場合も見られる。さらには、地方沿岸域においても環境劣化が進行しており、地域の漁業生産や観光産業などへの影響が懸念されている。こうした背景から、本提言では、緊急の対応・支援が必要と考えられる地方沿岸域の総合的 management の推進を図るために、まずは、単独または2-3の地方自治体（市町村）が管理主体となる場合に焦点を当てて必要な提言を取りまとめることとした。

地方自治体が沿岸域の総合的 management を推進するためには、陸域だけでなく身近な海域も同じように市町村域として認識し、主体的に海域と陸域を一体とした管理計画を作り、総合的・順応的に事業を実施していくことが必要である。そのための方針として、現在の個別制度を活かしながら、包括的な取り組みの考え方に則り、地域の問題の解決に役に立つような、沿岸域総合管理の実践を推進する制度を提言することとした。その中には、地方自治体から沿岸域総合的 management のために対象となる身近な海域（地先水面）を市町村域に編入するという申請があった場合には、国等がこれを積極的に認めることなども含まれている。

本提言を手引きとして、地方主体の沿岸域総合管理が実施され、それを国が支援することで沿岸域総合管理が推進されること、ひいては地方創生につながる動きが促進されることを期待する。本提言は、主として日本の小規模な地方沿岸域を対象としているが、それ以外の東アジアや島嶼国での沿岸域総合管理の推進においても参考となるものであり、幅広い活用を期待する。

本提言の作成にあたっては、地域において沿岸域総合管理のモデル的な取り組みを行う中で、問題点の抽出、必要な支援について実証的な研究¹を進める共に、総合的海洋政策研究委員会²の審議を経て制度に関する考察を行った。ここに記して関係者に深く御礼申し上げる。

¹ 海洋政策研究財団：沿岸域総合管理のモデルの実施に関する調査研究事業

² 海洋政策研究財団：我が国における海洋政策の調査研究事業

背景

沿岸域は、多様な地形を有し、森川里海が交わる場として豊かな生態系を涵養し、人々の居住、漁業、農耕、さらには海上交通、商工業立地など人間社会の営みにとって重要な地域であり、沿岸、特に内海、内湾、河口などに都市が発達してきた。沿岸域には森川里海の連関があり、それぞれに豊かな生態系が存在し、それらが水（海水）を介してつながることで物質循環が活発となり、豊かな生物資源を提供してきた。

20 世紀の後半に入ると、沿岸の都市およびその周辺への人口や産業の集積が急速に進み、それに伴って浅海域の埋立てが進行した。他方、産業・生活から大量の汚水・廃棄物が河川・海域へと排出された。

沿岸の地域社会は、これらの急激な発展とそれに続いて起こった環境悪化、生物資源の減少、そして沿岸域の利用の競合などの問題に直面してそれらへの対応を迫られ、その模索の中から陸域・海域からなる「沿岸域の総合的管理」に「多様な関係者が参加して計画的、順応的に取り組む」という政策概念が生まれてきた。これには、市民が地域社会の問題を自らの問題としてその解決に取り組むという民主主義を取り入れた市民社会の発達という 20 世紀後半を特徴づける人間社会の側の変化も大きく寄与している。

国際社会においては、沿岸域総合管理は、1960 年代にスタートした米国カリフォルニア州のサンフランシスコ湾地域の沿岸域管理に端を発し、1972 年の米国「沿岸域管理法」の制定、1980 年代におけるカナダ、ヨーロッパ諸国、オーストラリアでの沿岸域総合管理の広がり、1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）の行動計画「アジェンダ 21」へ沿岸域総合管理による持続可能な開発の義務が明記されたこと等により沿岸域総合管理が国際標準的なシステムとなり、アジアなどへと広まっていくとともに、GEF プロジェクト等により東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) 等の地域における実施も進められてきた。

我が国の沿岸域においても、1960 年代からの経済発展期の人口が密集し複数の自治体が水域を共有する都心部の沿岸域（以下、都市沿岸域と称する）への人口集中、環境への負荷の増大を受け、公害や内湾・内海の環境問題への対応がなされ、水質汚濁防止法（1971 年）や瀬戸内海環境保全臨時措置法（1973 年）等の制定、海岸法の改正（1999 年）が行われた。1998 年の全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」に至り、沿岸域圏総合管理への取組みが謳われ、2000 年に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が決定された。しかし、我が国の沿岸域総合管理は全国的にはあまり進展しなかった。

我が国で沿岸域総合管理が新しい段階に入る契機となったのが、海洋基本法（2007 年）の制定である。同法が定める 12 の基本的施策のひとつとして「沿岸域の総合的管理」が初めて法律に位置づけられた。

都市沿岸域においては、2003 年に都市再生本部の第 3 次決定に「海の再生」が記され、海の再生プロジェクトとして、2003 年から順次、東京湾、大阪湾、伊勢湾（三河湾を含

む)、広島湾で国の関係省庁、地方自治体が主体となり再生推進会議が発足し、各々10年計画の再生行動計画が策定されている。例えば、東京湾では、2003年に「東京湾再生のための行動計画」を策定し、陸域対策、海域対策、モニタリングの3つの柱で「快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する」という目標を掲げて取り組んだ。2013年から第2期の行動計画を実施しているが、第1期の反省を踏まえ、より多くの関係者を連携しながら活動の輪を広げるために、従来の行政主体の東京湾再生推進会議に並んで東京湾再生官民連携フォーラムを設置し、市民・企業・関係者からの意見を取り入れる仕組みを充実させた。こうした先進事例により、都市沿岸域の総合的管理の進展が期待されている。

地方沿岸域においては、里海・里山などの地域住民の知恵の蓄積があり、基礎自治体が単独に近い形で管理を運営できるため、地方自治体が本来持っている総合性を発揮し、沿岸域総合管理が実施されていくことが期待される。しかし、市町村合併による地方自治体の広域化、環境悪化の進行、疲弊する地域経済振興と環境保全の両立の難しさ、海域利用の多様化による利用間調整の必要性など多くの課題に対応するための人的・財政的・技術的資源が十分でないことなどから、思ったように沿岸域総合管理が進捗していないのが現状である。

新たな海洋基本計画（2013年）において「各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む 地方を支援する。」と記され、「多様な関係者が参加して計画的、順応的に取り組む」という沿岸域総合管理の推進・支援が謳われた。しかし、残念ながら、沿岸域総合管理計画の立案やその実施に向けた具体の支援については、いまだ十分な施策が実施されている状況にはない。

1. 沿岸域総合管理のすがた

本提言では、「沿岸域を海域・陸域一体のものとして捉え、多様な関係者の合意に基づいて、その自然の恵みの持続的利用と環境保全の均衡および社会活動の複雑化・高度化に対応した利用間の調整を図る沿岸域総合管理計画を策定し、関連の事業を順応的に実施していく仕組み」を沿岸域総合管理と定義する³。

- ・ 21世紀の国土のグランドデザイン（1998）：沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方自治体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定する。
- ・ 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000年）：沿岸域において、安全で多様な機能をもつ質の高い空間の形成や、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を推進するに当たっては、沿岸域における総合的な調整・管理が必要である。
- ・ 日本沿岸域学会 2000年アピール（2000）：沿岸域は、水深の浅い海とそれに接続する陸を含んだ、海岸線に沿って伸びる細長い帯状の空間である。またそこは陸と海という性質の異なる環境や生態系を含み、陸は海からの、また海も陸からの影響を受ける環境特性を持っている。
- ・ 米国沿岸域管理法（CZMA）（1972）⁴：沿岸域管理法の目的として、(1) 沿岸域の資源の将来世代に対する保護、保全、開発、再生、修復すること (2) 州が沿岸域に責任を持って、経済的な観点だけでなく生態的、文化的、歴史的、美的配慮の元、開発と推進の管理プログラムにより陸地と海域を賢く使うこと、(3) 重要な自然資源を保全するために空間計画を導入すること、(4) 市民の参画と協同を推進すること、(5) 国、州、地方機関との調整、協同を図ること、(6) 変化し続ける状況が沿岸の環境や資源の管理に影響することに対応すること等が示されている。
- ・ Chua（1993）⁵：海洋・沿岸域総合管理の主たる目的は、持続可能な開発と沿岸域とそこに生息する生物的な資源の有効な利用である。海洋・沿岸域総合管理は持続的な海洋と沿岸域の管理を推進する動的で学際的、参加と相互関係を持った過程であり、環境、経済、社会文化、レクリエーションの目的の利用を長期的に均衡させる。海洋・沿岸域管理は、定義された海洋・沿岸域における人々の活動に総合的な計画手法と管理を適用する。そのときに生態学的、社会的、文化的、経済的な面やそれらの間の相互作用を考慮する。理想的には、海洋・沿岸域総合管理は、地形学的な境界で定義された中、緻密に総合化され一貫した管理の枠組みの中実施される。

こうした沿岸域総合管理を地方沿岸域に適用することを前提として、その基本的な概念である対象、狙い、主体、プロセス、位置づけ、効果について以下のように整理する。

³ 2013年の提言において、沿岸域総合管理が6つの概念（対象となる沿岸域の設定、地域が主体となった取組み、総合的な取組み、協議会等の設置、計画的・順応的な取組み、地方公共団体の計画への位置づけ）からなると示されている。

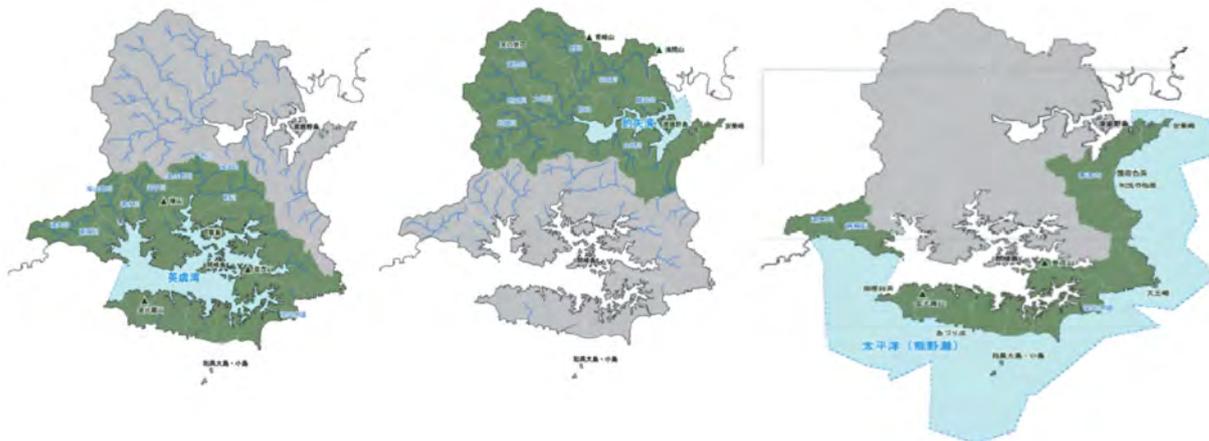
⁴ Coastal Zone Management Act of 1972, 16 U.S.C. § 1451-1465.

⁵ Chua, T. E. (1993). Essential elements of integrated coastal management. *Ocean & Coastal Management*, 21: 81-108.

(1) 対象とする沿岸域

沿岸の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討されるべきであることに鑑み、地方自治体が一体的に考えるべき陸域・海域を本提言で扱う沿岸域の範囲とする。特に、自然地形（海域においては内湾のような閉鎖性水域、外海に面する海岸線、地先水面など、陸域においては河川流域など）、一次産業（漁業、農業や林業）、社会活動（海運・舟運・陸運や人の行き来など）が、それぞれの沿岸域を特徴づけている。

- ・ 米国沿岸域管理法（CZMA）（1972）：沿岸域は、沿岸の水域（海底下および接する陸域を含む）と隣接する海岸地（その中の水域や地下水を含む）、近接し強く相互作用を及ぼすいくつかの沿岸州の海岸線や、島々、潮間帯、遷移帯、塩田、湿地、海岸を含む。
- ・ 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（2000）：沿岸域は、水圏、地圏及び気圏の交わる空間であり、自然の微妙なバランスの下、優れた景観や多様で豊かな生態系が形成されるなど環境上貴重な資源である一方、産業利用、交通・物流利用、観光・レクリエーション利用等さまざまな利用の要請が輻輳し、多様な関係者間の調整を要するなどの特性を有していること。このような特性を有する。
- ・ 日本沿岸域学会 2000 年アピール（2000）：「沿岸域は、水深の浅い海とそれに接続する陸を含んだ、海岸線に沿って伸びる細長い帯状の空間である。またそこは陸と海という性質の異なる環境や生態系を含み、陸は海からの、また海の陸からの影響を受ける環境特性を持っている。」また、沿岸域総合管理法で定めるべき管理範囲について、「海域においては海岸線から領海までとし、陸域は海岸線から海岸線を有する市町村の行政区域、および必要な場合はその沿岸域に大きな影響を与える河川流域の範囲を最大として、当該沿岸域の地域特性に応じて決定する。」
- ・ カリフォルニア沿岸管理計画：一番近い沿岸山地から州の管轄水域（State Waters）の境界までの陸から海までを一体として沿岸域としている。米国においては、州の管轄水域は原則、岸から 3 海里であるので、当該計画では、陸域の分水嶺から、岸から 3 海里外縁とする海域までの範囲を管理対象としている。
- ・ 志摩市里海創生基本計画（沿岸域総合管理計画）：志摩市では、陸域は市域全体、海域は共同漁業権が設定されている海域とした。下図参照（左：英虞湾沿岸域、中：的矢湾沿岸域、右：太平洋（熊野灘）沿岸域、緑色部分が陸域、水色部分が海域）



志摩市里海創生基本計画の取り組みを実施する区域

(2) 沿岸域総合管理の狙い

地方自治体において沿岸域総合管理計画の策定や沿岸域総合管理協議会の設置による沿岸域総合管理の実施が図られるならば、海域と陸域を一体として捉えた合理的な資源管理（生物、鉱物、景観など）やその恵みの利用と環境の保全の均衡を図ること、錯綜する管理主体・法制度にまたがる利用に関する調整を行うことが可能となる。特に、計画策定段階から市民・関係者の参画を得、十分な情報共有を行い、合意形成を進めていくことで、問題が発生してから対処療法的に対応するのではなく、長期的・総合的視野に立って予防的・計画的に問題解決に取り組むことが可能となる。

- ・ 比較的小規模で、独立もしくは複数の地方自治体が関与する地方の沿岸域においては、地方自治の総合性を持って沿岸域総合管理がなされるべきものであると期待される。市町村が比較的小規模であった場合には、住民一人一人の意見が反映されるようなきめ細やかな地方自治機能が発揮されていたと考えられるが、平成の市町村合併による地方自治体の広域化に伴い、行政の組織が大型化し、業務分担が細分化していくと、以前に有していたような地方自治機能が市町村の周辺部までいきわたらないといった状況が生じる場合もある。

また、計画立案から実行、評価、計画への反映といった順応的管理（PDCA サイクル）を組み込むことで、自然環境や社会経済状況の変化に応じた実施が可能となり、限られた人的・財政的資源の有効な活用が図られる。

- ・ 志摩市の里海創生基本計画においては、順応的管理の仕組みが取り入れられており、準備、課題認識の後、設定された基本方針に則り、計画策定、事業実施、修正・拡大（評価と計画修正を含む）が実施されている。

計画の進捗管理の考え方



海域・陸域を含む沿岸域において、海域は国土としての管理や港湾、水産の利用に関する管理などが実施されている。これらは、個別の法制度に則り、財産管理・機能管理の面から実施されているものであり、いまだ横断的な管理制度は確立されていない。沿岸域総合管理のための協議会は、こうした個別管理の諸計画との調整を図る場としても有効である。

- 沿岸域総合管理のための協議会に関する国や県の関係者が参加することで、整合性の確保に関する指導や調整を図ることができる。例えば、志摩市の里海創生推進協議会には、環境省中部地方環境事務所や三重県南勢志摩地域活性化局、三重県水産研究所からの出席があり、国と県による志摩国立公園の管理と自然再生の取組みに関する調整、情報交換がなされている。
- 地方自治体内での調整として、総合計画の重要性が挙げられる。地方自治法の規定により、ほとんどの市区町村で総合計画および、その最上位に位置づけられる「基本構想」を策定している（平成23年の地方自治法の改正により、この規定は廃止されているが「基本構想」の必要性を否定したものではなく、むしろ地方自治体が自由な発想で主体的に策定することが期待されている）。こうした総合計画の中に沿岸域総合管理を位置づけることで地方自治体内での持続的な調整が図られる。

(3) 沿岸域総合管理の主体

地域における沿岸域総合管理の主体は、その人的・財政的・組織的な持続性を担保するためにも地方自治体であることが望ましい。その関与形態として、その沿岸域の大きさ、行政界との関係から、①単独の市町村（志摩市、小浜市等）、②複数の市町村（宿毛湾等）、③複数の市町村及び県（大村湾等）、④離島の市町村（竹富町等）、⑤大規模な都市臨海部を持つ内湾域（東京湾等）のパターンが考えられる（別紙1を参照）。

本提言では、①及び②までを主たる対象として取り扱うこととする。

- ・ 単独の基礎自治体が主体となる場合には、自治体本来の持つ総合性が最も発揮されやすい。特に志摩市では、管理主体として対応するための体制として、里海推進室という沿岸域総合管理の窓口であり調整役を担う部署が設置されている。
- ・ 単独の基礎自治体であっても、合併による広域化を経験している場合（志摩市：2004年に5町が合併した）と、そうでない場合（小浜市：平成の大合併以前からの市域を継承）がある。合併して広域化することで広い沿岸域を一体として管理することが可能になると同時に、自治体内で複数の沿岸域に細分化されたり、旧の町単位での独自性が残っていたりすることが沿岸域総合管理を複雑化させることも考えられる。
- ・ 日本沿岸域学会の2000年アピールでは沿岸域総合管理主体の設置に関し、「沿岸域総合管理の基本単位は狭域管理主体とし、地先沿岸域の管理を行う市町村の行政範囲またはその連合体とする。」とされている。
- ・ 地形的な境界を基に沿岸域の範囲を画定すると、宿毛湾のように宿毛市と大月町といった複数の市町村が主体となる場合が生じる。地形的な一体性が高い場合には、産業活動や人的交流を含め複数の地方自治体といえども連携が十分取れており、沿岸域総合管理を複数の主体で実施していくことは可能と考えられる。
- ・ 沿岸域が大規模になってくると、より多くの地方自治体が関与する可能性が出てくる。大村湾では、5市5町が湾を取り囲むとともに、大村湾環境再生・活性化行動計画を長崎県が策定する等、並列の地方自治体が関与するだけでなく、県と市、町といった階層の異なる地方自治体が関与しており、管理主体が輻輳化してしまう。大規模な都市沿岸域などでは、「海の再生プロジェクト」を実施する際に「再生推進会議」といった複数の行政が参加する管理主体を設置することもある。
- ・ 離島においては、周囲を海で囲まれているという地形的特徴に加え、特徴的な生態系（亜熱帯域であればサンゴ礁など）を持ち、そうした自然を背景に特有の文化を発達させている場合がある。沿岸域総合的の管理の推進においては、その特徴に配慮することが必要である。
- ・ 海洋政策研究財団が2014年に行った意識調査の結果では、都道府県や、海洋関連産業の企業などに比べて、市町村における「沿岸域の総合的管理」や、それを位置づけている海洋基本法、海洋基本計画の認知度が低く、市町村のような地方自治体が主体として取り組むためには、幅広い人材育成や能力開発、周知啓発が必要であることが示唆されている。

我が国の法制上、海は原則として私的所有の対象とならないため、海の管理の主体は公的主体とならざるを得ない。しかし、漁業協同組合やNPO団体などが実質的な管理を主導することもありうる。

- 岡山県備前市の日生町漁業協同組合は、独自に始めたアマモ場の再生活動を日生藻場造成推進協議会に発展させ、岡山県・おかやまコープ等との連携事業も実施している。最近では、日生中学校に協力し、総合学習を通じた海洋教育の推進にも協力している。
- 自然再生推進法による自然再生協議会を設置している場合においては、管理計画の策定、保全施策の実施などを多様な主体が分担しながら行っている事例が存在する。沖縄県の石垣島と西表島の間広がるサンゴ礁海域の石西礁湖（せきせいしょうこ）では、地元住民や市民団体、行政など、様々な主体が集まり、2006年に自然再生協議会を結成し、石西礁湖の自然再生に向けた様々な取組を行っている。
- 北海道鶴川町の鶴川河口干潟の再生事業の実施にあたっては、地域住民や学識者、河川管理者、漁業関係者等からなる「わくわくワーク・むかわ」を設置し、現存する河道内の干潟および再生する干潟の保全、貴重な水産資源(シシャモ)の保全の実施が行われている。

(4) 沿岸域総合管理の進め方

沿岸域総合管理を実施する5つの段階がある。これらの段階は、必ずしも順番に実施されるものではなく、前後したり同時進行したりする場合もある。

- ① 海陸を一体とした状況把握：区域の設定、海域・陸域の一体とした特性把握、評価
- ② 地域の関係者による合意形成：関連協議会、研究会、協議会の開催
- ③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定：根拠となる総合計画への位置づけ、独自の管理計画の策定、ゆるやかな調整
- ④ 順応的管理による事業実施：事業実施計画の策定、順応的な事業実施、持続的な実施体制の確立
- ⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し：事業実施の評価、計画策定の成果の評価、見直しによるPDCAサイクルの実施



東アジア海洋環境管理パートナーシップ (PEMSEA) で提唱されている沿岸域総合管理の実施サイクルの例

(5) 沿岸域総合管理計画の位置付け

沿岸域総合管理計画は、沿岸域に含まれる多岐にわたる空間、資源、行為を管理対象とすることから、国や県などが策定する法定計画(海岸保全基本計画や港湾計画等)や、その他の計画(漁業権の設定や一般海域の利用等)との整合を図ることが必要である。

沿岸域において、そうした多様な管理計画の調整を行う法制度は整備されてこなかったことから、沿岸域総合管理計画を策定する過程において、関係者の協議を基本にしてそれらの計画との調整を図りつつ、沿岸域総合管理計画を策定することが必要である。

沿岸域総合管理計画を、地方自治体が策定する総合計画や地方創生のための地方版総合戦略等の一部に組み込むことで、地方自治体における計画の位置付けを明確にすることが重要である。

- ・ 沿岸域総合管理計画の策定時に、必要な関係者の参画を得て内容の整合を図る形を取ることによって実行できるが、一旦策定した沿岸域総合管理計画を尊重する意味においても、国などが上位計画の改訂する時などに、十分にその内容を尊重するための措置を講ずることを明確にしておくことが望ましい。
- ・ さらには、そうした措置を確固たるものにするために、将来的には沿岸域総合管理計画をその要件に従い、審査・認可するといった制度の設立についても検討すべきである。例えば、地域の主体的な取り組みを支援する仕組みとして、地域が一定の要件を満たす計画をつくって申請をした場合に、助成金なりあるいは技術的支援なりを行うという国による支援制度の運用に組み込まれた形の審査・認可の仕組みもあり得る。
- ・ 志摩市の里海創生推進協議会においては、国や県の関係者が、計画の評価・見直し作業に参加している。そうした関与は、沿岸域総合管理計画の策定において他計画を尊重すること、また他計画の改正時に沿岸域総合管理計画に配慮されることを可能としている。

(6) 沿岸域総合管理の効果

沿岸域総合管理を実践することで以下のような効果が期待できる。

(ア) 地方自治体による総合的な取組みの推進

- ① 内湾、地先水面、島と島間の海域等身近な海域を市町村区域に編入することにより、市町村が身近な沿岸域について自らの問題として総合的に取り組むことができる。
- ② 沿岸の陸域、海域に関する様々な管理制度を横断的に整理して、関係者が総合的な地域計画を共有して取り組むことができる。

(イ) 地域特性に配慮した環境と資源の保全と利用の調和の実現

- ① 生物多様性（種、群集、生態系）の保全に寄与する利用計画の策定が図られる。
- ② 地域産業の振興や地域としての社会活動の取組みの一環としての森川海の一体的な自然環境、生態系機能の維持の実施を目指すことができる。

(ウ) 地方自治体による自主性を持った持続可能な開発の推進

- ① 過疎化、高齢化の進行が著しい沿岸域・離島の地域社会の活性化対策（定住促進、I J Uターン促進等）として活用できる。
- ② 合併等により広域化した市町村において、これまでの地域・集落が培ってきた生活共同体としての機能を維持して地域を活性化する手段（地域内連携の強化、地元全体での観光客の受け入れ等）として活用できる。

(エ) 多様な主体の参加による当事者意識の醸成と新たな展開

- ① 様々な関係者が国や地方自治体のリードにより、共通のテーブルについて議論することにより、参加者同士のネットワークができ、そのネットワークの中で新しいビジネスチャンスが広がり、地域の活性化や地方創生（地域産品のブランド化、新規産業の展開等）につながっていく。
- ② 産業の多角化、多様化を推進するための調整がなされていく（例えば、海洋再生可能エネルギー開発事業に漁業者が参画するなど）。

(オ) 関連自治体とのネットワーク強化

- ① 国内ネットワーク会議などに参加することで自治体同士の連携強化を図るとともに、そうした連携を通じた情報交換、相互援助等により、沿岸域総合管理の推進を図ることができる。
- ② PEMSEA の地方自治体ネットワーク（PNLG）のような国際連携を進めることにより、世界とのつながりが強化され、地域の視野の拡大が図られるとともに、自らの地域の良さ・特徴の再認識をすることができる。

2. 沿岸域総合管理の普及・拡大に向けた提言

提言（総論）

沿岸域総合管理の仕組みを用い、地域の計画の構築の促進と、そうした地域を支援する方策を早急に確立すべきである。

解説

地域の沿岸域は、豊かな恵みをもたらし、地域に根ざした産業、文化の継承・発展等に重要な役割を果たしてきた。しかし現在では人口減少、環境悪化、天災への不安、地域経済の落ち込みなど多くの問題を抱えている。

「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する」とした海洋基本計画に則り、沿岸域総合管理の仕組みを用いて、地方自治体の主体的な計画策定とそれを支援する国の制度の充実（活用も含む）を図ることが必要である。その際には、上位計画との整合に配慮する必要がある。

国はまち・ひと・しごと創生法に基づき長期ビジョン・総合戦略を策定し、東京一極集中の是正、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生とそれらの間の好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指している。地方創生の流れの中で示されている地方版の総合戦略の策定にあたり、沿岸域総合管理の仕組みが活用されることを期待する。

以下に具体の提言を1から3に列挙する。

提言（各論）

提言 1

地方自治体は、沿岸域総合管理の仕組みを用いて、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組の推進を目指すべきである。

解説

地方自治体が管理の主体となり、沿岸域総合管理を進めていくためには、海陸を一体とした状況把握、地域の関係者による合意形成、上位計画との整合に配慮した計画策定、持続的な実施体制の構築、順応的管理の仕組みを用いた事業実施・評価に取り組むべきである。そうした要件を持った沿岸域総合管理を実施することで、地域が主体となり、市民が地域社会の問題を自らの問題として取り組む体制が構築される。

別紙 1 参照

（1）海陸を一体とした状況把握

対象となる地域の社会的、自然科学的条件を把握し、沿岸域総合管理を実施するための対象区域の設定、連携すべき関係者の抽出を行う段階である。担当者および当該地方自治体が沿岸域総合管理の全体像を十分把握し、判断をするに足る情報を収集することが肝要である。

（2）地域の関係者による合意形成

沿岸域総合管理を実施する根拠となるように、地方自治体の総合計画に「沿岸域総合管理」を位置づけ、協議会などを設置することで多様な関係者との話し合いの場を持ち、沿岸域総合管理の取組みで目指すべき方向性についての合意形成をはかる。これは、沿岸域総合管理計画の策定前に実施されるべき体制整備でもある。

（3）関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定

地方自治体内での調整として、総合計画への位置づけ、連動が挙げられる。地方自治法の規定により、ほとんどの市区町村で総合計画および、その最上位に位置づけられる「基本構想」を策定している（平成 23 年の地方自治法の改正により、この規定は廃止されているが「基本構想」の必要性を否定したものではなく、むしろ地方自治体が自由な発想で主体的に策定することが期待されている）。こうした総合計画に沿岸域総合管理を組み込むことで地方自治体内での調整が図られる。

通常は先行して策定された総合計画に基づき沿岸域総合管理計画を策定するが、場合によっては、両計画が同時並行的に議論されていくこともある。こうした調整においては、市長・町長・村長ら首長によるイニシアチブの発揮といったインセンティブが与えられることが望ましい。

（４） 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施

（４－１） 個別事業の実施計画の策定

事業内容によっては、次の事業実施と同時並行的に計画策定が進む場合もあるが、事業実施計画をまず作成し、PDCA サイクルにより実施し、事業評価を経て計画の修正を行うプロセスを経ることが望ましいと考える。

（４－２） 体制構築

沿岸域総合管理を実施する主体の中に、企画・調整機能を持った担当部署が設置されることが望ましい。特に市民参加の促進も含めた関係者との連携や、部署間の調整、ノウハウや経験の蓄積といった面から、継続して担当できる職員の配置や、次の世代に継承していくための人材育成に配慮する必要がある。

首長らによるイニシアチブの発揮といったトップダウン型の実施体制と合わせて、こうしたボトムアップ型の実施体制の充実も重要である。

（４－３） 事業実施

地方自治体においては、市民参加、順応的管理といった事業実施の枠組みを十分に取り入れて進めていく必要がある。特に、事業間の調整や、関係者との連携、事業実施に係る専門家からのアドバイスの適時の受け入れが、スムーズな事業実施に欠かせない。

（５） 沿岸域総合管理計画の評価と見直し

沿岸域総合管理を持続的な事業形態とするためには、定期的に事業評価をし、その結果を、計画修正に反映させる PDCA サイクルの確実な実行が欠かせない。特に、評価プロセスへの市民参加や効果的な評価手法の採用といった面で工夫が必要である。

評価のための指標の作成や評価にあたっては、評価者が第 3 者的な視点を持つこと、評価方法に他の地域との比較などを想定した汎用性を持たせることなどに配慮することが必要である。また、評価の目的は計画改訂に反映させ、より良い計画に昇華していくことにあるので、評価と同時に計画改訂に向けた提言的な指針を示すことも大切である。

提言 2

国は、海洋基本法、海洋基本計画に示された、基本的施策である「沿岸域の総合的管理」にもとづいて地方自治体に対する支援の仕組みの構築を推進すべきである。

解説

国は、地方自治体の沿岸域総合管理への取組みを支援するため、段階に応じ、制度的、人的、財政的、技術的支援を実施すべきである。その中で特に

- ・ 地域がつくった計画と国の計画との整合性を担保すると同時に、地域がつくった計画を尊重する仕組み（計画の奨励と認定等）の確立
- ・ 地域がつくった計画を実施するための財政的支援・各省庁の関連事業予算等の活用（情報提供とコーディネート等）の実施
- ・ 技術的支援としての、人材育成のための仕組みづくり（各種ガイドライン等の資料提供、研修の実施やスキル認定等）、人的支援（人事交流など）の促進

などは優先度の高い支援策として考えられる。

別紙 2 参照

（1） 海陸を一体とした状況把握

国は、地方自治体が具体の調査に着手する前に「沿岸域総合管理」の全体像を把握することを支援することとし、上で、そのために全体像把握のためのガイドラインの提供、社会的、自然的条件の把握のための調査の支援および、調査実施に係る専門家からのアドバイスの提供などを行うことが有効であると考えられる。また、地方自治体が海域の問題を行政事務として取り扱う前提として、海域（内水）の市町村域への組み入れが望ましく、そうした手続きの整備も必要である（提言 3 参照）。

（2） 地域の関係者による合意形成

こうした準備段階の作業については、地方自治体の基礎的な事務として実施するために、自由度の高い国の予算の準備が望ましい。地方交付税の追加配分や、地域の計画策定にも活用できるような予算などが考えられる。また、計画策定に向けた議論のファシリテーション技術に関する能力増進の支援も必要である。

（3） 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定

国は、地域が沿岸域総合管理計画を策定する際に、既にある国などの個別の管理計画との整合を図るため、沿岸域総合管理計画策定のための協議会に、関係する国や県の関係者を積極的に参加させることが望ましい。

国は、地域が主体となった沿岸域総合管理計画の策定を進めるため、市民参加や計画策定についてのガイドラインの策定や、国や県からの計画策定の奨励といったインセンティブを与えることが望ましい。

(4) 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施

(4-1) 個別事業の実施計画の策定

沿岸域総合管理事業実施に向けた個別の実施計画の策定に当たって、国は、地方自治体が他事業の経験や知恵を正しく反映させるために、事例集などを提供すること、他の計画との整合を図るために県や市との連携を密にすること等が望ましい。

ガイドラインや事例集などの内容を普及させるための研修を、各地域の特性や要望に応じて実施することが望ましい。

(4-2) 体制構築

地方自治体における取組み体制を強化するために、国と地方自治体の交流人事や人材派遣、研修の実施等による能力開発、人材育成、普及啓発などを推進することが望ましい。

(4-3) 事業実施

国において、沿岸域総合管理および、その事業を推進するための直接的な予算措置はなされていないが、地方創生に関連する交付金や、社会資本整備総合交付金のように個別補助金を一括し、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金など、活用可能な財政措置がなされている。国は、こうした関連予算の紹介やコーディネートを実施し、沿岸域総合管理への活用を促すことが望ましい。

(5) 沿岸域総合管理計画の評価と見直し

沿岸域総合管理計画の評価手法についての知識と経験を持った専門家の派遣、ガイドラインの提供などが国からの支援として期待される。

提言 3

自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸域の総合的管理の対象となる「海域（地先水面）」については、市町村域への編入について市町村から申請があった場合は、国は積極的にこれを認め、海域においても陸域同様に市町村による管理が実施される環境を作り、市町村の行政事務として海域と陸域を一体として沿岸域総合管理計画を策定することを奨励すべきである

解説

市町村の目の前の地先海面は、陸域同様、産業活動や市民活動の場であることから、環境の保全と持続可能な開発の両立、多様な利用の調整など、市町村が主体的に管理すべき場である。例えば、閉鎖性海域を囲むように市町村が立地している場合などは、湖沼と同様、市町村の区域として管理することが望ましい。市町村の区域となれば、海域と陸域を一体として沿岸域総合管理計画を立案し、沿岸域での事業が主体的に実施できるようになるとともに、いままで管理責任や窓口の所在が明確でなく実施が困難であった課題に対しても、市町村の行政事務として位置づけ、対処していくことができるようになる。

この点については、「海域も市町村の区域に含まれていると解されており、地方自治法上の手続きにより、海域における市町村の境界の画定・変更は可能である。」との見解も表明されている。具体的には「関係市町村の同意→都道府県議会の議決→総務大臣に届け出→告示及び関係行政機関への通知」（地方自治法第 9 条の 3）の手続きを経ることにより、海域における都道府県及び市町村の境界変更が可能となる。

- ・ 平成 22 年 6 月に海洋基本法フォローアップ研究会が提出した提言の中で、「定住自立圏構想、過疎地域の自立・活性化のための沿岸域政策の推進」として、「海洋基本法は、沿岸の海域及び陸域は自然的社会的条件から見て一体的に施策が講じられる必要があると定め、また、地方公共団体は、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する、と定めている。しかしながら現行制度では、それが陸地に大きく囲まれていても、海域は市町村域に居は含まれていない。これは、沿岸自治体・住民と地先の海の密接不可分な関係や海洋基本法により構築された新たな法的枠組みから見て不適切である。」と指摘した。これを受け、平成 22 年 10 月の海洋基本法フォローアップ研究会において、総合海洋政策本部事務局は、「海域も市町村の区域に含まれていると解されており、地方自治法上の手続きにより、海域における市町村の境界の画定・変更は可能である」、「地域間の情報共有を促すことを目標とした、各地域における取組みのベストプラクティスの取りまとめを行う予定」と見解を示した。

将来的には、制度の改訂も視野に入れ、海域における市町村の境界変更により、海域を市町村域へ組み込み、地方交付金算定基礎への組込みや、適用可能な交付金、補助金などの充実（交付金・補助金の対象を海域も含む部分に拡大する）などの可能性を検討すべきである。

あしがき

我が国の沿岸域は、多様な地形、豊かな生態系、人々の利用が重なる重要な地域である。20世紀の後半に都市化、人口増加、産業構造の変化を受け、海域環境の劣化が進行した。そうした環境悪化、資源の現象、利用の競合といった問題に対応するために、「沿岸域の総合的管理」という仕組み、「多様な関係者が参加して計画的、順応的に取組む」という政策概念が生み出された。

我が国においては、1960年代くらいから様々な取組みがなされてきた。「沿岸域の総合的管理」が位置づけられたのは2007年の海洋基本法の制定による。それに基づき2008年に海洋基本計画が閣議決定され、2013年に新たな海洋基本計画として改正されたことにより沿岸域の総合的管理の取組みが進められてきた。しかしながら、その進捗状況を見ると、特に地方に存在する比較的小さな地域における沿岸域に対する総合的管理の取組みの遅れ、主体となるべき地方自治体（市町村）の人的・財政的・技術的資源の不足が示唆される。

本提言では、地方沿岸域と称して、主として日本の小規模な地方の沿岸域を対象として沿岸域総合管理の推進のための方策を示している。そのあるべき姿について整理した後、市町村において沿岸域総合管理の推進のために目指すべきこと、それを支援する国の仕組み構築、そうした取組みの背景となる「地先水面の市町村域への編入」について提言した。地域において沿岸域総合管理を導入することは、長期的・総合的視野に立った問題解決、限られた人的・財政的資源の有効活用、個別管理の調整などが図られる効果が期待できるものである。

また、まち・ひと・しごと創生法に位置づけられた長期ビジョンや総合戦略に則った地方版総合戦略の策定、戦略の実施においても、沿岸域総合管理の仕組みは効果的に活用できるであろう。こうした狙いも含め、市町村が主体的に沿岸域総合管理に取組み、国がそれを効果的に支援するという体制が構築され、地方創生が推進されることを期待している。

なお、沿岸域には、本提言で対象とした小規模な地方沿岸域だけでなく、より多くの自治体が関係するより大規模な沿岸域や、島とその周辺海域からなる沿岸域、さらには都市沿岸域といった多くのバリエーションがある。本提言は、そうした様々な沿岸域に対しても参考となるものであると信じているが、今後、そうした異なるタイプの沿岸域を含んだ包括的な提言をまとめられるよう、研究を進めていきたい。

総合的海洋政策研究委員会

委員 委員長	來生 新	放送大学 副学長
	秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
	磯部 雅彦	高知工科大学 副学長
	木下 健	日本大学理工学部 特任教授
	黒倉 寿	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
	白山 義久	海洋研究開発機構 理事
	高橋 重雄	港湾空港技術研究所 理事長
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
	中原 裕幸	一般社団法人 海洋産業研究会 常務理事 横浜国立大学総合的海洋教育・研究センター 客員教授
	松田 治	広島大学 名誉教授
	山尾 政博	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授
	山形 俊男	海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長

※ 敬称略、あいうえお順、肩書きは平成 27 年 3 月末時点のもの

沿岸域総合管理制度ワーキンググループ

座 委員	來生 新	放送大学 副学長
	池田 龍彦	放送大学神奈川学習センター 所長
	岸田 弘之	全国建設研修センター 理事
	北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
	河野 研	福井県小浜市産業部 次長（農林水産課長事務取扱）
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
	中田 薫	水産総合研究センター研究推進部 研究主幹
	中原 裕幸	一般社団法人 海洋産業研究会 常務理事 横浜国立大学総合的海洋教育・研究センター 客員教授
	濱野 由人	三重県志摩市農林水産部 里海推進室長
	三浦 大介	神奈川大学法学部 教授

※ 敬称略、あいうえお順、肩書きは平成 27 年 3 月末時点のもの

モデルサイトおよび他の参考事例における沿岸域総合管理の進捗状況

取組内容	モデルサイト						参考		
	志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	東京都	
① 海陸を一体とした状況把握	対象区域 英虞湾、的矢湾、太平洋沿岸及び流域	小浜湾及び流域	日生海域	宿毛湾及び流域	宮古湾及び流域	<大規模海域型> 大村湾及び流域 5市・5町	<離島型> 16の島と9つの有人島からなる島嶼地域	<大都市型> 東京湾及び流域	
	人口・面積 54,908人(2014.1) 179.73km ²	30,308人(2014.1) 232.8km ²	37,483人(2014.1) 258.23km ²	22,231人(2014.2) 5,763人(2014.2) 286.15km ² 103.02km ²	56,488人(2013.10) 1,259.89km ²	1,396,461人(2014.10) 4,105.88km ²	4,217人(2014.1) リーフ:295.851km ² 陸域:333.650km ²	2,900万人(2004) 9,261km ²	
② 地域の関係者による合意形成	陸域・海域の一体としての問題把握	底質・水質悪化 アマモ場消失 地下水利用	小型定置網不漁 アマモ場減衰	貧酸素化 赤潮頻発 水域の利用の錯綜	大震災 アマモ場消失 ガレキ問題	水質・底質悪化	自然と文化の保全 安全保障	底質・水質悪化 漁業不振 生物生息場の喪失	
	場の評価 2003年:三重県地域結集型共同研究事業開始(JST補助事業) 2011年:海の健康診断(英虞湾)	2012年:海の健康診断実施 2015年:地下水利用協議会	2001年:マリノフオラム21「アマモ場造成技術指針」策定	2008年、2013年に海の健康診断実施 2014年から黒潮ウォッチ(JAMSTEC)のプロジェクトとの連携 2009年:宿毛湾環境保全連絡協議会発足(サンゴ保全)	2012年:海の健康診断実施	2011年:海の健康診断実施	2011年:海の健康診断実施	2003年:東京湾再生推進会議発足 2013年:東京湾再生官民連携フォーラム発足	
③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定	研究会・関連会議	2010年10月:沿岸域総合管理研究会設置	2010年:備前市沿岸域総合管理研究会発足(日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市の共催)	2010年11月:宿毛湾沿岸域総合管理研究会発足 現在:報告書とりまとめに向けて作業中	2010年12月:宮古市沿岸域総合管理研究会発足 2012年3月:宮古市沿岸域総合管理研究会再開	大村湾をきれいにする会/湾沿岸議員連盟	2007年:海洋基本法策定 2011年3月:竹富町海洋基本計画策定 2014年3月:第3期大村湾環境保全・活性化行動計画策定	2001年:都市再生本部第3次決定に「海の再生」が記載	
	協議会	2012年8月:志摩市里海創生推進協議会発足	2014年9月:小浜市海のまちづくり協議会発足	2014年:備前市新総合計画を策定、水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載	2011年:宿毛市振興計画策定(沿岸域の記載なし) 大月町:21世紀のまちづくりに向けて(観光産業への展開に言及)	2011年:宮古市総合計画(2015年度から後期基本計画)、2013年:宮古市東日本大震災復興計画策定	2003年:東京湾再生のための行動計画策定(2013年第2期計画策定)		

モデルサイトおよび他の参考事例における沿岸域総合管理の進捗状況(つづき)

取組内容		モデルサイト						参考	
		志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	東京湾
④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施	事業実施計画	2012年3月：里海創生基本計画の中に事業計画も記載	小浜市海のまちづくり計画の中で策定中	2013年：吉村武司市長就任	2011年：沖本年男市長就任、2013年再選	2009年：山本正徳市長就任、2013年再選	2010年：中村法道知事就任	2012年：川満栄長町長就任	—
	市長	2008年：大口秀和市長就任、2012年再選	2008年松崎晃治市長就任、2012年に再選	2013年：吉村武司市長就任	2011年：沖本年男市長就任、2013年再選	2009年：山本正徳市長就任、2013年再選	2010年：中村法道知事就任	2012年：川満栄長町長就任	—
	組織	2011年：里海推進室設置	現在：小浜市産業部農林水産課が主務	2013年：里海づくりの政策監任命 現在：備前市まちづくり部産業振興課水産係が主務	現在：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課が主務	当初：岩手県沿岸広域振興局 現在：宮古市総務企画部復興推進課、いわてマリンスピールド(NPO)が窓口	長崎県環境政策課 長崎県環境保健研究センター等が窓口	—	—
	事業実施	干潟再生・テキスト 化・里海学舎	アマモ再生・地下水管 理	1985年から漁業者を中心とするアマモ再生活動 2014年：備前市によるブランド化事業	漁業振興	復興事業	貧酸素対策(エアレーション) 浅場造成	2014年：サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業の実施	再生会議：陸域対策・海域対策・モニタリングの3つの分科会 フォーラム：7つのプロジェクトチーム
⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し	目標設定	稼げる・学べる・遊べる、新しい里海創生によるまちづくり	検討中：水循環、水をめぐる文化、水産業(加工業を含む)	アマモ場再生 ブランド力	検討中	大震災からの復興	山から海まで一体となった里海づくり	自然と文化 安全安心なまち	江戸前を含む多様な生物の生息
	事業評価	2014年：協議会に評価専門部会設置、評価プロセスを開始							2012年：第1期行動計画のとりまとめ(評価実施)
⑤ その他	対外活動	2013年：東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)の地方自治体ネットワーク(PNLG)に参加、会議開催	2012年：全国アマモサミットin若狭開催	2016年：全国アマモサミット開催検討中	2003年：地元漁業者とダイバーが連携し間伐材を使った「海の中の森づくり」開始	2011年10月：「東日本大震災からの復興—岩手県沿岸域の生の声をきく会—」開催 2014年 IPMEN2014 JAPAN 開催	2014年8月：大村湾サミットで大村沿岸10市町の首長が意見交換(大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク)	2013年2月：「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウム—海域管理のための財源を考える—」を開催	2013年より東京湾大感謝祭を開催

沿岸域総合管理の取組みとそれに対する支援（総括表）

段階	海陸を一体とした状況把握	地域の関係者による合意形成	関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画策定		順応的管理による事業実施		計画の評価と見直し
			研究会・準備会の実施	協議会の設立 計画策定	事業実施計画の策定	事業実施	
具体の施策	社会・自然条件の把握、(例えば、海 の健康診断)	研究会・準備会の実施 総合計画・戦略への位置づけ	協議会の設立 計画策定	分科会実施事業の抽 出と方針決定	事業の実施(例え ば、干潟再生・テ キスト化・・・)	評価の実施 PIの実施 計画の見直し	
制度的支援	地先海面の市町村 域への組入れ申請	計画策定の奨励	国による 計画の認定		事業間の調整・コ ーディネーション	策定計画の修正	
人的支援	社会・自然科学の 専門家派遣	合意形成の専門家 派遣	地方自治体と国の連携を促進するための人 事交流(出向・受入) 協議会・計画策定の場への国の担当者の派 遣		事業実施に関する 専門家派遣	評価・見直しに関 する専門家派遣	
財政的支援	調査費(地形、環 境)	沿岸域総合 管理の実施に関する研修の実施・資料提供・スキル認定				調査費(PI)	
技術的支援	沿岸域総合管理の 取組みに関するガ イドライン、調査 実施支援等	地方交付税 沿岸域総合管理に活用が期待できる各省の関連事業予算 ・個別事業費(インフラ、水産、環境、観光等)の紹介とコーディネート	基本計画の策定 市民参加手法のガイ ドライン等	実施事例の整備(事 例集)等	摘要技術の選定に 係る情報提供等	事業評価のガイド ライン、PI実施支 援等	

総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT報告書 概要

平成 29 年 2 月

I. 背景

沿岸域の多面的な価値は、そこに生息する様々な生物をはじめとして、複雑で多様な環境機能に支えられていることから、それら機能を保全し、沿岸域の恵みを持続的に享受していくためには、長期的・広域的かつ俯瞰的な視点の下、総合的な管理に取り組んでいく必要がある。当 PT は、沿岸域の持続的な利用に向けた現場の事例を分析し、それら取組の拡充・拡大方策、国や自治体が果たすべき役割等に関する検討を行い、総合的な沿岸域の環境管理の在り方を以下のとおりとりまとめた。

II. 検討結果**1. 総合的な管理のための基本的な方向**

- 環境保全と利用を秩序立てるとともに、環境や利用に配慮した防災対策を図るため、目的を共有する多様な関係者が協議会を組織し、沿岸域の状況を見極めつつ、順応的に、PDCAという一連の活動を継続していく必要がある。
- 協議会立ち上げが進まない地域では、地理的スケールに応じた行政組織が、地域のコミュニティ育成を推進し、協議会の立ち上げを促進していく必要がある。

2. 協議会の在り方

- 協議会の地理的スケールは、既存の自治体境界に関わらず、構成員が共有する目的と、その達成に向けた活動の内容に応じ、決定する必要がある。
- 協議会は、地域のコミュニティが中心となるが、専門家など域外からも対等な立場で参加を求めていくことが望ましい。この場合、構成員は、個別の本来業務の枠に捉われず、共通目的へ相互に手を伸ばし合う必要があり、構成員間の意識共有と、各主体が参加しやすい環境整備が必要である。
- 全ての構成員が対等の立場で活動を行う中、行政機関は、意見調整、施策による活動の支援等で主導的な役割を果たすとともに、支援施策の間で矛盾が生じないように、部門間の連携を徹底させる必要がある。
- 沿岸域の情報を多く持つ漁業者については、他の構成員との円滑な意思疎通を図り、本来の資質を発揮させていく必要がある。
- 国、自治体、民間企業が連携し、協議会内で漁業者・住民・外来者等をつなぐ役割を担う NPO・NGO を育成する仕組みを検討していく必要がある。
- 「生態系サービス」の保全・再生は、協議会活動の目的として適しているが、活動成果を評価する際には、多様な生物種が生育し得る環境の構築を念頭に置く必要がある。特定種の回復のみを指標とすべきではない。
- 活動の支援施策を評価する際には、活動に対する構成員の理解がどの程度深まり、継続・発展が可能か否か等を評価する必要がある。
- 非常時においては、災害復興計画の合意形成は困難であるため、平時から、海岸侵

食の実態、将来の震災被害、気候変動の影響等を踏まえ、環境や利用に配慮した防災計画を準備することが望ましい。特に、防災上緊急を要する地域では、協議会による沿岸域の将来像に関する検討などを通じ、地域住民の意識醸成に貢献していく必要がある。

3. 協議会活動の維持・拡大方策

- 世代を超えて協議会活動を維持していくためには、意思決定や意見調整にリーダーシップを発揮するキーマンを育成するとともに、子供たちを主役とする活動を展開し、後継者を育成していく必要がある。教育者に訴求する質の高い教材作成や、諸活動の発信などを通じ、協議会活動への公教育機関の参加を促進していく必要がある。
- 沿岸域の諸問題に対応し、持続可能な循環型社会の構築を図るには、地域レベルの成果を積み上げ、他地域へ波及させていく必要がある。この場合、自然科学的な活動のみでなく、地域の文化や伝統を活かした人の交流、商品の流通等人文学的なアプローチが不可欠であり、特区制度の活用も含め、協議会活動の外延的な発展を促進していく必要がある。

4. 行政組織が果たすべき役割

- 総合的な沿岸域の管理に係る国の基本的な方針を定めるべきであり、次期海洋基本計画において、その旨を記載する必要がある。
- 沿岸域の諸問題は、まずは地域単位で解決を試みるべきであるが、物質循環機構の解明・応用等、多くの地域にまたがる問題は、国が解決に取り組むべきであり、特に、総合海洋政策本部が調整機能を発揮していく必要がある。
- 国及び自治体は、沿岸域の研究を推進し、沿岸域の情報を住民や国民に周知していく必要がある。特に、大規模構造物の整備などの際には、様々な情報から環境への影響を量り、その結果を計画に反映させていく必要がある。
- 国は、地域ごとの仕組みづくりの試行を促進していくとともに、市町村が、沿岸域の諸問題の解決に取り組む場合、対象海域を当該市町村の区域とするなど、自治体の主導権を裏付ける新たな制度についても、具体的に検討していく必要がある。

【中長期的課題】

- 社会全体が、市場原理主義社会から持続可能な循環型社会へ、システムの変更に取り組んでいくことも重要な課題であり、そのためにも、様々な取組を試行するとともに、長期的・広域的なモニタリングデータを蓄積していく必要がある。

Ⅲ. むすび

沿岸域の持続的利用を実現する上で、利用者を広く包含した地域の協議会が果たす役割は重要であり、その活動に関するPDCAサイクルを回していくことにより、「総合的」な管理のための仕組みとなる。

地域の特性を十分に踏まえた対応が必要となるため、地域レベルの活動がベースと

なるが、沿岸域の諸問題に関する住民・国民への周知、各地域における試行の促進、物質循環機構の解明など、行政機関、なかでも国の果たすべき役割は多岐にわたる。特に、沿岸域の諸問題は未解明な点が多く、長期にわたる戦略的・順応的な対応が不可欠であることから、世代を超えた対応が必要となるが、個々の活動の積み重ねは、世界的な命題となっている「持続可能な循環型社会」の実現にもつながることから、関係各省庁において、関連施策が一層推進されることを期待する。

以上

総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT報告書

平成 29 年 2 月

I. 背景・目的

人間は、地球上の様々な生態系が生み出す恵みを享受しているが、我が国沿岸の海域は、多くの海洋生物の育成基盤となる藻場・干潟・浅場等を擁し、膨大な価値を産出する海域となっている。

一方、沿岸の陸域においては、自然災害の被害を受けやすいものの、水産業や海運の利便性、温暖湿潤といった海洋がもたらす穏やかな気候などから人口が集中し、古来、経済社会活動の拠点が形成されてきた。

このように、海岸線を挟んで海域と陸域へ広がる「沿岸域」は、河川や地下水の流入、波浪や海流などの海水の運動をはじめとして、陸域と海域が絶えず相互に影響を及ぼしあうことにより、多様で複雑な自然環境を形成しており、四周を海に囲まれた我が国にとって、その利用と保全是、従来から最重要課題の一つとして位置づけられ、様々な施策が講じられてきた。

しかしながら、かつて我が国の沿岸域においては、陸域の産業的な利用に特化した集中投資が行われることにより、目覚ましい経済発展を果たした反面、深刻な沿岸域の環境問題を引き起こすこととなった。例えば、陸域における経済産業活動の拠点機能等に注目して行われた埋立・干拓とその土地利用は、藻場・干潟を含む浅海域や、そこに棲息する生物の生息基盤を消失させただけでなく、陸と海の間における水の健全な循環を断ち、接続する陸域の景観を大きく変え、近隣住民の海洋へのアクセスを阻害するなど、沿岸域本来の機能を損ねるとともに、国民による多面的な利用をも妨げ、沿岸域とその利用者の乖離をもたらすこととなった。

こうした中、「持続可能な発展」という課題が提案された 1992 年の「国連環境と開発に関する会議」をはじめ、SDG などにおいても、環境に対する配慮は、世界共通の社会的な要請となっており、我が国においても、限られた国土をベースに持続可能な発展を図る上で、特に、人間生活に最も身近な沿岸域の環境保全の重要性に対する認識が高まってきている。

このような沿岸域の環境には、陸水や海水の運動、人間の生活・経済活動、防災・減災対策を含む社会資本の整備など様々な自然科学的、社会経済的、生活文化的要因が複雑に影響を及ぼしていることから、環境保全を適切に行う上で、空間的には沿岸海域と河川等の流域圏が含まれる陸域を一体的に捉えた取組が、時間軸については過去から現在、今後予想される気候変動等の将来にわたり、数千年に及ぶ変化を見通した取組が不可欠であり、俯瞰的な視点に立った「総合的」な対応が求められることとなる。このため、海洋基本計画においても、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が位置付けられる一方、先進的な地域においては、様々な取組が展開されている。

このため、本 PT では、各地域の現場において、実際に総合的な沿岸域の環境管理に取り組んでいる事例を分析し、それぞれの取組の問題点・課題、それら取組を拡充

するとともに他地域へ拡大するための方策、国として取り組むべき課題等に関する検討を行うこととし、総合的な沿岸域の環境管理の在り方として、以下のとおりまとめた。

Ⅱ. 検討結果

沿岸域の価値の多くは、そこに生息する多様な生物、それら生物の生息基盤、さらにはそのような基盤の形成に寄与する栄養塩や土砂の収支など、様々な環境機能に支えられていることから、それら機能が毀損すれば、利用の持続可能性も損なわれることになる。

そのような機能を保全し、沿岸域の恵みを持続的に享受するためには、適切な環境管理が不可欠であることは明らかである。「適切な環境管理」とは、沿岸域の高い価値を生み出す環境に対して常に配慮を怠らず、その機能を損なわない範囲で利用が行われるよう、「環境の保全と利用を秩序立てる」ことと同義である。

従って、沿岸域の環境管理の目的は、沿岸域の持続可能な利用の実現であり、居住者をはじめとする利用者、いわば国民の生活の質的向上、福祉向上を図ることであって、環境を手つかずのまま保存・保護することではない。

さらに、自然災害に対して元来脆弱な沿岸域においては、陸域の居住者の生命・財産や国土を守るため、海岸侵食や将来想定される大規模な震災に加え、潮位の変化や高潮の影響など、地球規模で進みつつある気候変動への備えとして、土砂収支を踏まえた海岸侵食対策、地震・津波対策、高潮対策等が不可欠である

このような基本的な考え方の下、本 PT においては、各地域の現場における事例の紹介を受け、検討を行った。なお、紹介いただいた事例については、別紙 1 に概要を添付した。

なお、「管理」という言葉は、対象を支配下に置き統制する control というイメージが強いが、本報告書においては、上述のとおり management もしくは wise use の意味として使用することとする。

1. 総合的な管理のための基本的な方向

沿岸域について、環境の「保全」と「利用」を秩序立てるという、時として相反する要求を実現する上で、最も単純な方策は、規則等による利用の制限が想定される。保全しようとする環境に対し、多かれ少なかれ影響を及ぼす「利用」をまず枠にはめ、両者の秩序を確保しようとするものであり、特に、沿岸域の環境が危機的な状況にある場合、強制力のある公的制度での利用制限の強化は、最も効果的かつ明快な方策である。

しかし、制限の程度は強すぎれば利用者の不満を増幅する一方、弱すぎれば効果が期待できず、環境の状態が変化していく中、制限の程度が適切に保たれない場合、持続可能な利用をむしろ阻害するおそれもある。

一方、環境管理の目的が「沿岸域の持続的な利用」である以上、利用の制限のみではなく、環境をより良い状態へ改善していくための取組や、環境に配慮した利用方法、新しい価値を生む利用方法についても検討していく必要がある。さらに、沿岸域にお

いて不可欠な防災・防護対策は、国民の生命・財産とともに環境や利用を護るためのものであるが、構造物の設置などにより、環境にも、利用にも、大きな影響を及ぼすこととなるため、「環境保全」、「持続可能な利用」及び「防災・防護対策」のバランスをとる仕組みが必要となる。

以上より、沿岸域の持続的な利用の実現を図る上で、沿岸域の管理者と利用者を分割する単純な考え方は適切とは言えず、両者が連携し、環境・利用・防災の三要素のバランスをとりつつ、様々な活動に取り組んでいくことが望ましい。特に利用者は、沿岸域の環境に影響を及ぼす当事者であるとともに、利用を通じて沿岸域に関する情報を有しており、それら利用者を広く包含した仕組みが必要となる。その仕組みとは、全ての関係者が、既存の情報に基づいて沿岸域の現状認識を共有したうえで、

- ① 関係者間の合意に基づき、目的達成のための具体的な「取組」を決定し（P）、
- ② 沿岸域の利用と並行して関係者の協働によりその「取組」を実行し（D）、
- ③ 利用を通じて集まる新たな情報から「取組」の効果と環境の状態を評価し（C）、
- ④ 必要に応じて「取組」内容を見直す（A）

という一連の行動を繰り返すものであり、特に、一旦決めた方針の下、同じ取組を実行し続ける（上記の①を経て②を続ける）のではなく、沿岸域の状況変化を見極め（③）ながら、順応的に対応（④）していくことが重要である。その点、沿岸域の持続的な利用という目的を共有する様々な関係者を構成員とし、協議結果を活動に反映させる組織（以下、協議会）は、理想的な受け皿となりうる。

本P Tで紹介された各地域の事例をはじめ、全国で展開されている同様の事例においても、沿岸域の利用者と管理者の両側面を持つ協議会、特に地域のコミュニティーを核とした協議会が、総合的な沿岸域の環境管理に関する諸活動を担っており、成果を上げている事例は、上記①から④の一連の行動の繰り返しが実行されている。

このため、各地域においては、沿岸域における総合的な管理を扱う「協議会」を立ち上げることが望ましいが、協議会が本来の機能を発揮するためには、行政機関との適切なつながりを持つ地域のコミュニティーの存在が不可欠であり、行政機関は、日常的に地域内の住民、企業等個々の主体の関係性を深める取組を推進し、協議会の立ち上げを促進していく必要がある。

2. 総合的な管理を扱う協議会の在り方

(1) 協議会の地理的スケール

沿岸域の環境は、地方自治体の境界に関係なく広がっていると同時に、環境に大きな影響を及ぼす栄養塩や土砂についても、河川水・地下水の流入や海流・波浪等水の運動に伴い、絶えず広域的に移動を繰り返している。このように、境界の設定が元来困難な沿岸域の環境について、総合的な管理を行う協議会の地理的スケールは、市町村区域等既存の境界を前提にするのではなく、構成員が共有する目的と、その達成に向けた活動の内容や展開範囲に応じて決める必要がある。

(2) 協議会の構成

一般的に、様々な主体が参加する組織の合意形成は、参加する主体が少ないほど容

易であるが、限定された利用主体のみの集団から得られる合意は、限られた主体の価値観に基づき、特定の利用に関する最適化が優占されかねず、必ずしも全体の最適化につながらない。加えて、一部の利用に特化した沿岸域の利用形態が、環境や資源に皺寄せを及ぼし、大きな問題を引き起こすおそれがあることは、かつて我が国が沿岸域において経験した失敗からも明らかである。

このため、協議会は、地域のコミュニティーが中核となるべきであるが、その構成員を募る際には、必要以上のハードルを設けることは避けなければならない。構成員間の序列等も無用であり、地域の住民や民間団体、行政機関だけでなく、専門知識を有する者や、沿岸域の持続的な利用に対する関心が高い者など、地域外からの参加者に対しても、常に開かれた運営が求められる。特に、域外からの参加者は、地元の関係者が、身近であるがゆえに見落とししがちな沿岸域の機能や魅力、問題点を客観的に捉え得ることから、積極的に参加を促進していくことが望ましい。

このような協議会では、そのスケールが単独の市町村区域の範囲に収まったとしても、そこへ構成員として参加する多様な主体は、官・民を問わず、それぞれ個別の理論と目的に即した活動（本来の業務）に従事しているため、各主体がそれらに固執した場合、調整・合意形成は困難を極めることとなる。従って、沿岸域の総合的な管理に参加する主体は、固有の活動範囲を超えて他の主体と交わらざるを得ず、異質の活動原理・理論を相互に、かつ、弾力的に認め合うという態度や対応をとらなければならない（來生新、2016年：沿岸域総合管理入門）。これは、様々な主体が、本来業務の範囲にとらわれず、相互に手を伸ばし合い、連携して協議会の活動に取り組む必要があるということであり、そのためには、協議会の活動は、それぞれの主体にとって魅力があり、受け入れられ得る範囲、即ち、各主体固有の本来業務の延長線上に位置するよう、各主体が意識を共有する必要がある。さらに、様々な主体が、参加しやすい社会環境の整備が求められる。

なお、協議会の地理的スケールが、市町村の枠に収まる規模の場合には市町村が、複数の市町村に跨る湾・灘規模の場合には県あるいは国が、他の構成員と対等な立場でありつつも、中立・公正な立場から意見の調整やとりまとめに主導的な役割を發揮するとともに、協議会の活動を様々な行政部門の施策と結びつけることなどにより、一層活発化させることが期待される。その際、特定の施策により、別途進めている施策の目的を阻害するような「施策の矛盾」を生じさせないためにも、行政機関は他の部門との連携を常に意識する必要がある。

また、海の生活者であるがゆえに、「海の守り人」としての資質を本来備えている漁業者は、情報を多く所有しており、協議会において、漁業者が本来の資質を發揮することで中心的な役割を担っている成功事例は多い。ただし、特定産業の利用に特化した目的の設定や活動は、前述のとおり様々な不都合を招じかねないことから、漁業者が協議会で中心的な役割を担う場合にも、漁業という特定の産業の枠から一步踏み出した視点が求められる。さらに、これら漁業者をはじめとした地元住民と、様々な利用者との円滑な意思疎通を図る上で、両者の間をつなぐコーディネーターの存在が望ましい。なお、このような役割を担う組織として、地元・外来を問わず NPO・NGO が想定されるが、我が国のそれら組織は、地力の点においても、社会的認知の点にお

いても、相対的に未成熟であることから、国・地方自治体・民間企業が連携し、コーディネーターの役割を果たし得る NPO・NGO 育成のための仕組みを検討していく必要がある。

(3) 協議会の活動と成果の評価

現在、各地域で展開されている事例をみると、協議会の活動内容には、共通して沿岸域に生息する生物に注目した生態系サービスの保全・再生が含まれている。生態系サービスとは、水や食料の供給、酸素の生成や物質循環のみでなく、利用者の精神的充足といった文化的な恩恵など、人間が生態系から得る有形・無形様々な利益であり、沿岸域の利用価値の中で、最も注目されている要素である。通常、生態系サービスは、一般的な経済活動の外部に位置するが、受益範囲は極めて広域に及ぶため、その保全と再生は、多様な主体が固有の活動範囲を超えて手を伸ばし合い、連携するための共通目的として最も相応しい課題となっている。

一方、各地域の協議会では、活動成果を分かりやすくするため、生態系サービスの再生等の指標を、有用な特定生物の回復（生産量の増加）に置き換える傾向が強いが、様々な生物種が相互に関係しあう自然環境下では、特定種のみでの回復は本来困難であり、周辺の多様な生物種との関係の重要性を意識し、全体がバランスよく生育できる環境の構築を念頭に置く必要がある。

また、生物の生産量は、富栄養化の進行に伴って増加する場合もあることから、協議会の活動の数値目標として必ずしも適切でなく、特に、過去の生産量を指標とする場合には、慎重な検討が必要である。

さらに、地域の活動を支援する施策の評価に際し、このような有用種の回復は、経済効果に直接置き換えが可能なため、重視されがちであるが、活動の本来の目的は、沿岸域の持続可能な利用の実現であることから、それら表面的な効果だけでなく、個々の活動に対する関係者の理解がどの程度深まり、将来に向けた継続・発展が可能となっているかを含めた評価を行うべきである。

加えて、沿岸域にとって不可欠な防災・防護機能が損なわれた場合、地元の合意を得た計画に基づき、できる限り早期の回復が必須となるが、様々な考え方を持つ地元住民の合意を短期間で形成することは一般的に難しく、東北太平洋沿岸部を中心に多大な被害をもたらした東日本大震災の復興過程においても明らかなように、大規模な災害が実際に発生した後では、居住環境が不安定な被災者の間で、合意形成を図ることは極めて困難な作業となる。特に、このような非常時において、早期対応が求められる防災対策と、将来を踏まえた環境保全は、地元住民の間で対立軸として先鋭化しやすく、合意形成の大きな妨げとなる。

このため、沿岸域においては、地域ごとに、震災被害はもとより、気候変動に伴う潮位の変化や高潮の影響、海岸侵食等を想定した上で、事前に防災・防護対策の復興計画に関する合意形成を図っておくことが望ましい。特に、防災上緊急を要する地域においては、協議会活動の一環として、環境・利用・防災のバランスに配慮した沿岸域の将来像に関する検討を行うことなどにより、地域住民の意識醸成に貢献していく必要がある。

3. 協議会活動の維持・拡大方策

(1) 活動の維持・継続

協議会を中心とする各地域の活動を維持していく上で、組織を運営するための「資金」と「人材」の確保は最大の課題であり、特に後者が重要となる。協議会は様々な主体の集合体であり、構成員は、それぞれ固有の活動範囲を超えて、沿岸域における諸活動を実際に担うことから、協議会内の意思決定や意見調整に際し、個々の主体ごとにリーダーシップを発揮するキーマンの存在は、活動継続の大前提となり、そのような人材の後継者育成を念頭に置いた活動が不可欠となる。

環境の再生には、その毀損・崩壊にかかった時間に匹敵する長さの時間を要することから、協議会の活動は、世代を超えて粘り強く継続させなければならず、将来の主役は必然的に子供たちの世代とならざるを得ない。このため、協議会では、子供たちが主役となる活動の積極的な位置付けが不可欠であり、環境再生の取組の実体験と再生経過の観察を通じ、自らの取組の成果を実感させることで子供たちの関心を高めていく必要がある。こうした試みは、次世代の後継者育成にも直接寄与するとともに、協議会活動そのものの活性化にも大きな効果をもたらすことから、小中学校や高校、大学といった公教育機関の参加についても、積極的に促進していく必要がある。

なお、協議会の活動に留まらず、公教育参加型の海洋教育を展開していくためにも、教育者の関心を引くわかりやすいコンテンツを Web 上に用意するなど、教育者に訴求する質の高い教材の作成と併せ、Web を通じた諸活動の発信に努めていく必要がある。

(2) 活動の拡充・拡大

未だ顕在化していない問題も含め、沿岸域の諸問題の複雑かつ広域に広がる要因に対応していくためには、協議会の活動について、当初の対象地域と他の地域等をつなげていくことにより、発展させていく必要がある。沿岸域から始まるこのような動きは、周辺地域を含めた持続可能な循環型社会の実現にもつながることが期待され、協議会に参加する企業にとっては、社会貢献をアピールする機会となる。特に、物質経済が発達する以前、集落ごとに資源を循環利用することに長けていた先人の知恵の文化的側面を再評価し、協議会の活動につなげていくことにより、これら地域レベルの成果を積み上げ、社会全体へ波及させていくことが重要である。

また、このような協議会活動の外延的な発展に際しては、域内の環境や生態系に対する働きかけのみではなく、ヒト・モノの流れが不可欠であり、レクリエーションや観光を通じた住民の交流、地域の文化や伝統を反映した商品の流通が重要な要素となる。協議会は、地域全体の将来像を議論する場となることから、特区制度の活用も視野に入れたうえで、各地域の活動を促進していく必要がある。

以上のように、沿岸域の持続的利用に向けた総合的な管理には、自然科学のみでなく、人文学的なアプローチが不可欠であることを念頭に置く必要があり、協議会においては、異質な行動原理や価値観を持つ主体の増加が必然となることから、それらを相互に認め合う柔軟性が一層求められることとなる。

4. 行政組織（国や地方自治体）が果たすべき役割

生物の種類や個体数の減少、海岸の侵食など、沿岸域で生じる様々な問題を最初に認識するのは、それら問題が顕在化した特定の地域の利用者や住民であるが、諸問題の要因は、多岐にわたるとともに複雑に関係しあっており、さらに、水や大気が必要物質を移動させるように、当該地域の外へ大きく広がっている。従って、沿岸域の諸問題は、それが顕在化している特定地域のみの問題ではなく、国民全体の問題であり、そのことを国民が認識する必要がある。このため、行政機関は、様々な研究機関における沿岸域の研究活動を推進し、研究機関・大学と地域を密接につなげていくとともに、現在沿岸域で起きていることについて、その要因、考えられる対応策、さらに可能な限り放置した場合に想定される将来の事態などを含め、まずは住民・国民に周知し、認識を高めていく必要がある。

また、沿岸域の現場における対応に際しては、それぞれ地域固有の背景や特性を踏まえる必要があることから、まずは問題のスケールに応じた地域単位で、問題解決を試みるべきであるが、様々な地域に共通する問題については、国が解決に取り組んでいく必要がある。例えば、設置済みのインフラ施設が、環境に何らかの影響を及ぼしていることが判明したとしても、撤去による影響を踏まえると、設置前の状態に戻すことが困難な場合、損なわれた環境を修復するための代替策については、国が研究していく必要がある。

なお、このようなインフラ設置の理由となる水の供給や食料確保といった課題については、代替措置による対応と併せ、社会全体で、設置がもたらす影響にも視野を広げ、より持続可能な解決策を検討する方向へ、社会システムを変更していく中長期的な努力も重要である。特に、経済（利用）と環境（保全）の組み合わせ方は、沿岸域管理のポイントの一つであるが、このうち「経済」については、従来の経済活動の外部に位置付けられていた有形無形の様々な沿岸域の価値を正当に評価したうえで、既往の市場原理主義に基づく経済から、持続可能な循環型の自然資本に基づく「自然資本経済」へ、シフトが求められることとなる。このような社会システムの変更に際しては、自然、産業経済、エネルギー等様々な資源を持続可能な状態に保ちつつ、効率的に循環利用していくことが必要であり、住民・国民個々の衣食住や消費等の行動を含めた見直しが求められることとなる。こうした世論を形成していくためにも、長期的な視点の下、陸域から海域までを通した様々な取組を試行するとともに、環境変化に関するモニタリングデータを蓄積していくことが重要である。

さらに、沖合を含めた生物の移動や沿岸域の環境を左右する物質循環は、河川や海水の運動に加え、構造物の整備、住民の生活や産業活動など、様々な要因が複雑に関与していることから、機構の解明とその結果の応用に際しては、国による広域的な検討が不可欠であり、特に、総合海洋政策本部の統合的な調整機能が重要である。

また、地域単位で問題の解決を図る場合も、各地域における総合的な沿岸域管理の推進体制は、地域の実情を十分に踏まえたものでなければ円滑な機能は期待できないことから、地域ごとに仕組みづくりの試行が必要であり、国がそれら試行を促進していく必要がある。

一方、特定の自治体の区域に収まる問題について、当該自治体が解決に望もうとする場合、自治体の長によるリーダーシップの発揮が求められるが、例えば沿岸海域の管理に関する自治体の権限については、制度的な裏付けがないことから、取組に支障を来す場合が多いという現状を踏まえ、新たな制度を検討する必要がある。

Ⅲ. 提言

上記検討結果を踏まえ、総合的な沿岸域の環境管理の在り方として、以下を提言する。

1. 総合的な管理のための基本的な方向

- 沿岸域の持続的な利用を実現するためには、環境の保全と利用を秩序だてるとともに、防災対策といえども環境や利用への配慮が不可欠である。このため、目的を共有する多様な関係者が協議会を組織し、沿岸域の状況を見極めつつ順応的に、PDCA という一連の活動を繰り返し継続していく必要がある。

なお、協議会立上げが進まない地域においては、その地理的スケールの規模に応じた行政組織が、地域のコミュニティ育成を推進し、協議会の立ち上げを促進していく必要がある。

2. 総合的な管理を扱う協議会の在り方

(1) 協議会の地理的スケール

- 協議会の地理的スケールは、既往の自治体境界に関わらず、構成員が共有する目的とその達成に向けた活動の内容に応じ、決定する必要がある。

(2) 協議会の構成

- 協議会は、地域のコミュニティが中核となって構成されるべきであるが、専門家など地域外からの参加者にも、同等の立場で参加を求めていくことが望ましい。このような場合、構成員となる各主体は、個別に本来業務の枠に捉われず、共通の目的へ相互に手を伸ばし合う必要がある。このため、協議会の活動は、各主体の本来業務の延長線上に位置するよう、各主体が意識を共有する必要がある一方、様々な主体が参加しやすい社会環境の整備も必要である。

- 協議会の全ての構成員は、対等な立場で活動に望むべきであり、その中で、特に行政機関は、意見調整、様々な施策による活動の支援等に主導的な役割を果たすとともに、支援施策の展開に際しては、別途進める施策の目的を阻害するなど、「施策間の矛盾」を生じさせないよう、行政部門同士の連携を徹底させる必要がある。

- 沿岸域の情報を多く所有する漁業者は、協議会活動の中心的役割を果たし得ることから、協議会においては、漁業者と他の構成員との円滑な意思疎通を図り、漁業者本来の資質の発揮を促進していく必要がある。

- 協議会内で、漁業者・住民・域外からの参加者等をつなぐ役割が期待される NPO・NGO については、国、自治体、民間企業が連携し、育成のための仕組みを検討していく必要がある。

(3) 協議会の活動と成果の評価

- 一般的な経済活動の外部に位置付けられるが、受益範囲が極めて広い「生態系サービス」の保全・再生は、協議会活動の目的として適している。ただし、活動成果の評価に際しては、多様な生物種が生育し得る環境の構築を念頭に置く必要があり、特定種の回復のみを指標とすべきではない。
- 活動を支援する施策の評価に際しては、様々な活動の本来の目的を踏まえれば、協議会活動への構成員の理解がどの程度深まり、将来に向けた継続・発展が可能か否か等を含めた評価が必要である。
- 沿岸域の防災機能については、大規模災害発生時など非常時において、迅速な回復が求められる半面、復興計画に関する地元の合意形成は極めて困難であるため、各地域においては、平時から、海岸侵食の実態や、将来想定される震災被害、気候変動の影響等を踏まえ、環境や利用にも配慮した防災計画の準備が進められることが望ましい。特に、防災上緊急を要する地域においては、協議会活動の一環として、沿岸域の将来像に関する検討などを通じ、地域住民の意識醸成に貢献していく必要がある。

3. 協議会活動の維持・拡大方策

- 協議会活動を維持していくためには、意思決定や意見調整に際し、リーダーシップを発揮するキーマンの育成が不可欠である。
また、子供たちに対し、環境再生の取組の実体験と経過観察を通じ、成果を実感させるなど、子供たちを主役とする活動を展開し、次世代の後継者を育成していく必要がある。
そのためには、協議会活動への公教育機関の参加を促進していく必要があり、教育者に訴求する質の高い教材の作成や、諸活動の発信に努めていく必要がある。
- 沿岸域の諸問題に対応し、持続可能な循環型社会の構築を図るため、地域レベルの取組成果を積み上げ、他地域へ波及させていく必要がある。
このような場合、環境、生物等の自然科学的な活動のみでなく、地域の文化や伝統を活かした住民間の交流、商品の流通等人文学的なアプローチが不可欠であり、特区制度の活用も含め、協議会活動の外延的な発展を促進していく必要がある。

4. 行政組織が果たすべき役割

- 総合的な沿岸域の管理を推進していく上で、国としての基本的な方針を定めるべきであり、来年度改定が予定されている海洋基本計画において、その必要性を記載していく必要がある。
- 沿岸域の諸問題は、まずはそのスケールに応じた地域単位で解決を試みるべきであるが、物質循環機構の解明・応用等、多くの地域にまたがる問題は、国が解決に取り組む必要があり、特に、総合海洋政策本部が調整機能を発揮していく必要がある。
- 国及び自治体は、多分野に亘る沿岸域の研究を推進し、研究機関と地域をつなげていくとともに、沿岸域で生じている問題の要因、対応策等の情報を住民や国民へ周知し、認識を高めていく必要がある。特に、大規模な構造物整備などに際しては、様々な情報を利用して環境に対する影響を量り、その結果を計画に反映させていく必要がある。
- 地域単位で問題解決に取り組む場合、その仕組みは各地域の実情に即す必要があり、画一的・決定的な仕組みは存在しないことから、国は、地域ごとの仕組みづくりの試行を促進していく必要がある。
- 協議会活動に加え、沿岸域の諸問題に対し、市町村が積極的に解決に取り組もうとする場合、国は、総合的な計画策定を要件として、対象となる沿岸海域を当該市町村の区域とするなど、それら自治体の主導権を裏付ける新たな制度についても、具体的に検討していく必要がある。

【中長期的課題】

- 社会全体が、既往の物質経済に基づく市場原理主義社会から、自然資本経済に基づく持続可能な循環型社会へ、システムそのものの変更に取り組んでいくという戦略も重要である。
このような世論を形成していくためにも、長期的な視点の下、陸域から海域までを通して様々な取組を試行し、モニタリングデータを蓄積していくことが求められている。

IV. 結び

地域の紹介事例（別紙1参照）からも明らかなように、総合的な沿岸域の環境管理は、各地域の特質を踏まえつつ、様々な取組がなされている。今回のPTにより、これら現場の事例から、沿岸域の管理の在り方に関する多くの検討結果を得ることができた。

沿岸域の持続的利用を実現する上で、利用者を広く包含した地域の協議会が果たす役割は重要であり、その活動に関するPDCAサイクルを回していくことにより、「総

合的」な管理のための仕組となる。

地域の特性を十分に踏まえた対応が必要となるため、地域レベルの活動がベースとなるが、沿岸域の諸問題に関する住民・国民への周知、各地域における試行の促進、物質循環機構の解明など、行政機関、なかでも国の果たすべき役割は多岐にわたる。特に、沿岸域の諸問題は、未解明な点が多く、長期にわたる戦略的・順応的な対応が不可欠であることから、世代を超えた対応が必要となるが、個々の活動の積み重ねは、世界的な命題となっている「持続可能な循環型社会」の実現にもつながることから、関係各省庁において、関連施策が一層推進されることを期待する。

総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT 紹介事例の概要

1. 宮城県志津川の事例（小松委員：東京大学大気海洋研究所）

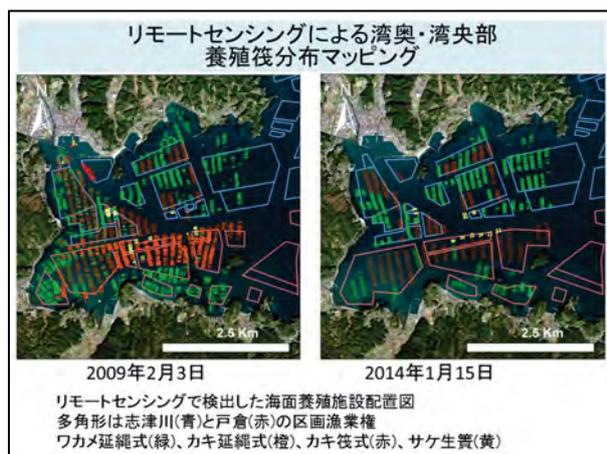
人手を加えることで生物の生産性・多様性が高まる「里海」の実現に際し、健全な沿岸漁業は重要な役割を担っている。

また、魚介類の産卵・育成に大きく寄与する藻場は、里海の中でも重要な位置を占める要素であり、昭和30年代前半頃の葉体の肥料への活用は、人の営みが物質循環のモーターとして機能していた実例であって、里海の実現の考え方の基本といえる。

このような認識の下、環境省の環境戦略研究により、東日本大震災の被災地である南三陸町志津川において、里海を実現するための人手のかけ方を検討。

志津川湾では、震災後の瓦礫の流入と撤去により、藻場が増減したほか、震災直後、漁獲実績がなくなったウニの個体数が過剰となり、磯焼けを誘発する等、環境や生態系が大きく変動。一方、従来からカキ等の養殖業が盛んだった当地では、震災後に養殖施設が減少し、カキの養殖期間が大幅に短縮したことを受け、漁業者が、これまでの過密養殖を自覚し、適正な施設規模・配置の必要性を強く認識。

このような背景の下、志津川湾について、河川流域やカキをはじめとする養殖業の関与を含め、栄養塩、鉄、粒上有機物の循環を定量的に把握し、生態系シミュレーションにより、環境保全と持続可能な漁業・養殖業のための適正な養殖施設規模・配置、森林等陸域の土地利用との関連を再現・予測。カキは高齢化するほど環境負荷が大きくなることがわかり、養殖施設の削減による成長速度向上は、生産性向上のみでなく、環境負荷を低減させる効果が確認され、養殖カキのASC認証取得にも貢献。



2. 山口県榎野川の事例（惠本専門研究員：山口県環境保健センター）

山口市域を流域とする榎野川の河口干潟は、カブトガニの自然繁殖地、渡り鳥飛来地、アサリの産地として知られていたが、①湾奥の泥質化とカキ殻堆積の進行、②湾中央の硬質化・還元層形成と無機質化、③全域のアマモ場減少と侵入捕食種の増加等により、生物の生産性・多様性が大きく後退。一方で上流域は、林業の担い手の減少、荒廃した森林の増加、竹林の拡大等が問題化。

この他多くの要因が複雑に絡み合い、流域環境に影響しているため、行政のみの取組では限界があることから、山口県は、2003年に「やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）」を策定し、榎野川の恩恵を受ける関係者の連携・協働の下、上流域の森林の間伐や下草刈り、中流域のアユ産卵床造成や清掃、下流域の干潟耕耘やアサリ増殖のほか、環境教育に着手。

その後、環境省の補助事業等により、流域の状態把握、干潟での実証試験を行い、取得データを現在も活用。①生物多様性の確保、②産学官民の連携・協働、③科学的知見に基づく順応的取組の3つを視点として、県（自然保護課）及び市（環境政策課）が主な事務局を務め、学識経験者が評価を行う仕組みのもと、河口域（漁協・漁業者が主力）を中心に活動を継続。約20年ぶりのアサリ漁獲、伐採した竹の活用（アサリ種苗育成容器等）、カブトガニの幼生が増加、藻場面積増大等で一定の成果。

取組継続要因としては、①生活に則した活動との認識を関係者が共有、②個別活動を担う団体のリーダー間の連携が緊密、③取組の効果の共有によるモチベーションの維持が考えられる。

今後の課題として、運営や継続調査に必要な資金を確保するための仕組みづくりや、新たな人材の確保が挙げられる。

住民参加による干潟等の改善

- やまぐちの豊かな流域づくり構想の策定（H15年3月）
（森・里・川・海を育むふるさとの流域づくりを推進）
- 自然再生協議会の設立（平成16年8月）
→産学官民の連携・協働による取組みをさらに促進
- 全体構想の策定（平成17年3月）

●自然再生の3つの視点



生物多様性の確保



多様な主体が影響する産学官民の連携・協働



科学的調査に基づく順応的取組み

- 目指す姿 人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場『**里海**』の再生をめざす
- 再生の方法 「やれることからやっていく」
悪化した原因やメカニズムを**科学的に探求**しながら**順応的に再生** 34



3. 有明海の事例（田中克委員：京都大学名誉教授）

有明海に注ぐ筑後川の濁りは、上流の火山起源のシルト粒子が核となり、有機物（微生物や動植物プランクトンの破片等）を多数吸着したもので、かつて有明海の特産的動物プランクトンはこれを餌とする等、大陸沿岸に起源を持つ独特の食物連鎖系を構築してきた。筑後川は有明海にとっての心臓部に該当。一方、有明海の干潟とそこに生息する多様な生物は、筑後川から供給される栄養を循環させ、人の漁獲による系外への持ち出しを含め、環境を一定に保つ腎臓機能に該当を担う。

しかしながら、①干潟更新の素材である河川敷の砂が、戦後 50 年間で膨大に採取されることにより、干潟生物の生息環境が侵され、植物プランクトンの利用者がなくなり、その死骸の分解が貧酸素水塊の発生を招くことで、さらに生物の生息可能性を狭める悪循環が築かれたこと、②福岡都市圏の渇水対策のため 1985 年に設置された筑後川大堰により、流下水量が大幅に削減され、栄養供給がさらに減少したこと、③1997 年の諫早湾奥の潮受け堤防設置と内側の干拓により、外海との循環を途絶し、干潟を喪失させたことから、有明海は、心臓機能・腎臓機能が著しく衰え、瀕死の状態。

このような有明海の問題の本質は、森と海のつながりを人の都合で分断してきた結果の集積であり、その蘇生には、壊してしまった半世紀と少なくとも同等の時間が必要であり、問題解決には理念と実践の両輪が不可欠。有明海では、総合学問である「森里海連環学」を理念として普及させるとともに、社会運動である「森は海の恋人」を実践とし、拡大することを展開。特に、森と干潟を地下水・河川でつなげる「空間の紡ぎ直し」と、現場体験等で先人の知恵を子供（次世代）につなげる「時間の紡ぎ直し」がポイントとなる。



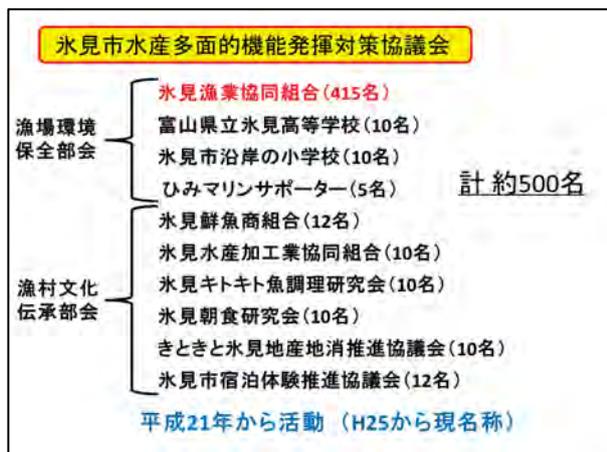
4. 富山県氷見市の事例（飯野主任：富山県水産漁港課）

氷見市沿岸は、富山湾内で最大の藻場が存在し、県内でも有数の漁村がある一方、平成13年以降藻場の減少がみられるだけでなく、漁村人口の減少や高齢化、魚離れといった課題も抱えており、水産を軸とする地域活性化が必要な状況。

2009年に氷見漁協を中心とする協議会を立上げ、水産庁の補助事業により、藻場保全、海岸清掃、教育啓発等の活動を開始。2013年からは、水産加工協、食育関連団体等も参画し、協議会が拡大。活動に対する市民の理解・関心を高めるため、体験学習や周知にも努めており、現在の構成員は約500名。

藻場保全活動としては、母藻設置、食害種除去、岩盤清掃による付着基盤確保、藻場の状況把握（漁業者）、育成した海藻・海草種苗の移植（高校生）、流域における植林・下草刈り（漁業者、高校生、一般市民）等を実施。また、教育啓発活動としては、活動内容のPR、定置網見学等を実施。

今後の課題としては、①活動の成果が安定せず、その要因も未解明であること、②補助事業の制約から、年度末・始めの活動が助成対象となりにくいこと、③成果の定量把握（PDCAサイクルの検証部分）が困難なため、活動の手法改善・効率化が十分でないこと、④藻場造成等の成果の発現に時間を要する活動も、短期間で評価されること、⑤予算の確保にも不安があることが挙げられる。



活動① 藻場の保全

- ★ 母藻(親)の設置
- ★ 食害生物除去(ウニ)
- ★ 岩盤、海底清掃

漁業者自らが潜る



マクサの母藻



スクレイパーによる清掃



除去したウニ

5. 東京湾の事例（岡田委員：国土技術政策総合研究所 海洋環境室長）

「東京湾再生プロジェクト」は、閉鎖性海域の汚濁負荷削減、環境改善、モニタリング等の施策を推進する「全国海の再生プロジェクト」の一つ。

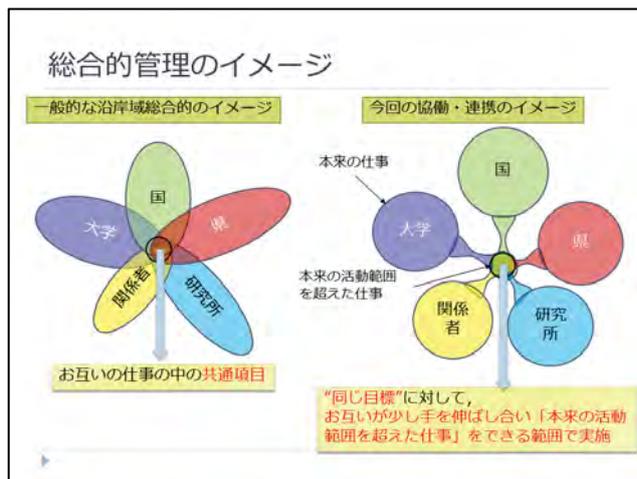
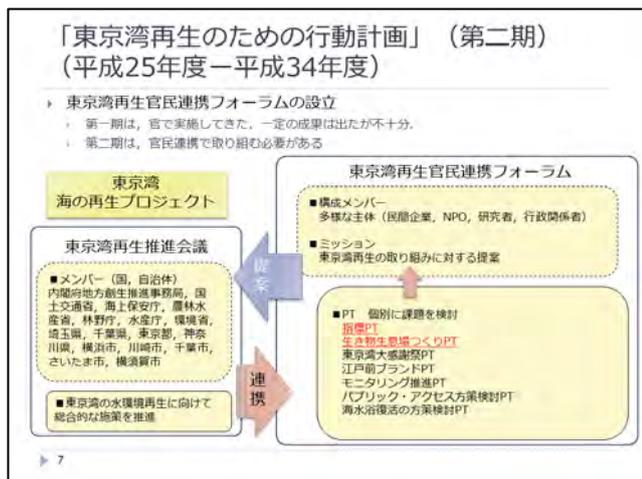
平成15年度から10年間の第一期行動計画においては、関係省庁・自治体を構成員とする「推進会議」が中心となり、官主導で各種施策が展開され、部分的に一定の成果が得られたが、計画の評価指標であった「湾内底層のDO」の改善は見られず。

こうした結果を踏まえ、25年度以降の第二期行動計画では、民の力により環境改善の取組が持続的に行える社会システムを構築するため、行政のほか企業、NPO、研究者等を構成員とする「官民連携フォーラム」を推進会議に並列設置して、個別課題別に設けられたPTにおける官民の検討結果をとりまとめ、施策案として推進会議へ提案し、これを推進会議が施策として実施していく体制を構築。

フォーラムのうち、計画の指標を検討するPTでは、当初は官・学・民連携によって、幅広い指標の策定を期待していたが、議論を進める中、その副次的効果として、省庁間の連携を得ることが出来た。

一般的な「総合管理」とは、従来であれば、目標の検討や達成に際しては、関係機関がそれぞれの本来業務の相互の共通項目を重ねて活動に取り組む方式であったが、フォーラム・PTにおいては、目標が各機関の本来業務の枠外に置かれ、各機関が相互に手を伸ばして協力するイメージ。

このような取組を促進するためには、たとえ目標が各機関の本来の活動範囲を少し超えたところにあったとしても、各機関が魅力を感じ参加できる目標を設定することが重要であるとともに、そのような目標への取組が容認される仕組み作りが必要。国による仕組み作りの試行が求められる。



6. 岡山県日生の事例（田中文裕委員：NPO 里海づくり研究会議理事・事務局長）

アマモ場の機能に関する研究は、1920年代の岡山県水産試験場による取組が始まりとされ、再生手法については、60年代中頃から様々な機関が研究を実施。

こうした中、日生町地先では、1950年代から80年代のアマモ場の急減を受け、80年代半ば以降、日生町漁協の漁業者が自主的に播種によるアマモ場の再生活動を開始。90年以降、底質改良技術と組み合わせた再生技術開発が始まり、90年代半ばにはカキ殻の有効性を確認。このような活動は、当初からの中心人物である故本田和士氏が日生町漁協の組合長に就任した2000年頃から本格化し、各機関がまとめたマニュアルの活用と相まって成果も現れ始め、近年では漁協やNPO法人のほか、生協、大学、日生中学校等の地元の教育機関や地元の一般市民へ、活動の輪が拡大するとともに、効果も拡大。

2016年には、全国アマモサミットが日生で開催され、シンポジウムをはじめとする様々なイベントが催された後、これまでの活動を担ってきた「備前市沿岸域総合管理研究会」と、同サミットの実行委員会等を統合した「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」が発足。協議会では、下部組織の課題ごとに設けられた専門部会が産学官民交えた検討によりまとめた政策提言を受け、施策として実行し、全体でPDCAサイクルを回していく体制。

日生地先においては、カキ養殖起源のカキ殻で底質を改良してアマモ場を再生する一方、再生されたアマモ場から酸素が、流れ藻からカキの餌が供給されるように、カキとアマモが共生関係を構築。さらにカキ殻は、干潟底質改良材としての効果が認められるほか、10m以深にカキ殻堆を設置することで、様々な生物を涵養し、広域的な物質循環を形成する効果も。

今後、海域においては、太く長く滑らかな物質循環、陸域においては、里山・里海と「まち」をつなげた循環型社会の構築が目標。具体的には、カキ筏廃材を利用した備前焼、地元食文化を基調とする6次産業化、小中学校の総合学習等の海洋教育等を通じ、地域の循環型社会構築に取り組むことにより、備前市から岡山県全体に文化と食の交流の輪を広げていく構想。



7. 気仙沼舞根湾の事例（畠山信様：NPO 法人森は海の恋人副理事長）

気仙沼湾ではカキ養殖が盛んに行われており、森から海に養分を適切に供給して、カキの育つ海を保全するために、「森は海の恋人運動」を1989年から続けてきた。

東日本大震災後、津波防災のために、三陸の全域において最大高さが15mになる巨大防潮堤が建設されつつあり、さらに宮城県では、海岸堤防と連続するように河川堤防も同じスペックで建設されている。これにより、波打ち際や河口汽水域、河川など生物の初期生育場となる環境が失われ、かつ、森から海への連続性も失われつつある。さらに、巨大構造物を支えるために打たれる矢板が地下水の流れを分断し、栄養塩に富む海底湧水を枯渇させる危険性がある。津波防災事業が沿岸生態系および漁業に及ぼす影響は一切モニタリング・評価されていない。

一方、気仙沼市舞根地区では、高台移転を決めた住民100%の合意により、市長に防潮堤不要の要望を提出し、さらに、沿岸道路の復旧工事では透水性の矢板を採用してもらおうよう働きかけ、海岸環境の保全に前進が見られた。

また、平均70cmの地盤沈下によって沿岸部の耕作放棄地が塩性湿地となり、アサリやウナギが河川を通じて加入している。ここは元々湿地を埋め立てた土地であるため、湿地に戻ったことは自然の摂理と受け止めた。あえて手をかけずに保全することで、有用種以外にも様々な稚仔魚が集まり、それを餌とする野鳥が集まりつつある。

現在、海岸・河川・塩性湿地の連続性を確保するため、河川護岸の一部開削を住民や関係機関と協議しており、災害復旧事業により多自然川づくりを推進する方向で調整が進みつつある。

舞根地区の森川里海を繋げる取り組みは、様々な分野の研究者と連携しながら進められ、小中高生及び大学の教育の場や、観光ツールとしても機能。津波常襲地帯でありながらも、その暮らしは豊かな生態系に支えられており、防災一辺倒ではない集落再生・持続的発展の方向性を被災者の考えを重視して検討すべきと思料。

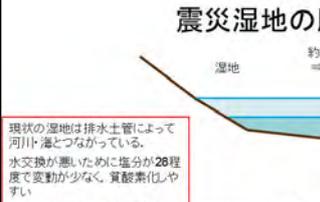
総合的な沿岸地の環境
管理の在り方PT
2017年1月17日資料

- 2011年3月 東日本大震災
- 2012年4月 高台移転の計画がまとまる
- 2012年5月 防潮堤中止要望書を舞根地区の総意として気仙沼市役所に提出
- 2013年9月 高台造成工事が始まる
- 2014年8月 農地復旧工事が始まる
- 2015年5月 高台・農地の工事が完了する
- 2016年5月 海岸林道の復旧工事が始まる(透水性の矢板を使用)
- 2016年12月 塩性湿地の保全について、気仙沼市と実施に向けた協議が始まる



13

震災湿地の順応的管理



約10mを開削して石積みにする
⇒海水交換と生物往来の促進

西舞根川
高潮位
干潮位
左岸の古い護岸は残す
右岸は護岸復旧(作り替え)

現状の湿地は排水土管によって河川とつながっている。水交換が悪いため塩分が20程度で変動が少なく、質酸化しやすい。生物多様性が高いとは言えない。

西舞根川では頻りにニホンウナギが確認されている。塩性湿地と西舞根川を接続し、水交換を改善すれば汽水性の魚類による利用が増える可能性がある。護岸の開削と、その後の順応的管理を提案する。



15

8. 気仙沼大谷海岸の事例（三浦友幸様：一般社団法人プロジェクトリアス代表理事）

宮城県最北の気仙沼市南部に位置する大谷海岸は、震災により地盤が75cm沈下し、砂浜と背後の松林が消失。海岸中央部が林野庁所管であるため、防潮堤は保安林の範囲を超えることができず、当初の砂浜が台形の防潮堤の基部に埋まる計画を受け、住民組織で砂浜を残すよう計画変更を求める行動を開始。

防潮堤の問題は、住民の合意形成が非常に難しく、住民の対立を避けつつ合意形成を図るため、まずは計画の可否ではなく、一時停止と住民の意見反映を求める署名活動を実施。要請を受け、気仙沼市、宮城県から代替案が示されたが、砂浜がほとんど残らない案であったため、再検討を要請。

一方、地域の若い世代が中心となり、2014年9月に「大谷里海（まち）づくり検討委員会」を立ち上げ、地域の意見をとりとまとめ、2015年8月、①国道の嵩上げと、②道の駅の国道の背後への移設により、砂浜を残す案を気仙沼市長に提出。その後、1年かけて行政側とすり合わせを行い、2016年7月の住民説明会において、防潮堤セットバック・国道嵩上げ案が決定。

住民同士の対立が起きたところでは、その後復興に向けた話し合いがほとんど行われない地区も多い。そのような状態を見越して、2012年8月、気仙沼の有志が集まり、「防潮堤を勉強する会」を発足。勉強会で見えてきた課題は、要望書にして行政機関に届けるという活動を実施。

防潮堤に関する課題は、①地域の多様性や実情にあわせた整備ができない、②合意形成が非常に難しい、③陸と海とのつながりの喪失、の3点。特に原因は、防潮堤に多機能性がなく、海岸における環境、利用、防護に関するバランスを取る仕組みがないためであり、国の中で、防潮堤計画をはじめ、進められる政策を評価して行く仕組みが必要。



合意形成への歩み

防潮堤に関する住民説明会 (028.7)

↓

住民参加の署名活動 (028.7~11)

- ・計画の一時停止、住民意見の反映
- ・1327名署名、気仙沼市へ提出

↓

震災復興計画作成 (028.7~11)

- ・砂浜の確保、防潮堤セットバック国道かさ上げ
- ・気仙沼市への提出

↓

大谷まちづくり勉強会結成 (028.11~)

- ・若い世代のまちづくりへの参画
- ・地域との信頼関係の構築、自治会への提言

↓

大谷里海づくり検討委員会結成 (028.9~)

- ・若い世代のまちづくりの意思決定への参画
- ・復興計画の具体化、住民案(イラスト)作成
- ・気仙沼市への提出

↓

防潮堤セットバック国道かさ上げの決定 (028.6)

防潮堤に関する住民説明会 (028.7)

↓

現在詳細設計の検討中



野々下海岸 (気仙沼市)

背後地の集落の災害危険区域を外し、集落を将来的に存続するため防潮堤整備を希望。しかし、防潮堤だけでは危険区域を外れず、防潮堤背後にさらに二線堤に当たる遊歩道を整備し、危険区域を希望したが、遊歩道整備は事業として認められなかった。防潮堤の高さはTP9.8m、背後の集落の高さはTP17m前後。



長須賀浜 (南三陸町)

行政側が砂浜を残すためにセットバックを提案したが、地権者の意向により成立せず。南三陸町唯一の天然の砂浜が消滅した。防潮堤の高さはTP8.7m。

- 162 -

総合的な沿岸域の環境管理の在り方P T 構成員

○参与

主査： 佐藤 慎司 東京大学大学院 教授
 高島 正之 横浜港埠頭株式会社 顧問
 鷺尾 圭司 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 理事(水産大学校代表)

○有識者

岡田 知也 国土交通省国土技術総合政策研究所
 沿岸海洋・防災研究部 海洋環境研究室長
 栗山 善昭 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所長
 小松 輝久 東京大学大気海洋研究所 准教授
 齊藤 宏明 東京大学大気海洋研究所 教授
 田中 丈裕 NPO 法人里海づくり研究会議
 理事・事務局長
 田中 克 京都大学 名誉教授
 寺島 紘士 公益財団法人笹川平和財団 常務理事
 八木 信行 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授

「総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT」 開催実績

- 第1回PT：7月1日（金）
 - ・PTの進め方について
 - ・今後の日程について
 - ・その他

- 第2回PT：8月30日（火）
 - ・環境省の関連施策概要（環境省）
 - ・宮城県志津川の事例（小松委員）
 - ・山口県榎野川の事例（山口県）

- 第3回PT：10月26日（水）
 - ・水産庁の関連施策概要（水産庁）
 - ・有明海の事例（田中克委員）
 - ・富山県氷見市の事例（富山県）

- 第4回PT：12月2日（金）
 - ・国交省の関連施策概要及び事例（国交省）
 - ・東京湾の事例（岡田委員）
 - ・岡山県日生の事例（田中丈裕委員）
 - ・報告書の骨子案の検討

- 第5回PT：1月17日（火）
 - ・震災と復興過程に学ぶ沿岸域総合管理（気仙沼の事例）
（NPO 法人森は海の恋人 畠山信氏）
（一般社団法人プロジェクトリアス 三浦友幸氏）
 - ・報告書の論点の検討

- 第6回PT：2月3日（金）
 - ・報告書案のとりまとめ

総合的な沿岸域の環境管理の在り方P T 中間報告

(1) 構成員

主査：佐藤 慎司 東京大学大学院教授
 参与：高島 正之 横浜港埠頭株式会社顧問
 参与：鷺尾 圭司 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）

外部有識者：

岡田 知也 国土技術政策総合研究所 海洋環境研究室長
 栗山 善昭 港湾空港技術研究所 所長
 小松 輝久 東京大学大気海洋研究所 行動生態計測分野 准教授
 齊藤 宏明 東京大学大気海洋研究所 国際連携研究センター 教授
 田中 丈裕 NPO法人 里海づくり研究会議 理事・事務局長
 田中 克 京都大学 名誉教授
 八木 信行 東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授

(2) 本P Tにおける検討事項

1. 海洋基本計画第2部「9. 沿岸域の総合的管理」に関する施策のうち、地域における取組の促進を目的とする施策を中心にフォローアップを行う。
2. 各地域の現場において、実際に「総合的な沿岸域の環境管理」に取り組んでいる事例^{注1)}について、取組の内容を検証したうえで、以下の事項について検討を行い、提言を取りまとめる。
 - 地域における取組の問題点・課題
 - それぞれの取組を拡充するとともに他地域へ拡大するための方策
 - 上記2点を促進するうえで、国として取り組むべき課題^{注2)}

注1) 沿岸域の総合的管理事例は、国主導、地方自治体主導、民間主導のさまざまな形態が存在するとともに、管理する海域も、湾、外海、内海と異なる。多彩な事例を取り上げ、検証を行う。

注2) 「国としての取り組むべき課題」の有無を含め、国、地方自治体、民間等各機関の役割分担の在り方の確認を目標にしていることから、環境省、水産庁、国土交通省からも関連施策を公表してもらい、国の施策についてもレビューを行う。

(3) 本PTの検討スケジュール

平成28年

7月1日(金)

第1回PT

- ・PTの進め方について
- ・今後の日程について

8月30日(火)

第2回PT

- ・環境省の関連施策概要
- ・宮城県志津川の事例(小松委員)
- ・山口県榎野川の事例(山口県職員)

10月26日(水)

第3回PT

- ・水産庁の関連施策概要
- ・有明海の事例(田中克委員)
- ・富山県氷見市の事例(富山県職員)
- ・意見交換

12月2日(金)

第4回PT

- ・国交省の関連施策概要及び事例
- ・東京湾の事例(岡田委員)
- ・岡山県日生の事例(田中文裕委員)
- ・意見交換

平成29年

1月17日(火)

第5回PT

- ・総合討論
- ・報告書案の検討

2月

第6回PT

- ・報告書の取りまとめ

(4) 中間報告

【現時点までの検討における主要な論点・意見】

1. 沿岸域のマネジメントに関する取組・活動を牽引する協議会の在り方
 2. 地域における取組・活動に関し、国(や地方自治体)が果たすべき役割
 3. 主として生態系サービスの維持・再生を目的とする取組・活動の目標設定
 4. 地域の取組・活動の維持と拡充・拡大方策
 5. 順応的な取組・活動の必要性
- 等

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

総合海洋政策本部参与会議では、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）を受け、昨年6月以降、プロジェクトチームを設置し、①新海洋産業振興・創出、②海域の利用の促進等の在り方、③海洋環境の保全等の在り方及び④海洋科学技術について集中的に評価・検討を行い、今般、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

平成28年5月19日
総合海洋政策本部参与会議
座長 宮原 耕治

目次

総合海洋政策本部参与会議意見書	1
1. 新海洋産業振興・創出について	1
2. 海域の利用の促進等の在り方について	6
3. 海洋環境の保全等の在り方について	8
4. 海洋科学技術について	11
5. 海洋状況把握（MDA）についてのフォローアップ	14
6. 海洋政策の基盤と推進体制について	14
7. 結び	16
別添 1 新海洋産業振興・創出 PT 報告書	
別添 2 海域の利用の促進等の在り方 PT 報告書	
別添 3 海洋環境の保全等の在り方 PT 報告書	
別添 4 海洋科学技術 PT 報告書	

総合海洋政策本部参与会議意見書

平成25年4月に閣議決定された海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)において、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる施策については、社会情勢の変化等も踏まえつつ重点的に検討し、新たに必要と考えられる措置等について総合海洋政策本部長に提案するとされた。また、これらの評価・検討に当たっては、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、必要に応じプロジェクトチーム(PT)等を設置し、テーマごとに集中的に評価・検討するとされた。

また、参与会議では、議論の継続性を確保する観点から、前年の参与会議意見書の提言の実施状況についても検証を加えることとした。

これらを踏まえ、参与会議では、平成27年度、海洋基本計画の諸施策に関する実施状況の評価を行うとともに、特に重要な①新海洋産業振興・創出、②海域の利用の促進等の在り方、③海洋環境の保全等の在り方及び④海洋科学技術のテーマについて、PTを設置し集中的に評価・検討を行い、以下のとおり参与会議意見書を取りまとめた。また、「総合海洋政策本部参与会議意見書(平成26年5月とりまとめ)」において指摘した海洋状況把握(MDA: Maritime Domain Awareness)の検討を促進するため、フォローアップを行った。

1. 新海洋産業振興・創出について

新海洋産業振興・創出PTでは、海洋基本計画における新海洋産業振興関連分野に関する事項の進捗及び平成26年度の参与会議意見書に対する政府の取組についてフォローアップを実施するとともに、重点テーマとして、海洋産業への我が国の民間企業に対する参入促進策の検討を行った。

フォローアップを踏まえた提言並びに参入促進策に関する議論の主要点は、以下のとおり。

(1) フォローアップを踏まえた提言

① 周辺海域の探鉱活動の推進

三次元物理探査船「資源」による我が国排他的経済水域(EEZ)等の探査を当初計画通り進めるとともに、平成31年度以降の探査方針について早急にとりまとめ、示すべきである。

探査については民間の知見を活用した実施、基礎試錐についてはその継続的实施と我が国産業の経験の蓄積と技術者の育成に寄与するような実施に十分配慮すべきである。

②海洋掘削及び海洋プラントの国際競争力の強化

石油・ガス価格の低迷による、国際的なエネルギー企業の投資抑制の動きの中で、我が国の関連企業を支援するため、海洋資源開発関連技術の研究開発に対する助成や海外プロジェクトに対するファイナンス支援は引き続き継続すべきである。

海洋掘削事業については、我が国事業者が先行する欧米に追いつくため、最新のリグ搭載機器ニーズ等情報を得られるような体制と欧米企業との連携、M&A 取組への支援が重要である。

また、海洋プラントについては、業界団体等による海外企業との連携を官民で推進すべきである。

③メタンハイドレート開発

平成 28 年度に行われる海洋産出試験（一か月試験）への準備を進めるとともに、商業化に至るロードマップを作成し必要な長期産出試験の工程表を作成すべきである。

砂層型メタンハイドレート生産の産業化、商業化を目指す中核となるべき民間企業連合の結成に応じ、民間のコスト意識、スピード感を計画に取り入れた開発体制を作ることが必要。海外におけるメタンハイドレートの探査・開発への取組に我が国のリーダーシップを発揮するとともに我が国の実績を積み重ねるべきである。

④海底鉱物資源開発

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）における調査技術が海底熱水鉱床探査に貢献する成果をあげるべく研究開発を推進するとともに、その成果の活用を図るべき。環境影響評価について規制の在り方について早急に検討を開始すべきである。

民間企業が産業化・商業化への投資判断ができるだけの量と質を持った海底熱水鉱床資源の発見が必要。産業化・商業化の中心となりうる様々な産業を巻き込んだ民間企業連合を作ることが望ましく、その結成には平成 29 年度のパイロット試験での技術基盤の確立と世界に先駆けて商業化を実現するためのロードマップの作成が必要である。

⑤海洋再生可能エネルギー開発

規模感のある産業ロードマップを提示し、一般海域のゾーニングを実施できれば、風力発電の産業化は大いにスピードアップするであろう。

欧州では、着床式に続き浮体式も視野に入れ、大規模な洋上風力発電によるコストダウンを進めるため、国が中心になり海域の確保を行っている。

国民に受け入れられる風力発電コストを実現するには、メーカー、発電事業者、金融機関等の様々な分野の産業と国、関係機関による協力した取組が

必要である。

その他の海洋再生可能エネルギーについても、世界の流れに遅れないような開発と支援が必要である。

⑥海事産業の振興

我が国海事産業の海洋資源開発分野への進出は、我が国海事産業の事業分野の多角化による産業全体の継続・発展の観点からも不可欠である。このような認識の下、我が国海事産業が一般商船分野等の本業部分も含めて国際競争力を維持することは重要であり、国等の支援を継続すべきである。

海洋資源産業に特有な船舶等の導入促進に資する認識の下に設立された株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の支援スキームの活用及び活用しやすい仕組みの検討も必要である。

(2) 日本民間企業の参入可能分野及び参入促進策

石油・ガスを含む海洋資源開発関連産業への参入について、事業者に対して直接ヒアリングを行った他、昨年当 PT に提供された技術マップ等の情報、産業界へのアンケート調査（調査対象企業数：50 社）から現状を評価するとともに、日本企業にとっての参入可能分野とそのための参入促進策について幅広い観点から議論を行った。

① 日本民間企業の参入可能分野

石油・天然ガス及び海底鉱物資源の各々の開発分野に関し、日本民間企業にとっての参入可能分野の例は以下のとおり。また、例えば、石油・天然ガス開発分野の海洋石油開発上流事業（オペレーター）に関する課題として、有力国際石油会社等に比べると日本の石油開発会社の実績が少なく、また、海洋技術者の人的リソース拡充が必要である旨指摘する。また、現下の資源価格低迷の状況にあっては、開発・操業コスト削減が必要である。

(石油・天然ガス開発分野)

- ・海洋石油開発上流事業（オペレーター）
- ・海洋開発関連サービスコントラクター
- ・掘削リグ等の建造・修繕
- ・上載・サブシーシステム関連機器 等

(海底鉱物資源開発分野)

- ・物理探査等における音響機器、物理探査システム、地化学センサー
- ・物理探査等における ROV、AUV、調査船（船体）
- ・採鉱システム関連機器 等

② 日本民間企業に対する参入促進策

1) 総論

海洋産業の「産業化」のためには民間企業が主体的に活動しつつ、それをサポートする国の支援が必要である。その上で、将来的には、民間が、国のサポート無しで完全に自立する「商業化」への段階を目指すべきである。

また、産業化のステージに応じ、民間の自主性を引き出し官民の連携で商業化を目指す等、計画的な支援を実施していくことが必要である。

当 PT としては、長期的な傾向として海洋石油・ガス産業が膨大な市場を有することは不変であり、日本の関係企業も新規参入ができるよう、今からでも取組を強化すべきと考える。しかしながら、一昨年からの石油・ガス市況の低迷により、目下のところその開発関連産業は厳しい経営環境にあることから、政府による政策支援が従来にも増して重要となっている。

2) 海底熱水鉱床、メタンハイドレート開発分野

新たな資源を開発する上での技術的な課題については、民間企業の能力を活用しつつ、国が主体となってナショナルプロジェクトを実施して、技術の確立をしていくべきである。

また、早期の産業化・商業化を睨んだ新たなロードマップを策定すべきである。このロードマップについては、海洋産出試験等の結果を踏まえた見直しを念頭に置きつつ、また、長期試験の実施も視野に入れるべきである。これらロードマップ策定にあたり、例えば、（オールジャパンベースで）プロジェクト毎に官民連携の開発会社を活用しあるいは設立して、この組織において国と協力してロードマップを共有するとともに、産官学の技術情報、能力、機能、今日までの蓄積を一元的に把握し、今後の開発を戦略的に実施することが肝要である。また、国においては国際協力の可能性等も機動的に検討すべきである。

海底熱水鉱床開発における環境対応の制度整備は産業化を図るうえで不可欠である。また、平成 27 年 6 月の G7 エルマウ・サミットの首脳宣言においても“Deep Sea Mining”の環境問題が取り上げられる等、同分野の環境問題は世界的にも関心が高まりつつあり、政府としては、その取組を強化し、世界の動きをリードすべき。

3) 石油・ガス開発関連分野

日本には、優れた上流権益の獲得及び効率的な開発・生産・操業を可能とする経営力・技術力を併せ持つ開発企業が存在しており、低油価時代の投資抑制等を通じたエネルギー需給の逼迫を避けるために、油価低迷期にこそ、上流権益の確保に対する支援を強化すべきである。

開発企業にサービスを提供するこの分野のサービスコントラクターについては、この分野は欧米産油国に比べて、日本企業の取組が大きく遅れ

ているため、短期的には、既に優れた技術と実績を有する海外企業との業務提携や買収を有力な選択肢とすべきである。

海外の企業買収にあたっては、産業革新機構等による出資面での支援についても積極的に対応すべきである。FPSO の建造等巨額の資金を要するプロジェクトに対して国際協力銀行（JBIC）や日本貿易保険（NEXI）を通じたファイナンス支援を継続すべきである。

4) 機器を含めた裾野産業への支援

海洋産業の振興に関しては、機器メーカーを含めた 2 次請け（Tier2）、3 次請け（Tier3）の裾野となる分野の基盤強化が必要だが、この分野に手がついていない。日本企業の中には、優れた技術を有する企業があるものの、当該技術の使用実績が示せていない（トラックレコードがない）ことから、市場への参入が困難となっている面がある。

そうした状況を踏まえ、日本企業の裾野分野での「産業化」を支援するため、国が試作品の開発を補助する、試作品の洋上・海中試験を支援もしくは運用実績を残すための機会を用意する等の措置を講ずるべきである。

また、国が推進するナショナルプロジェクトを、日本の技術を実証する場として活用すべきである。日本の技術を活用することをプロジェクトのターゲットに明確に位置付け、必要となる仕様等の情報発信とステークホルダー間の情報共有の場の構築を行い、また、機器メーカー側もそれに対応できる技術開発の努力を行うことが期待される。また、例えば、資源探査等で活用されている我が国の AUV（自律型無人探査機）技術については、様々な分野で活用ニーズがあると期待されることから、その可能性について整理・検討を行うことが期待される。

5) 関係省庁、官民の連携強化

これらの対応を推進するため、内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省等の関係省庁による連携体制（タスクフォース）を設置するとともに、官民相互の連携体制を検討すべきである。

上述の海洋産業への参入促進策並びに海洋基本計画、参与会議意見書のフォローアップ及び提言については、詳しくは別添 1 の「新海洋産業振興・創出 PT 報告書」にて取りまとめられている。

2. 海域の利用の促進等の在り方について

海域の利用の促進等の在り方 PT は、平成 25 年度参与会議意見書、第 11 回総合海洋政策本部会合における総理指示等を受け、海洋産業の振興及び我が国の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚における海洋権益の適切な確保のため、平成 26 年度より海域の法的特性、地理的特性及び利用行為に係る特性を踏まえた海域の効果的かつ効率的利用のための法的な検討を行い、2 年間にわたる議論を行った結果、海域の利用促進等の在り方を取りまとめた。主な検討結果は以下のとおり。

（1）海域の利用の促進等の在り方についての基本的な考え方

我が国の EEZ 及び大陸棚におけるメタンハイドレート等の資源開発、海洋再生エネルギーの利用促進等の新たな事業活動の振興・創出を図るために必要な法制度を検討することは重要な意味を持つ。制度の検討に当たっての立法事実の重要性やこれまで個別法令の適用や法改正によって具体的な課題に対応してきた経緯に留意すべきであるが、一方で、民間事業者の参入を促すためには、制度の予見可能性を担保することが肝要であることや予め課題を想定した上で制度を準備しておくことが必要ではないかとの考察も重要である。

こうした議論を踏まえ、現在、資源探査・開発、洋上風力発電等で実証的な取組として国が推進するパイロットプロジェクトを活用し、個別法令の適用関係や適用に当たっての課題、包括的な法体系を含むさらなる法制度の必要性及びその内容について能動的に検討していくことが必要である。

（2）国際法上の主権的権利等を行行使する主体の明確化の必要性

国が中心となって、地方自治体との関係の整理も含め国の管轄や権限の行使について明確化すべきである。EEZ 等における主権的権利等の行使の固有の特性、同海域の様々な特性を踏まえれば、一義的には国が責任を持つて行うことを基本とすべきと考える。

その上で、将来的に見込まれる EEZ における様々な活動において、効率的な海域利用のために民間事業者等への指針となるよう、国が海域利用に関する方向性を示すべく政府の方針や計画を定めることも検討すべきではないか。

国が管理主体として EEZ 等を管理する場合、適切な事業活動を担保できるような、環境、労働、安全面での基準等を明確化し、民間事業者へ透明性を示すことが必要である。また、これらの履行を確保するためにも国は十分な機能を果たすべきである。

(3) EEZ や大陸棚に関する国内法の適用の検証

EEZ 及び大陸棚における資源開発、海洋再生エネルギーの利用促進等の新たな事業活動の振興と適切な規制が必要であり、これらの事業活動に適用される現行の個別法が EEZ 及び大陸棚の効果的かつ効率的な利用のために適用し得るか、について具体の事案に応じて検討することも必要である。このため、パイロットプロジェクトを通じ、国が適用法令や基準についてのガイドラインを作成し、民間事業者が遵守すべき事項を明らかにしていくことで、予見可能性、透明性、確実性の向上を目指すことにより、事業活動の振興と適切な規制を行うことが可能となると考えられる。

EEZ や大陸棚は陸上や陸域に近い沿岸域とは異なることに鑑みれば、海域の適切な管理の実効性を担保するためには、制度等の法執行体制の整備に関する検討も行うことが必要である。この際、海洋法執行機関である海上保安庁の巡視船艇、航空機等の対応能力や海洋監視能力の強化、海洋調査体制の整備等を含めて検討していく必要がある。

また、国連海洋法条約の内容を国内法に反映する場合には、法整備の検討にあたり、実体法の規定の内容について法執行の観点からも十分な検討が必要である。

(4) 環境影響評価の制度の在り方の検討

現行の環境影響評価法は、陸上における活動を前提にしており、そのまま EEZ 及び大陸棚での活動に適用することは必ずしも適当ではない。パイロットプロジェクト等を参考に、どのような基準に基づいて環境影響評価を実施すべきか、環境影響評価の実施対象、国と地方公共団体の権限、意見聴取対象の範囲等に係る整理の検討が必要である。当該制度の整備により、これらの海域で活動する事業者にとっての予見可能性を高めることが重要である。

環境影響評価の基盤となる海洋環境基礎データの蓄積・共有・取得者や、海域の特性、国家管轄権外区域の生物多様性の保全(BBNJ)や国際海底機構(ISA)等の国際的な動き等も踏まえて、環境影響評価の手法、事業開始後のモニタリングの在り方についても、さらに検討が必要である。その上で、日本が中心となって環境影響評価の制度を確立していくことは意味がある。

(5) 海洋における新たな動きへの対応

① 海洋保護区等の設定に関する諸外国の新たな動き

近年、諸外国において海洋保護区(MPA)に関する新たな動きがあり、一部の海洋保護区では、若干の例外を除き一切の漁獲を認めないというような、国連海洋法条約との整合性に疑問の余地があるものも出てきている。また、

BBNJ との関連で、公海上にも海洋保護区を設定する動きがあることにも留意が必要である。こうした動きに対し、国連海洋法条約に基づく議論を適切に展開すること、及び相互主義の意義を十分に勘案した上での対応を検討することが必要と考えられる。

② 海洋における新たな経済活動と国連海洋法条約

国連海洋法条約の海洋資源に関する諸規定は、基本的に 1982 年の採択時までの知見を前提にした内容である。海底資源の探査・開発の進展、洋上バンカリング等の活動、観光資源としての海洋の利用等の新たな活動について、国連海洋法条約との整合性や諸外国の法制度との相互主義に配慮しつつ、我が国の民間事業者の経済活動を適切に振興、保護することについて検討が必要である。

③ 科学技術の進展への配慮

海域利用の在り方の検討においては、EEZ の資源の利用・保存・管理に関する科学技術の進展を考慮し、科学者の知見や実際に資源の開発に携わる民間事業者の意見に配慮すべきである。

④ 海洋に関する人材の育成

海洋に関する人材育成に関しては、我が国の正当な権益を守るための国際的な発信を行うことや国際的なルールメイキングに関与していくことも念頭に置いた人材を育成していく必要がある。

上述の海域の効果的かつ効率的利用のための法的な検討の結論については、詳しくは別添 2 の「海域の利用の促進等の在り方 PT 報告書」にて取りまとめられている。

3. 海洋環境の保全等の在り方について

海洋環境の保全等の在り方 PT では、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、人類の存続基盤である海洋環境の保全を図るため、昨年度の検討結果を踏まえたうえで、特に環境に対する影響が顕著な海洋ごみ、土砂及び栄養塩に関する課題を中心として議論を実施した。検討結果の主要点は、以下のとおり。

(1) 海洋ごみ対策

人間の生活が営まれる限り、ごみの発生をなくすことは不可能であることから、漂着ごみをはじめとする海洋ごみは、発生を抑制する対策を継続しつつ、漂着が集中する場所や時期、ごみの種類などといった地域特性に応じ、効果的・

効率的な回収・処理を計画的に実施する必要がある。

(2) 陸域と一体となった沿岸域の土砂管理による海岸侵食対策

沿岸域の土砂収支バランスを改善し、効率的・効果的な海岸侵食対策を進めていくためには、沿岸漂砂の連続性を勘案し、より精度の高い沿岸域モニタリングを広域的、高頻度かつ長期にわたって実施することにより、土砂の動態メカニズムと複合的な要因との因果関係の解明と、陸域と一体となった土砂管理制度を確立する必要がある。

(3) 豊かな海の実現に向けた栄養塩対策

我が国周辺水域の水質は、全般的に大幅に改善されたなか、栄養塩の低下が過度に進み、漁業・養殖業生産への影響が懸念される水域が増える一方、富栄養状態が継続しやすく赤潮や貧酸素水塊等が常時発生する水域も残されている。沿岸水域の栄養塩は、陸域・水域を跨って循環が繰り返されるため、それぞれの水域特性に応じ、陸域・水域を一体として捉えた適切な管理の在り方を検討することが重要である。

(4) 沿岸域主要課題に関するまとめ

① (1)～(3)における共通事項

(1)～(3)の現象は、陸域を含めた水の運動により運搬される諸物質の増減をもたらす沿岸域の環境変化であり、望ましい環境の保全と再生を進めるため、これらの現象を監視する技術の開発と、その技術を運用する人材の育成を進めるとともに、適切な管理制度を検討する必要があり、総合的な沿岸域管理の理念のもとに、関係省庁が連携して現象を監視し、データを共有し、対応策を検討する場を設けることが重要である。また、対応策の展開には、社会を構成する各主体の自発的な活動が大きな役割を果たしていることを踏まえ、海洋環境の諸課題に関する認識を国民一人ひとりに広めるとともに理解を深め、個々の責任への自覚を高めるよう、環境教育等を推進していくことが重要である。

更に、これまでの我が国の経験を活かし、開発途上国等との連携・技術支援や国際会議への参画等を通して国際的な連携・協力体制の強化を図っていくことにより、世界的な取組に貢献していくことが重要である。

② (1)～(3)に関する具体的な取組

地域の住民、企業、NPO等多様な主体の連携・協働による官民一体となった取組を推進していくとともに、以下の取組に着手していく必要がある。
(海洋ごみ対策)

- ・地域特性に応じた計画的な回収・処理体制の構築
- ・陸域からの流入抑制
- ・プラスチックごみの発生抑制と代替素材の開発
- (陸域と一体となった沿岸域の土砂管理による海岸侵食対策)
- ・過剰な負担なく持続可能なモニタリングの実施
- ・沿岸域モニタリング結果を活用した侵食軽減対策の確立
- (豊かな海の実現に向けた栄養塩対策)
- ・陸域・水域一体となった栄養塩対策の検討
- ・地域特性に即した取組の推進とモニタリングの強化

(5) 沖合域・深海底における環境保全

人間の生活圏から離れた沖合域・深海底は、沿岸域に比べてデータ蓄積が不十分であり、環境もそこに生息する生物もその実態把握は進んでおらず、様々な開発行為がどのような影響を及ぼすのかについても理解が不足していることから、開発に際しては、予防原則のもと、環境に対し可能な限りの配慮を払う必要がある。

時間的・空間的に絶えず変化を続ける海洋環境は、未解明な点が多いことから、長期的かつ精度の高い海洋のモニタリングの技術開発及び実施体制整備が、諸対策の大前提となる。さらに、海洋の環境保全と開発・利用の調和を図っていくためには、10年、20年先を見据えた上で、それぞれの水域の現況に応じた対策に、順応的に取り組んでいく必要がある。

また、海洋環境の保全は、国と地方公共団体による施策の推進のみでなく、海洋の利用者をはじめ、一般国民、企業、NPO等による自発的な活動が大きな役割を担っている。それら活動を持続的、発展的に活性化していくため、国民が海洋と触れ合う機会を充実させるとともに、マスメディアを通じた情報発信に努めることなどにより、海洋に対する国民の理解を一層深めていくことが重要である。

さらに、地球規模の環境問題への対応として、我が国が世界の主導的立場を取るべく調査・研究を推進していくとともに、これらの問題を広く国民に周知すること等が必要である。

上述の海洋ごみ、土砂及び栄養塩に関する課題を中心とした議論の結論については、詳しくは別添3の「海洋環境の保全等の在り方PT報告書」にて取りまとめられている。

4. 海洋科学技術について

海洋科学技術 PT では、海洋科学技術の重要性や国際動向を踏まえ、海洋科学技術に関し国として取り組むべき重点課題及び海洋科学技術の研究開発の推進方策について検討を行い、提言をとりまとめた。また、海洋科学技術に関し、海洋基本計画等のフォローアップを実施した。検討結果の主要点は、以下のとおり。

(1) 海洋科学技術の重要性と海洋科学技術に関する国際動向

海洋科学技術は、海洋資源開発・海洋再生可能エネルギー利用等による我が国の経済・社会の発展、激化する気象災害や地震・津波災害への対策等の国民の安全・安心の確保、地球温暖化・気候変動等の地球規模課題への対応に貢献するものであり、また、海洋、地球、生命に関する人類の知的資産を創造し、青少年に科学への興味と関心を抱かせ、我が国が国際社会で評価・尊敬を得ることに貢献するものである。

G7 エルマウ・サミット首脳宣言や国連「持続可能な開発目標」に「海洋」が盛り込まれるなど、海洋のガバナンスの重要性が国際的に認識されつつあるが、海洋のガバナンスは、科学的知見に基づいて、適正かつ持続可能な形で行われるべきであり、これは海洋科学技術なしには実現できない。

我が国の海洋科学技術は、近年、国際観測・研究協力での貢献が縮小傾向にあるなど、このままでは海洋科学技術に関する我が国の国際的地位の低下を招きかねず、海洋分野で世界をリードできなくなることが危惧される。

(2) 海洋科学技術に関し、国として取り組むべき重点課題

国として取り組むべき重点課題として、以下の 10 課題を抽出した。次期海洋基本計画の検討において、以下を指針とし、関係省庁における具体的な施策との整合性を図りつつ、同計画が策定されることを期待する。

- ①海洋に関する科学的知見の充実
- ②地球温暖化・気候変動の把握・予測・適応等に関する研究開発
- ③海洋エネルギー資源・海洋鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの利用に関する研究開発
- ④海洋生物多様性・海洋生態系の保全、海洋生物資源の利用に関する研究開発
- ⑤海洋由来の自然災害への対応に関する研究開発
- ⑥海上輸送の効率化・高度化・環境負荷低減等に関する研究開発
- ⑦海域空間・海底下空間の利活用に関する研究開発
- ⑧基盤的技術の開発と海洋調査船等の研究プラットフォームの整備・運用

- ⑨長期的・継続的な海洋の観測・調査の実施等
- ⑩海洋科学技術に関する人材育成

(3) 海洋科学技術に関する研究開発の推進方策

海洋科学技術に関する研究開発の推進方策に関し、以下を提言する。

①科学的知見に基づいた海洋のガバナンスの確立の主導

海洋の持続的な利用と環境の保全との調和のため、我が国が、科学的知見に基づいた海洋のガバナンスの在り方の実現に向けて国際的な議論や取組をリードすべきである。このため、海洋観測の強化・国際観測協力体制の構築・強化を行い、海洋の未来を予測して、適切な緩和策・適応策を講じることが必要である。このために、まずは、海洋の表層から深層まで、また、物理データのみならず、化学、生物等に関するデータ・情報を含めた観測の強化が不可欠である。また、そのための国際観測協力体制を構築・強化すべきである。さらに、この観測結果を用いて、人間活動が与える影響を考慮した海洋の未来を予測し、これらの科学的知見に基づいて、海洋環境・海洋生態系の変化がティッピングポイント（復元不可能な転換点）を超える前に、適切な緩和策・適応策を講じる必要がある。

今年の G7 茨城・つくば科学技術大臣会合において、本件に関する国際協力イニシアティブが打ち出され、その結果が G7 伊勢志摩サミット首脳会議の成果文書に反映されることを期待する。また、「持続可能な開発目標」の目標 14 の達成に向けた国際的な議論・検討の場等において、我が国が、科学的知見に基づいた海洋のガバナンスの確立に関して具体的な提案を行い、関係国や産業界などのステークホルダーと協働して、それを実行に移すべきである。

②経済・社会的課題への対応のための研究開発・イノベーションの推進

海洋に関して、「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」のような府省横断・産学官連携による出口を見据えた研究開発やその基礎となる基盤的技術の研究開発を推進すべきである。また、産学官の新たな共創・協働の場として「海洋科学技術研究開発イノベーションハブ」を構築すべきである。

また、科学・基礎研究側とナショナルプロジェクト側の双方の連携強化によって、産業化がスムーズに進むことから、双方のマッチングを推進する交流の場を設置することも一つの方策である。科学・基礎研究の成果をナショナルプロジェクトにおいて活用するためには、実証・試作等の予算措置が必要である。

③分野融合・分野横断的な取組の推進（オープンサイエンスの推進）

海洋分野の魅力を他分野の研究者・技術者に示すとともに、他分野との接点を拡大して、海洋以外の分野の技術の活用、研究者・技術者の参入促進を図るべきである。海洋分野におけるオープンサイエンスを推進すべきである。

- ④研究プラットフォームの整備・運用・有効利用、海洋情報等の管理・提供
各研究開発機関・大学等において保有・運用する海洋調査船等の各種研究プラットフォームについて、他機関・民間への供用を促進すべきである。海洋調査船については、大学が保有するものを含め、可能な限り、調査計画の共有、有効利用の可能性について検討すべきである。海洋調査船、無人探査機等について、10年から30年先までを見据えて長期的な整備・運用計画を作成し、これに基づいて整備・運用を行うべきである。

また、海洋情報、海底地質試料、海洋生物試料の管理・提供体制の強化を図るべきである。

- ⑤北極に関する観測・調査・研究及び観測技術の開発等の推進

我が国の強みである科学技術を基盤として、北極をめぐる国際社会の取組において我が国が主導的な役割を發揮すべきである。このため、北極域の観測・調査・研究の強化、また、北極域研究船の検討を含め、北極域観測技術の開発に積極的に取り組むべきである。

- ⑥海洋科学技術に関する人材の育成と基礎研究の推進

専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を増していくことが必要である。青少年に対して海洋への関心を抱かせる教育・普及啓発を充実するとともに、大学・大学院教育について、学問分野横断的で社会とつながりを重視した海洋教育の実施を奨励、支援すべきである。

科学技術・イノベーション政策では、短期的な成果が求められる傾向が強くなっているが、海洋に関しては長期的な取組も必要であり、海洋に関する基礎研究を、長期的な視野に立って推進すべきである。

(4) 海洋基本計画等に関するフォローアップ

海洋基本計画第2部「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」について、フォローアップを実施した。さらなる施策の推進のため、特定の目的で取得された海洋調査データ・情報の一層の共有・公開を図り、海洋科学技術の研究開発の推進に役立てるべきこと、また、関係機関の連携強化を指摘した。

また、一昨年度の参与会議意見書の「2. 海洋調査・海洋情報の一元化・公開について」の提言に関し、今後も、海洋情報のさらなる利便性の向上に向けた取組を推進すべきことを指摘した。

上述の海洋科学技術の研究開発の推進に関する検討の結論については、詳しくは別添 4 の「海洋科学技術 PT 報告書」にて取りまとめられている。

5. 海洋状況把握 (MDA) についてのフォローアップ

海洋状況把握 (MDA) については、平成 27 年 3 月に内閣官房総合海洋政策本部事務局、国家安全保障局及び内閣府宇宙戦略室が中心となって、「海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議」を設置し、同年 10 月、同会議において、MDA 実現に向けた基本コンセプトとして「我が国における海洋状況把握 (MDA) について」を取りまとめた。

同文書では、我が国において実現すべき MDA の構築に向け、関連する情報の取得・集約・共有の在り方に関し、衛星の試験的な活用を含めて検討を行い、平成 28 年度末をめどに知見を取りまとめるとしている。

政府は、我が国等が保有する衛星情報の試験的利活用を含め、情報の集約・共有の在り方と衛星情報の有用性に関する検討を行い、海洋と宇宙との連携を強化し速やかに MDA の体制を構築する必要がある。

現在、MDA については、平成 28 年度末をめどに知見をとりまとめ、平成 30 年度からシステム整備に着手することとしているが、海洋における脅威がさらに顕在化しており、計画を前倒し、平成 29 年度から MDA のシステム整備に着手できるよう、システム整備を行う府省・機関の体制を早急に決定し、平成 29 年度概算要求を行うべきである。

6. 海洋政策の基盤と推進体制について

今年度の参与会議では、各 PT の議論に加えて、4 PT が共通して指摘する事項を取り上げ、議論を行った。4 PT 共通事項は、謂わば、海洋政策に必要な基盤と体制に関する内容であり、参与会議として非常に重要と考えるので、以下に特記する。

(1) 海洋人材の育成及び海洋教育の充実

① 専門的な海洋人材の育成

昨年度の参与会議意見書における海洋開発人材育成についての提言が、昨年の第 20 回「海の日」に、海洋開発技術者育成 1 万人計画「未来の海 パ

イオニア育成プロジェクト」として、総理が立ち上げを発表し、政策として実現したことを参与会議としても歓迎したい。他方、今年度の4PTは、いずれも人材育成の重要性を指摘し、国民への海洋教育が避けて通れない根本課題であることを指摘している。海洋人材の育成・確保は、産業分野に留まらず、海洋科学技術、国際法・海洋法、環境保全の各分野においても、必須の基盤であり、海洋人材なくして海洋立国たり得ない。将来にわたって国際場裡で活躍できる質の高い人材を育成するため、海洋教育に係る産学官の取組がこれら海洋の各分野で必須の命題であることを強調したい。

②海洋教育と海洋リテラシーの普及啓発

質の高い海洋人材を確保するためには、海洋人材の裾野を広げ、人材層を厚くする必要がある。このため、子供のころから国民が海洋に関する高い関心と理解をもつことができるよう、海洋教育とリテラシーの啓発活動を積極的に行うべきであり、各種機会に、アウトリーチ活動を充実させるべきである。

例えば、昨年（2019年）の第20回「海の日」特別行事で高まった機運を活かし、今年度以降の「海の日」についても、総合海洋政策本部の主導のもとで、行事内容をさらに充実させる等、国民が海洋と触れ合う機会を充実させる取組を強化すべきである。その際、青少年が、海洋への夢を育み、海で活躍する将来像を描くことができるよう、産学官の協力体制が不可欠である。

（2）海洋状況把握

①海洋調査・観測・モニタリング

海洋調査・観測・モニタリングは、海洋エネルギー・資源開発の産業化、海洋科学技術の発展、環境保全対策に不可欠となる情報を提供するのみならず、海洋利用に関する制度設計にとっても必要である。近年では、外国漁船の違法操業や海賊行為等、安全保障の観点から、海洋状況の監視の要請も高まっている。国際的にも、米国ではMDAの取組が、欧州では海洋環境把握の取組が鋭意行われており、国連では、公海のガバナンスに関する議論が本格的に始まろうとしている。海洋状況把握について、海洋政策の基盤としての意義付けを明確に行い、技術開発及び体制整備に注力することを求めたい。

②海洋情報一元化・MDA

また、把握した海洋情報に多様な主体がアクセスし、利活用できるよう、利便性の高い海洋情報一元化システムの整備を進めるべきである。現在、MDAについては、平成28年度末をめどに知見をとりまとめ、平成30年度から、

システム整備に着手する計画としているが、海洋における脅威がさらに顕在化していることから、海洋と宇宙との連携を強化し速やかに MDA の体制を構築するため、計画を前倒し、平成 29 年度から MDA のシステム整備に着手できるように、システム整備を行う府省・機関の体制を早急に決定し、平成 29 年度概算要求を行うべきである。

(3) 官民連携による施策推進

① ナショナルプロジェクトの活用

メタンハイドレート等の海洋開発を事業ベースに載せるためには、技術開発や市場参入のための課題を克服していかなければならないが、市場未形成の現段階では、民間主導は困難であることから、国主導のもと、ナショナルプロジェクトを事業実証の場として最大限有効に活用すべきである。ナショナルプロジェクトを活用し、日本企業の技術実証、機器メーカーの市場参入促進、環境影響評価の制度の検討、産業化を見据えた科学技術の研究開発の促進を目指し、そのための体制を関係省庁と関係機関が連携して構築すべきである。

② 官民連携体制

EEZ 等での海洋開発に挑むためには、産学官それぞれの課題と果たし得る役割について、方向性を共有し、力を結集することが必要である。このため、官民の関係者の緊密な連携体制が不可欠である。この観点から、官民相互の連携体制を検討するとともに、具体の施策課題については、関係省庁によるタスクフォースの設置、「海洋科学技術研究開発イノベーションハブ」の構築等により、積極的な対応を進めるべきである。

7. 結び

今後の政府における海洋政策の取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

海洋政策担当大臣 松本 純 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

総合海洋政策本部参与会議では、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）を受け、昨年6月以降、プロジェクトチームを設置し、①新海洋産業振興・創出、②海域の利用の促進等の在り方、③海洋観測強化及び④総合的な沿岸域の環境管理の在り方について集中的に評価・検討を行った。また、次年度は、現行の海洋基本計画の計画期間の5年目を迎えることから、次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について併せて検討を行い、今般、これらの検討結果を踏まえ、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

平成29年3月22日
総合海洋政策本部参与会議
座長 宮原 耕治

総合海洋政策本部参与会議意見書

平成 25 年 4 月に閣議決定された海洋基本計画において、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる施策について、社会情勢の変化等も踏まえつつ重点的に検討し、新たに必要と考えられる措置等について、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に提案するとされた。また、これらの評価・検討に当たっては、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、必要に応じプロジェクトチーム（P T）等を設置し、テーマごとに集中的に評価・検討するとされた。

また、参与会議では、議論の継続性を確保する観点から、前年の参与会議意見書の提言の実施状況についても検証を加えることとした。

これらを踏まえ、参与会議では、平成 28 年度に、海洋基本計画の諸施策に関する実施状況の評価を行うとともに、特に重要な①新海洋産業振興・創出、②海域の利用の促進等の在り方、③海洋観測強化及び④総合的な沿岸域の環境管理の在り方について、P Tを設置し集中的に検討を行った。

また、次年度は、現行の海洋基本計画（以下「現行計画」という。）の計画期間の 5 年目を迎えることから、次期海洋基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たっての参与会議の基本的な考え方について併せて検討を行い、今般、これらの検討結果を踏まえ、以下のとおり、意見書を取りまとめた。

1. 新海洋産業振興・創出について

新海洋産業振興・創出 P T では、現行計画における新海洋産業振興関連分野に関する重点テーマとして、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床の商業化に向けた道筋、海洋産業の育成と支援の在り方、海洋再生可能エネルギーの導入促進策の在り方、二酸化炭素回収・貯留（C C S）の実用化に向けた現状と課題、展望について検討を行った。検討結果の主要点は以下のとおり。

（1）メタンハイドレート・海底熱水鉱床の商業化に向けた道筋

① メタンハイドレートの商業化ロードマップ

本年度の P T においては、海洋基本計画を踏まえ、平成 30 年代後半にも見込まれるメタンハイドレートの商業化に向けて、なされるべき取組を時系列で整理した商業化ロードマップについて議論を行い、成果を得た。このロードマップを踏まえ、メタンハイドレートの商業化に関して、今後、以下のような取組が行われるべきである。

- 平成 30 年代後半に民間企業がビジネスとして参入できるように必要な経済的・技術的条件を設定できるように研究開発を進め、所要のデータを取得するとともに技術的な見通しを明らかにするべきである。また、平成 30 年代後半までのガス価格予測、初期投資・運転費用などのコスト予測等をもとに、商業化に向けての道筋を客観的に設定すべきである。
- 本年予定されている第 2 回海洋産出試験について、結果の解析、課題の洗い出しなど総合的な検証を行い、生産挙動の把握・生産技術の高度化を図るべく今後必要となる、より長期の産出試験の期間・規模等について検討を行うべきである。また、技術の仕様のデファクトスタンダード化を目指すべきである。
- 国家プロジェクトの成果の実用化に関する過去の事例を踏まえ、今後、商業化に向けてメタンハイドレート開発の主体を官から民へと円滑に移行させる道筋・体制について検討を行うべきである。また、今回のロードマップ作成を契機として、技術に関する継続的な情報交換を進めるべきである。
- 以上の点を踏まえ、平成 31 年度以降のメタンハイドレート開発の在り方について、次期計画に反映させるべく、早期に検討を行うべきである。

② 海底熱水鉱床の商業化ロードマップ

海底熱水鉱床の開発についても、次期計画において海洋資源開発の重要な柱となることを見込まれるため、これまでの検討結果を踏まえ引き続き検討を行い平成 31 年度以降の取組について具体化させる必要がある。このロードマップを踏まえ、海底熱水鉱床開発の商業化に向けて、以下のような取組が行われるべきである。

- 商業化に際して、経済性の確保の上で重要な資源量の確保のため、既知鉱床の資源量評価を進めるとともに、民間企業における商業化の投資判断を可能とするよう、資源量、品質、採掘可能な埋蔵分布を有する海底熱水鉱床を早期に発見することが必要である。
- S I P 次世代海洋資源調査技術の研究開発の成果についても、実用性・信頼性が確認されたものについて、積極的に活用していくべきである。
- 採鉱・揚鉱技術、選鉱・製錬技術といった生産技術については、これまでの開発の成果を活用して、世界初の取組という困難性も十分認識しつつ、海域でのパイロット試験、選鉱・製錬プラントの連動試験について、現行の安全規制・作業基準に基づいて確実に実施し、商業化に向けたデータを取得し、課題の整理を行う。その上で、将来的に採鉱から製錬に至る生産技術・システムを確立

させるため、残された技術課題を解決するとともに、商業化を目指したスケールアップに向けた取組を行うべきである。

- 将来の商業化に向けて、国際的な環境ガイドラインの策定作業に積極的に参加するとともに、国内における安全規制や基準の検討を始める必要がある。その際には、SIP次世代海洋資源調査技術において研究が進められている環境影響評価技術の成果を積極的に活用していくべきである。
- 商業化の検討に際して課題となる金属需給・市況動向等の外的要因の特定についても行うべきである。さらには、国家プロジェクトの成果を蓄積し、将来的には資源開発の主体となり得る体制の整備について検討を進めるべきである。
- 以上の点を踏まえ、現在技術開発計画が定められている平成30年度以降においても継続的に開発が行われるよう、平成31年度以降の海底熱水鉱床開発の在り方について、次期計画に反映させるべく、本PTでの検討結果を踏まえ、早期に検討を行うべきである。

(2) 海洋産業の育成と支援の在り方

海洋産業の育成と支援の在り方について、企業ヒアリングを行い企業が抱える課題と支援ツールの現状の把握を行った。それに基づいて、課題の解決につながる支援策の在り方について検討を行い、我が国の海洋産業の技術力向上と国際競争力の強化の観点から、以下のような取組が行われるべきである。

① 金融面での支援

- 海洋産業に対する金融面での支援については、海洋産業が抱える支援ニーズをよく把握した上で、より一層強化・拡大される必要がある。その際、資金ニーズに応じて、それぞれの支援ツールの特性を踏まえながら、出資、融資、技術開発補助金、貿易保険のような様々なツールの活用を考えていくべきである。そのためには、海洋産業と金融機関との間での継続的な対話を進めていくべきである。

② 実績不足・技術力向上

- 資源開発の国家プロジェクトにおいては、用いられる技術・企業の選定に際して資源開発会社が重要な役割を担っている。したがって、公募に向けた周知な準備のためには、資源開発会社とものづくり・関連サービス企業との間のコミュニケーションが拡大・深化していくべきである。そのため、企業同士が、国の後援も得て、海洋資源開発に関する技術情報の共有を行うための場となるプラットフォームを、総合海洋政策本部の枠組みの中に創設すべきである。

○ 技術力の向上のため、国土交通省による海洋資源開発関連技術の開発支援制度のような海洋産業による技術開発支援の制度については、企業からの支援ニーズに十分応えることができるよう、現行の支援制度の実績、成果、課題等を適切に分析し、それを踏まえて支援の枠組みを適切に見直しつつ、十分な事業規模を準備すべきである。

③ 技術人材の維持・育成

○ 本年度のP Tにおいては、議論の様々な場面において海洋分野における人材育成の重要性が指摘された。P Tにおける議論の中では、日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムの取組の拡充の必要性、教育機関における学科構成の見直しの必要性、企業内における技術者の再教育と海外の優れたトレーニングセンター等の活用の必要性、海洋開発技術者の資格制度の必要性、海洋開発人材の評価の在り方を見直しの必要性、専門人材の有効活用策としてのベンチャー企業の創出促進の重要性などが指摘されている。

○ 海洋開発にとって、技術と人材は産業の発展を促進するために必要となる、いわば車の両輪と言える。本年度のP Tで指摘された課題はいずれも極めて重要なものであり、次期計画の検討においても、重要課題の一つとして具体的な検討を行う必要がある。

(3) その他

① 洋上風力発電の導入促進策の在り方

洋上風力発電は、当面は産業インフラの整った港湾地域から導入が進むと見られているが、将来的にはより風況の優れた一般海域において大規模な導入が期待される。そこで、一般海域における洋上風力発電導入促進のための制度的な整備が重要となる。

○ 一般海域における利用ルールについて、港湾区域における先導的な取組を踏まえ、我が国における一般海域利用に係る利用調整の実態や利用条件について調査し、ルール化の必要性を早急に検討すべきである。

○ 一般海域における利用ルールの検討結果を踏まえ、次期計画の策定に向け、引き続き必要な対策の在り方を検討すべきである。また、直ちに着手可能な対策については、早急に対策の実現に取り組むべきである。

② C C S

○ C C S技術は、地球温暖化問題に貢献するとともに、我が国のエンジニアリング技術の強みを活かすことができる技術領域であり、実証試験を着実に推進

し、CCS技術の実用化を急ぐべきである。

○ また、CCSは中長期的に大幅な温室効果ガスの排出削減を実現する上では不可欠な技術であり、我が国の優れた技術を積極的に国際展開することで、地球規模での温室効果ガス排出削減を促進することが可能となる。我が国は17か国との間で結んでいる二国間クレジット制度（JCM）も活用して、積極的にCCS技術の国際展開を図るべきである。さらには、次期計画に向け議論を深めるべきである。

○ CCSに対する環境規制は、将来商業化を目指しているメタンハイドレート開発や海底熱水鉱床等の開発に係る規制の在り方を考える上で参考になる事例である。実証試験の実施に際しては、モニタリング・CO₂の挙動解析等により、海底下へのCO₂圧入を実施している海域の状況監視を適切に行う必要がある。また、これら環境規制の実態を踏まえ、国際的な環境規制と国内の現行の環境規制との差異も併せて検討するとともに、技術的な進展も考慮し、科学的・経済的観点にも立脚した適切な海域利用及び海洋資源開発に係る環境規制の在り方を検討すべきである。

（４）次期計画に向けて

海洋エネルギー・鉱物資源の開発は、国内に資源が乏しい我が国にとって重要な対策であると同時に、海洋の産業利用の先兵としても位置付けられるものである。そのため、現在取り組んでいる技術開発を着実に進めるとともに、将来的には民間企業が自律的かつ持続的に開発に取り組むことができるよう、産業化の努力を続ける必要がある。その観点から、今回新たに創設される海洋資源技術に関するプラットフォームを有効に機能させ、更には海洋産業の発展・競争力向上の戦略拠点に育てていくことが肝要である。

また、国産資源の開発は、経済の安全保障の観点からも極めて重要である。そのために必要となる知見・技術力について、これまでの技術開発の成果を活用し、近い将来の国際展開もにらみつつ、蓄積・維持を図る必要がある。

海洋産業は、海洋エネルギー・鉱物資源開発を支える産業であると同時に、我が国の経済成長と人材育成にとっても欠かすことのできない産業である。油価が回復していくことで世界的な成長が期待できる海洋資源・エネルギー分野において、我が国の海洋産業が競争力を持ち得るよう、官民の連携を強化すると同時にあらゆる施策の有効活用を図るべきである。また、我が国においても諸外国の事例等を参考にして、海洋の産業利用の拡大を図るべきである。

海洋産業の育成については、今後継続的な取組が必要となるため、次期計画においても重要な柱の一つとなり得るものである。そこで、次期計画に向けて、上

記の諸対策を着実に推進するとともに、過年度報告書における指摘事項についてフォローアップを継続し、産業競争力・技術力向上の在り方について検討を続けるべきである。このような取組を一層強化することにより、現行計画が目指す「海洋の開発と利用による富と繁栄」をより確かなものにしていくことが肝要である。

なお、以上について、詳しくは別添1の「新海洋産業振興・創出PT報告書」に取りまとめられている。

2. 海域の利用の促進等の在り方について

平成26年度及び27年度に行われた海域の利用の促進等の在り方PTの検討結果を踏まえて、本年度のPTにおいては、我が国が海洋立国として海洋の權益をいかに確保していくべきかとの観点から、漁業（生物資源の保存管理）、資源開発（非生物資源の探査・開発）等の海洋における具体的な活動に焦点を当てつつ、5つのテーマに関し、課題解決指向で議論を行った。

- (1) 我が国海域における外国漁船への対応
 - (2) 我が国海域における海洋資源開発
 - (3) EEZ（排他的経済水域）における諸外国による海洋の科学的調査
 - (4) 海洋における新たな動きへの対応（海洋環境の保護と保全）
 - (5) 海洋における安全の確保、海洋の安全保障
- (1)～(5)の検討結果の主要点は以下のとおり。

(1) 資源管理、資源量の確保の観点から見た我が国における水産業について

- ① 資源管理、資源量の確保を重点的に考えるためには、二国間、多国間の協定、枠組みを活用するとともに、資源管理のための海洋調査等によりデータ収集を強化し、漁獲以外の気候変動や物質循環の変容も分析して、我が国として国際的な動きにつき、貢献・主導していくべきである。
- ② 資源の持続的な利用と適正な管理の観点から、海上保安庁及び水産庁等による外国漁船に対する取締り体制を強化していくべきである。

(2) 我が国海域における海洋資源開発について

- ① 海洋は未知の部分が多く、EEZにおける海洋調査や観測を強化する必要がある。これら調査、観測は、海洋に関する国民の関心を喚起し、実際に海

域を利用する実績を積み上げ、海洋への進出・海域の利用に対する国家としての意思を明らかにする上でも強化すべきである。

- ② 開発と海洋環境の保護と保全のバランスの観点から多様な関連主体が適切なE I A（環境影響評価）を行うように必要な検討を進めるべきである。
- ③ 産業的に未成熟であり、技術的な不確実性により、トライアルアンドエラーが不可避な部分があることを考慮し、民間のインセンティブを削がないように適切な支援を行う必要がある。また、技術者の育成についても支援体制を含めて進めていくべきである。
- ④ 洋上風力発電のようなエネルギー開発と水産業との調整については、環境保護等にも配慮しながら、関係者間の合意の促進に努める必要がある。

（3）E E Zにおける規制について

① 国際法との関係

UNCLOS（国連海洋法条約）では、構築物等の設置及びMSR（海洋の科学的調査）に関して十分な規定が設けられていないため、法整備の検討に当たっては、UNCLOSとの整合性をとり、また、国際秩序形成に貢献するような国家実行が確保できるかという点について留意する必要がある。また、MSR法制を策定するに当たっては、外国E E Zにおける我が国のMSRの権利が相互主義的に狭められることのないように留意すべきである。

② 国内法との関係

洋上における構築物及びMSRに関して定義が定まっていないため、これを整理する必要がある。罰則をかける場合には罪刑法定主義との関係で、構成要件等に関する整理が必要であるなど、国内法体系との関係で整理を行う必要がある。

③ 近隣諸国との関係

近隣諸国と我が国との間に海域の境界未画定の問題があり、既存の枠組み、特にMSRに関する日中間の相互事前通報枠組み等がある中で、法整備の検討に当たっては、これらの枠組みとの整合性について検討する必要がある。

（4）海洋における新たな動きへの対応（特に海洋環境の保護と保全）

- ① 海洋環境の保護と保全をいかに進めるかを検討するに当たっては、法的担保・手法の検討・実効性担保の必要性についての留意が必要である。その際E I Aに関しては、陸上とは異なる海洋の特性、実施主体以外の第三者によ

る評価の重要性も認識し、検討すべき。また、E I Aの検討に当たっては、B B N J (国家管轄権外区域の海洋生物多様性)についての議論やI S A (国際海底機構) で議論されている基準との整合性、「海洋の一体性」の観点も考慮すべきである。

更に、我が国は海洋資源開発に先進的に取り組んでいる立場から、国際的な議論を主導するような発信を積極的に行っていくべきである。

- ② 我が国の海洋環境の保護と保全についての考え方としては、持続的利用を重視する我が国の立場を維持すべき。その際には、M P A (海洋保護区) の設定、維持管理にも一定のM S Rが必要との我が国の立場を維持すべきである。
- ③ 国際的に、M P A設定海域の拡大をはじめ海域保護の一層の促進が望まれている。そのような国際的な取組へ我が国が参画していく上では、各国の実践に関する比較検討も行っていくべきである。

(5) 海洋における安全の確保、海洋の安全保障について

- ① 海洋の安全保障の検討にあたり持つべき意識
 - 安全保障は、「相手があり」、「予測不能である」ということから、事態を想定した議論を行う必要がある。
 - 相手に対する対抗的な手段だけでなく、国益を考慮し、国民の意識を喚起するとともに、我が国の権利の行使を図り、我が国の海域を管轄することの国家的な意思を表すという観点が必要である。
 - 海洋秩序における航行の自由に代表される海洋の自由と、沿岸国としての権利行使とのバランスをどう取るかについて、我が国として意識的に議論すべきである。
 - 次期計画の検討では、人間の安全保障、国民の安全保障も重視する必要がある。
 - 経済安全保障に関して検討する場合には、エネルギーセキュリティーの観点からの自国による独自の資源開発の意義も含め、幅広い視点から資源の確保の在り方について検討する必要がある。
 - 法執行については、法的基盤の整備を重視する必要がある。その際、外国の法制度を参考にすることが重要である。
 - 国内の法執行体制の整備に加えて、外交的手法や国際的な世論への働きか

けといった方法も必要である。

② 検討の項目の優先性、重要度について

- 安全保障の議論においては、同時に、海洋安全保障、主として防衛・警備に係る部分を中心にあるという観点を持ちつつ、海洋の安全を議論していく必要がある。
- 情報収集、特に我が国独自の情報収集の重要性について検討するべきである。
- 検討の項目を体系的に構築していくことが課題として重要である。

以上について、詳しくは別添2の「海域の利用の促進等の在り方PT報告書」に取りまとめられている。

3. 海洋観測強化について

我が国の海洋観測網はグローバルな海洋問題に対する貢献だけでなく、我が国の権益の確保や国民の生命・財産を守る上でも大きな役割を持つ、我が国にとって大きな資産である。

本年度のPTにおいては、海洋科学、水産、防災、産業界等多様な分野から外部有識者が参加し、海洋観測の強化に係る以下の5つのテーマについて議論した。

- (1) 海洋観測が、限られたリソースの下でひっ迫している現状を踏まえ、これを維持・強化するためにとり得る方策。
 - (2) 現場における海洋観測を補完できる衛星を用いたリモートセンシングの推進等、海洋と宇宙が一体となった海洋観測体制の確立のために必要なこと。
 - (3) 海洋観測分野における我が国のプレゼンスを高め、国際的な海洋観測プロジェクトにおいて我が国が継続的に主導的役割を担うために必要なこと。
 - (4) 海洋観測によって得られた成果を有効活用するため、様々な機関の海洋観測データ等の収集・共有を一層推進するために必要なこと。
 - (5) MDA（海洋状況把握）に関する総合海洋政策本部決定や関連計画を踏まえ、これからの海洋観測はいかにあるべきか。
- (1)～(5)の検討結果の主要点は以下のとおり。

(1) 基盤的な海洋観測の維持・強化

① リソースの確保にかかる取組

- 「その観測によって、我が国が享受可能なメリットは何か」という点を発信

するとともに海洋観測の維持・強化のための政策的なストーリーの共有が必要である。

○ 官と学の協力も視野に入れ、様々な観測に共通する基礎的な観測項目・観測手法・精度の決定や、実施機関間の連携のための具体的仕組みづくりが必要である。

○ 国立研究開発法人に対する運営費交付金の一律削減等により、基盤的な海洋観測の安定的な実施が困難に直面していることを踏まえ、研究観測と定常的観測の境界的な案件への柔軟なファンディング機能を担保するため、既存の多様な競争的資金制度を組み合わせる活用が必要である。

② 新しい技術・手法の導入・開発

○ 基盤的な観測の充実・強化と最適化のため、従来の専用船による船舶観測に加え、新しいセンシング技術の開発、商船、漁船及び自衛艦等の活用、UUV（無人潜水調査機）やUSV（無人調査艇）を用いた自動観測・無人観測の推進、AI技術やビッグデータ解析技術といった新しい情報・通信技術の導入に取り組む必要がある。

○ UUVやUSVといった無人観測プラットフォームやセンシング技術に関する、新規参入事業者の増大や、国際市場をリードする国産製品の開発のための戦略を検討することが必要である。

（2）海洋観測分野における宇宙との連携

① 政策面での連携強化

○ 海洋観測衛星の基幹化・複数化を進めている欧州の事例等を参考に、我が国も海洋観測分野において、宇宙政策と連携した検討を進めていくことが必要である。

○ 衛星観測や衛星による通信インフラは、我が国の海洋観測網にとって不可欠な要素であることから、海洋分野からニーズを打ち出していくことが必要である。

② 衛星を用いた海洋情報サービスの維持・開発

○ 水循環変動観測衛星（GCOM-W）搭載センサーにより提供される気候パラメータのように継続性を求められる段階にある海洋観測データを利用した情報サービスに係る衛星機能の継続性を優先的に図ることが必要である。

○ 衛星AIS（自動船舶識別装置）による船舶動静の把握や可視光センサーによる夜間の灯火観測といった応用技術の研究開発に継続的に取り組むことが

必要である。

(3) 国際観測プロジェクトへの戦略的な参画

① 国際観測プロジェクト参画するに当たって共有すべき認識

- 国際プロジェクトへの積極的な参画・主導は、世界的な海洋における課題解決に貢献するばかりでなく、我が国のプレゼンスを示すことを通じて、当該プロジェクト対象海域の海洋秩序の維持や安全保障上も有益であると認識することが必要である。
- 戦略的に将来の海洋観測に関する国際標準（例えば、観測・分析の手法や機器、標準物質に係る標準）を我が国が確立していくという認識を共有することが必要である。
- 国際的に発言力のあるポストを継続的に確保するため、我が国の観測技術、海洋に関する研究開発や教育の充実などのソフトパワーを対外的に発信することが必要である。

② 参画する研究者に対する支援

- 国際プロジェクトに参画する我が国研究者に政策的な背景や国際情勢に関する情報を継続的に提供するといった官側からのバックアップを充実することが必要である。
- 研究者に対する評価において、単に論文数などの成果のみならず、国際プロジェクトの構築や運営への貢献といった学術論文以外の活動も積極的に評価するように評価制度や評価者の意識を変えていくことが必要である。

(4) 海洋観測成果の共有・活用の推進

- ① 海洋観測成果の活用を推進するため、民間による二次的な海洋情報サービスの展開も視野に入れ、利用者との意見交換等を行い、データセンターのサービスを向上させることが必要である。
- ② 大学等の教育・研究機関からの情報収集を促進するため、例えば海洋観測成果の管理・提供を競争的資金の獲得要件に加えるといった、仕組みづくりを検討することが必要である。
- ③ 人材育成の観点からも、教育現場や国民一般向けの海洋情報のコンテンツの充実と積極的な発信に努めることが必要である。
- ④ データポリシーの統合・標準化について、観測やデータ管理の現場を知った

専門家による継続的な検討を行うことが必要である。

(5) MDAのための海洋観測

- ① MDA推進のため、衛星による広域かつリアルタイムな観測も含めた我が国の海洋観測網及び海洋観測・観測データ共有に関する国際連携・協力を充実させることが必要である。
- ② MDAへの観測成果の活用の観点から、異なる特徴や目的を持った複数の海洋予測技術の開発や精度向上に一層取り組むことが必要である。
- ③ 次期計画の策定においては、広義の安全保障の観点から、海洋観測の推進や海洋情報の一元化の意義を再検討し、政策的に新たな位置づけを付加することが必要である。

以上について、詳しくは別添3の「海洋観測強化PT報告書」に取りまとめられている。

4. 総合的な沿岸域の環境管理の在り方について

沿岸域の多面的な価値は、そこに生息する様々な生物をはじめとして、複雑で多様な環境機能に支えられていることから、それら機能を保全し、沿岸域の恵みを持続的に享受していくためには、長期的・広域的かつ俯瞰的な視点の下、総合的な管理に取り組んでいく必要がある。本年度のPTにおいては、沿岸域の持続的な利用に向けた現場の事例（宮城県志津川、山口県樫野川、有明海、富山県氷見市、東京湾、岡山県日生、気仙沼舞根湾、気仙沼大谷海岸）を分析し、それら取組の拡充・拡大方策、国や自治体が果たすべき役割等に関する検討を行い、総合的な沿岸域の環境管理の在り方を以下のとおり取りまとめた。

(1) 総合的な管理のための基本的な方向

沿岸域の持続的な利用を実現するためには、沿岸域において、環境の維持・改善、新たな利用価値の創出及び適切な防災対策のための取組を、バランスをとりつつ進めていく仕組みが必要である。その仕組みとしては、地域住民をはじめとして、沿岸域の持続的な利用という目的を共有する多様な関係者が集まり、協議結果を活動に反映させる組織（以下「協議会」という。）が最も実践的な受け皿であり、総合的な管理とは、地域に設けられた協議会が、沿岸域の状況を見極めつつ、順応的に、様々な活動に関するPDCAサイクルを回していくことに他なら

ない。

(2) 協議会の在り方

① 協議会の構成と成果を得るための留意点

○ 協議会は、その活動が地域住民の生活や福祉に直結することから、地域のコミュニティが中核となるべきであるが、域内の構成員のみでは、身近であるがゆえに見落としがちな沿岸域の機能や魅力、問題点を客観的に捉えることは難しいことから、専門家など域外からも対等な立場で参加を求めていくことが望ましい。

一方、このような協議会の構成員は、それぞれ個別の理論と目的に即したいわゆる「本来業務」に従事しているため、各構成員がそれらに固執した場合、組織内の合意形成は困難を極めることとなる。従って、各構成員は、共通の目的を念頭に、個々の本来業務の枠に捉われず、相互に手を伸ばし合う必要があり、構成員相互の意識共有と、各主体が参加しやすい環境整備が重要である。

② 組織内の円滑な意思疎通を担うNPO・NGOの育成

○ 域内・域外の様々な主体を構成員とする組織内において、構成員同士の円滑な意思疎通を図る上で、コーディネーターの存在は極めて有益であり、そのような役割を担う組織として、NPO・NGOに大きな期待が寄せられるが、我が国のそれら組織は、地力の点においても、社会的認知の点においても、相対的に未成熟である。このため、国、自治体、民間企業が連携し、沿岸域においてコーディネーターの役割を果たし得るNPO・NGO育成のための仕組みを検討していく必要がある。

③ 地域の現状を踏まえた防災機能の醸成

○ 沿岸域の防災・防護機能が損なわれた場合、地元の合意に基づく速やかな回復が必須となるが、震災発生など非常時においては、災害復興計画の合意形成は極めて困難な作業となる。このため、沿岸域においては、平時から、海岸侵食の実態はもとより、将来の震災被害や、気候変動に伴う潮位変化・高潮の影響等を踏まえ、環境や利用にも配慮した防災計画を準備することが望ましい。特に、防災上緊急を要する地域では、協議会による沿岸域の将来像に関する検討などを通じ、地域住民の意識醸成に貢献していく必要がある。

(3) 協議会活動の維持・拡大方策

① 活動の維持・継続

○ 協議会は、様々な主体の集合体であることから、組織内の意見調整や意思決定に際し、それぞれの主体でリーダーシップを発揮するキーパーソンの存在は

極めて重要である。また、環境の再生・改善には長い時間を要し、様々な取組の実質的な成果の発現は、子供たちの世代以降とならざるを得ないため、協議会活動は、世代を超えて継続させる必要がある。

- このため、協議会においては、個々の主体ごとのキーパーソンとその後継者を育成するとともに、子供たちを主役とする活動を展開し、世代の交代にも備えていく必要があり、教育者に訴求する質の高い教材作成や、諸活動の発信などを通じ、協議会活動への公教育機関の参加を促進していくことも重要である。

② 活動の拡充・拡大

- 沿岸域の諸問題の要因は、複雑かつ広域にわたっていることから、協議会活動は、地域レベルの成果を積み上げ、他地域へ波及させていく必要があり、沿岸域を始点とするこうした動きは、持続可能な循環型社会の実現にもつながることが期待される。この場合、自然科学的な活動のみでなく、地域の文化や伝統を活かした人の交流、商品の流通等人文的アプローチが不可欠であり、特区制度の活用も含め、協議会活動の外延的な発展を促進していく必要がある。

(4) 行政組織が果たすべき役割

① 行政機関による取組・試行の推進

- 国及び自治体は、沿岸域の研究を推進し、沿岸域の情報を住民や国民に周知し、沿岸域の諸問題について認識を高めるとともに、特に、大規模構造物の整備などの際には、様々な情報から環境への影響を量り、その結果を整備計画に反映させていく必要がある。

- 沿岸域の諸問題は、それぞれ地域固有の背景や特性を踏まえる必要があることから、まずは地域単位で解決を試みるべきであるが、物質循環機構の解明・応用等、多くの地域にまたがる問題は、国が解決に取り組むべきであり、特に、総合海洋政策本部が調整機能を発揮していく必要がある。

- 国は、地域ごとの仕組みづくりの試行を促進していくとともに、市町村が、沿岸域の諸問題の解決に取り組む場合、対象海域を当該市町村の区域とするなど、自治体の主導権を裏付ける新たな制度についても、具体的に検討していく必要がある。

② 中長期的な課題への対応

- 中長期的には、社会全体が、市場原理主義社会から持続可能な循環型社会へ、システムの変更に取り組んでいくことも重要な課題であり、そのためにも、様々な取組を試行するとともに、長期的・広域的なモニタリングデータを蓄積

していく必要がある。

③ 次期計画への記載

- 総合的な沿岸域の管理については、地域ごとの取組を一層推進していくため、以上のような行政組織ごとの役割分担を念頭に、国としての基本的な方針を定めるべきであり、次期計画において、その旨を記載する必要がある。

以上について、詳しくは別添4の「総合的な沿岸域の環境管理の在り方PT報告書」に取りまとめられている。

5. 次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について

現行計画は、平成30年3月に5年の計画期間を経過することから、平成29年度に、現行計画の実施状況等に関する評価を行いつつ、総合海洋政策本部を中心とした検討を経て、政府において次期計画の策定が行われることとなっている。参与会議は、政府の次期計画の策定に先立ち、当該計画に規定されるべき海洋施策に係る重要事項等について審議し、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べる予定である。政府においては、この意見を十分に踏まえて次期計画案を取りまとめることを要請する。

このため、参与会議において次期計画の策定に係る基本的な考え方、また参与会議における来年度の審議の体制等について検討を行ったところ、以下のとおり提言及び報告する。

(1) 次期計画策定に当たって考慮すべき事項

① 次期計画の構成等について

- 「総論^{*}」に関して、海洋に対して親しみやすさを強調する。この場合、国民生活にとっての海洋の持つ潜在力、様々な可能性を若い世代にも分かりやすく記述するよう心掛けるべきである。一例としては、海洋バイオ分野、最新IT技術を活用した海洋への応用、神秘的な海底・深海調査に関する事例などが考えられる。
- 「第1部^{*}」に関して、まず現行計画の実施状況とその評価を盛り込んだ上で、次に最近の海洋をめぐる情勢の変化等を踏まえた海洋政策の主要なテーマを課題として選定し（下記②参照）、これらに関して「基本的な施策の方向性」を示すべきである。なお、現行計画では「重点的に推進すべき取組」と「施策

の方向性」が規定されており少々分かりにくい構成となっているため、上記に一本化する。

なお、「総論」と同様に全体的に読みやすいものとすべきである。

○ 「第2部^{*}」に関して、現行計画では、海洋基本法第三章基本的施策の各条毎に具体的な施策が並んでいるが、次期計画では第1部における「基本的な施策の方向性」に沿って、それぞれの具体的な施策を盛り込むこととし、課題となっているテーマに対応した施策を明確にすべきである。

② 主要なテーマの選定と想定される施策について

○ 現行計画から今日までの海洋をめぐる社会情勢等の変化、現行計画の推進状況、累次に亘る参与会議意見書の実施状況等を踏まえた、第1部に盛りこむべき主要テーマに関しての、参与会議における主な議論は別紙1のとおりである。

③ 次期計画策定に当たっての留意事項

○ ①のとおり、現行計画策定時からの海洋を取り巻く社会・環境等情勢の変化を踏まえた政策の策定は重要であるが、他方で、海洋の豊かさ、厳しさなど不変なものもあり、普遍的な理念についても留意すべきである。

○ 次期計画では、講ずべき施策についての具体的な目標（数値目標、定性的な目標等）を設定すべきであり、その場合には、計画上の時間軸、計画期間の先も見据えるなどの工夫をすべきである。これにより、各施策の達成状況についての把握やフォローアップに資すると考えられる。

（2）参与会議の審議体制について（報告）

参与会議における次期計画に係る審議体制については、参与会議に全参与等からなる「基本計画委員会」を設置して、次期計画の全体的な審議を行う。また、（1）②の主要テーマのうち、特に専門的な観点から分科会的に審議すべき事項については、同委員会にその審議範囲に応じて、小委員会あるいはPTを置くこととする。（別紙2参照）

6. 結び

^{*} 現行計画の「総論」は海洋立国日本の目指すべき姿及び海洋基本計画策定の意義について、「第1部」は海洋に関する施策についての基本的な方針について、「第2部」は、海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について定めている。

今後の政府における海洋政策の取組に際しては、本意見書を十分に参考として、関係行政機関との連携を強化しつつ、総合海洋政策本部が中心となって進めることを要請する。

最近の海洋をめぐる情勢の変化と主要テーマの選定について

1. 近年の海洋をめぐる情勢の変化等について

(1) 海洋に関する安全保障の重要性

近年、海洋権益に関する各国の意識の高まりや、海洋という国際公共財に対する自由なアクセスを妨げるリスクの拡散、深刻化を示す事象が見られる。具体的には、外国公船による尖閣諸島周辺海域における領海侵入、我が国領海及びEEZ内における外国漁船による違法操業や外国船舶による海洋調査の実施の活発化、我が国シーレーンの安全性等に関わる深刻な問題の発生、南シナ海における中国と他の沿岸国諸国との対立によるアジア太平洋の海洋秩序の不安定化、あるいは、南海トラフ巨大地震等発生へ備えんとする取組など、我が国の管轄海域内外の海洋における様々な人為的又は自然の脅威の顕在化や当該脅威に対する意識の高まりが見られる。

(2) 海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋産業への期待

近年、新たな可能性を有する海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待が高まっている。また、油価の低迷が石油・ガス開発投資等に影響する一方、クリーンエネルギー源たる天然ガスの需要・市場拡大期待、海運・造船業における船腹量過剰傾向の継続等厳しい事業環境の中で新事業分野への進出の動きなど、海洋資源、海洋産業を巡る状況には目まぐるしい変化が見られている。このような中で、メタンハイドレート等について産官学連携の下で海洋産出試験や試掘・海域パイロット試験等の取組が進められており、また、これら開発の取組を通じた海洋新産業の創出・振興は我が国の経済成長、ひいては国益に資する政策的意義の高いものであると認識され、その今後の展望に期待がかかるところである。

(3) 海洋環境等をめぐる情勢について

我が国では、高度経済成長に伴う海洋汚染問題が一定の落ち着きを見せる中、沿岸域の環境や資源の維持、再生に向けた総合的な管理の方策、海洋開発の沖合・深海域への拡大に対応した海洋環境への影響評価の在り方など、海洋の持続的な開発・利用と環境保全との両立を図っていく上で、早急に方向性を定めるべき課題が残されている。

一方、国際社会においては、地球温暖化や海洋酸性化への対応、海洋生物多様

性の保護と持続的利用、海洋ごみの回収・処理・発生抑制等様々な課題が次々と顕在化し、海洋環境の維持・保全に対する関心は、これまでになく高まっている。こうした中、海洋環境の保護を第一義とする一部の国が、MPAの設定やEIAをはじめとする国際的な議論をリードする傾向が強まっている。

このため、海洋における熱の貯留域の影響等を解明するための調査研究を推進するとともに、海洋の持続可能な利用を目的とした日本型のMPA、EIAの在り方をはじめとして、我が国の海洋環境保全の考え方を国内外へ明示し、国際的な議論形成に貢献していく必要がある。

(4) 海洋人材育成の重要性

我が国の海洋の将来を担う人材の育成・確保や、海洋産業を支える基盤の1つとしての人材育成の重要性が近年指摘されており、例えば、安定的な海洋人材確保のために若年期から海洋について学ぶ機会を確保し、海への関心を高めることが重要ではないか、また、大学・大学院の教育カリキュラムと産業界が求める人材ニーズの間のマッチングを如何に図るか、或いは、優秀な人材確保のためには卒業後の魅力的な活躍の場・フィールドを如何に確保するか、といった課題が挙げられている。加えて、海は切れ目がなく世界は海で繋がっており、海洋環境や海洋秩序を始めとする諸分野で国際連携等が重要であることから、国際舞台で活躍する人材を育てるという視点での取組強化も必要である。

(5) 観測・調査・研究の推進、科学技術の開発、国際連携の強化と北極政策等の重要性

広大で深淵な領域であるとともに、気象や海況の変化が激しく、人間の活動が制限される海洋では、大半が未知の分野であることから、発生している様々な事象を把握するための観測・調査・研究の推進、それらを含む海中の諸活動を支える科学技術の開発、国際連携の強化は、海洋政策を支える基盤として最も基本的かつ重要な要素であり、これまで、参与会議において議論されてきた各種テーマはもとより、上記4項目のテーマにも共通する課題となっている。

特に北極域は、近年の急激な海氷の減少に伴い、新たな航路確保、資源開発等の可能性に対する世界的な注目を集めており、国際的な連携の下、観測・調査・研究の推進、科学技術の開発等に関する包括的な対応が求められている。

2. 主要テーマ等の選定について

(1) 基本計画委員会で分科会的に審議すべき主要なテーマ

1. でみたような海洋をめぐる情勢の変化等を踏まえ、当参与会議は、次期計画において、課題とすべき主要なテーマとして、まず

- 海洋の安全保障（海洋に関する広義の安全保障）
- 海洋の産業利用の促進
- 海洋環境の維持・保全
- 海洋人材の育成等

を選定し、適宜参与会議に設置される予定の「基本計画委員会」に分科会的な会議体を置き専門的に審議する。

(2) 基本計画委員会で審議すべき主要なテーマ

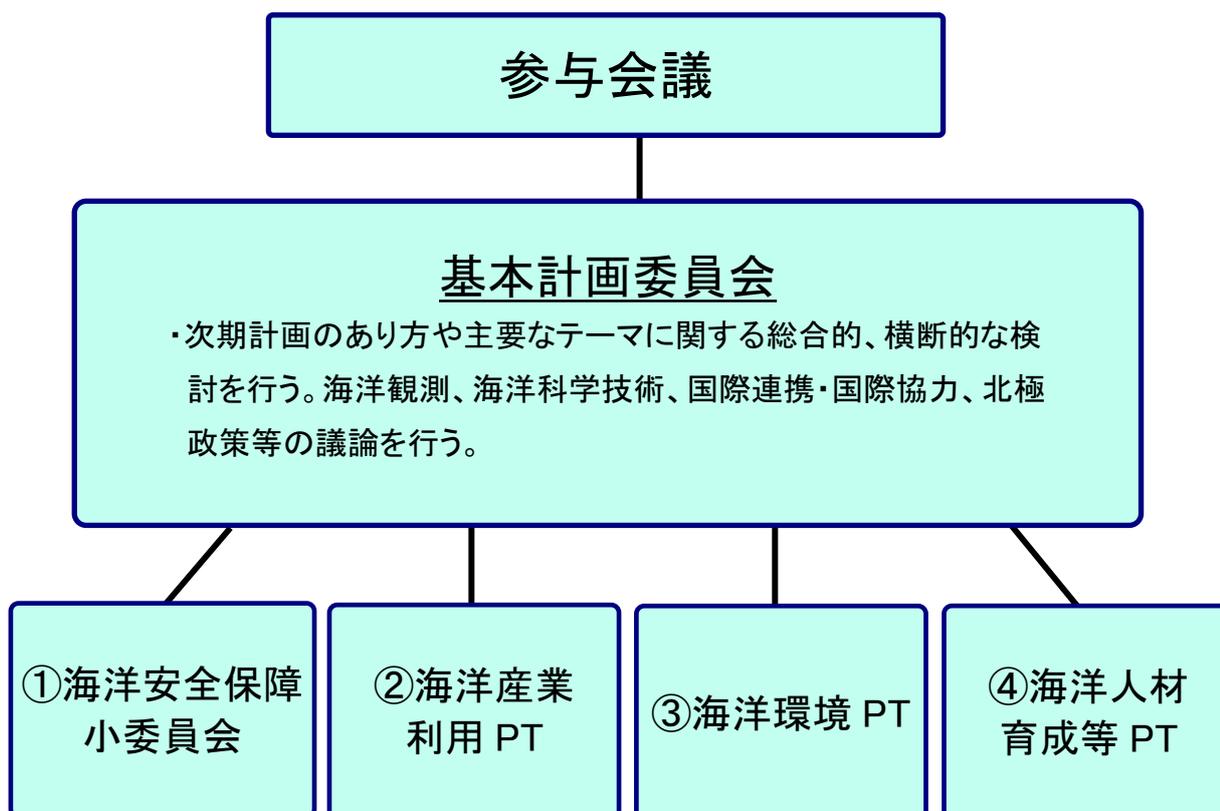
(1) で選定された主要なテーマの他、これまで累次の参与会議での議論されてきた以下のテーマについては、適宜基本計画委員会において集中的に審議する。

- 海洋観測
- 海洋科学技術
- 国際連携・国際協力
- 北極政策 等

(3) その他

基本計画委員会において、現行計画の実施状況とその評価（参与会議でのフォローアップを含む）を行った上で、必要に応じてその他のテーマを選定する。

主要テーマに関する検討体制（案）



この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

2016年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
我が国における海洋政策の調査研究報告書

2017年3月発行

発行 公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル

TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230

<https://www.spf.org/opri-j/>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-340-7

